

平成29年 5月30日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 朝 日 将 貴 | 2番 | 江 崎 貴 大 |
| 3番 | 加 藤 克 之 | 4番 | 高 橋 八重典 |
| 5番 | 永 井 利 明 | 6番 | 鈴 木 みどり |
| 7番 | 那 須 英 二 | 8番 | 三 宮 十五郎 |
| 9番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|---------|----|---------|
| 8番 | 三 宮 十五郎 | 9番 | 早 川 公 二 |
|----|---------|----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (32名)

| | | | |
|-------------------|---------|-------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 山 口 精 宏 |
| 民生部長兼 福祉事務所長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総務部次長兼 総務課長 | 立 松 則 明 |
| 総務部次長兼 財政課長 | 渡 辺 秀 樹 | 総務部次長兼 収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 |
| 民生部次長兼 健康推進課長 | 花 井 明 弘 | 民生部次長兼 介護高齢課長 | 半 田 安 利 |
| 開発部次長兼 農政課長 | 安 井 耕 史 | 開発部次長兼 都市計画課長 | 大 野 勝 貴 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 山 守 修 | 教育部次長兼 学校教育課長 | 水 谷 みどり |
| 監 査 委 員 長 事務局長 | 羽 飼 和 彦 | 庁 舎 建 設 準備室長 | 伊 藤 重 行 |
| 秘書企画課長 | 佐 藤 雅 人 | 危機管理課長 | 伊 藤 淳 人 |
| 税 務 課 長 | 佐 野 智 雄 | 市民課長兼 鍋田支所長 | 横 山 和 久 |
| 保険年金課長 | 佐 藤 栄 一 | 環境課長兼 十四山支所長 | 柴 田 寿 文 |

| | | | |
|--------------------------------------|------|--------|--------|
| 福祉課長 | 山下正己 | 児童課長 | 大木弘己 |
| 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長 | 村瀬修 | 商工観光課長 | 大河内博 |
| 土木課長 | 伊藤仁史 | 下水道課長 | 小笠原己喜雄 |
| 生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長 | 安井文雄 | 図書館長 | 山田淳 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書記 | 土方康寛 |
|--------|------|----|------|

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 同意第2号 農業委員会委員の任命について
- 日程第5 同意第3号 農業委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第4号 農業委員会委員の任命について
- 日程第7 同意第5号 農業委員会委員の任命について
- 日程第8 同意第6号 農業委員会委員の任命について
- 日程第9 同意第7号 農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第8号 農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第9号 農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第12号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第13号 公平委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第26号 弥富市税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第27号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第18 議案第28号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第29号 市道の廃止について
- 日程第20 議案第30号 市道の認定について
- 日程第21 議案第31号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第32号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（武田正樹君） ただいまより平成29年第2回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第88条の規定により、三宮十五郎議員と早川公二議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（武田正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第2回弥富市議会定例会の会期を本日から6月21日までの23日間としたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から6月21日までの23日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（武田正樹君） 日程第3、諸般の報告をします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、また
地方自治法施行令の規定により、市長から平成28年度一般会計及び公共下水道事業特別会計
予算の繰り越しに関する書類がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してあり
ますので、よろしくお願ひします。
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 同意第2号 農業委員会委員の任命について

○議長（武田正樹君） 日程第4、同意第2号を議題とします。  
地方自治法第117条の規定により、大原功議員の退場を求めます。

〔16番 大原功君 退場〕

○議長（武田正樹君） 服部市長に提案理由の説明を求めます。  
服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平成29年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は同意1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第2号農業委員会委員の任命につきましては、弥富市平島町中新田193番地の3、大原功氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

大原功議員の入場を求めます。

〔16番 大原功君 入場〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 同意第3号 農業委員会委員の任命について

○議長（武田正樹君） 日程第5、同意第3号を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、佐藤高次議員の退場を求めます。

〔14番 佐藤高次君 退場〕

○議長（武田正樹君） 服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は同意1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第3号農業委員会委員の任命につきましては、弥富市子宝二丁目28番地、佐藤高清氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

佐藤高清議員の入場を求めます。

[14番 佐藤高清君 入場]

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 同意第4号 農業委員会委員の任命について

○議長（武田正樹君） 日程第6、同意第4号を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、三浦義光議員の退場を求めます。

[11番 三浦義光君 退場]

○議長（武田正樹君） 服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は同意1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第4号農業委員会委員の任命につきましては、弥富市前ケ平一丁目28番地、三浦義光氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

三浦義光議員の入場を求めます。

〔11番 三浦義光君 入場〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 同意第5号 農業委員会委員の任命について

日程第8 同意第6号 農業委員会委員の任命について

日程第9 同意第7号 農業委員会委員の任命について

日程第10 同意第8号 農業委員会委員の任命について

日程第11 同意第9号 農業委員会委員の任命について

日程第12 同意第10号 農業委員会委員の任命について

日程第13 同意第11号 農業委員会委員の任命について

日程第14 同意第12号 農業委員会委員の任命について

○議長（武田正樹君） 日程第7、同意第5号から日程第14、同意第12号まで、以上8件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は同意8件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第5号農業委員会委員の任命につきましては、弥富市稲荷崎一丁目56番地、伊藤均氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に同意第6号農業委員会委員の任命につきましては、弥富市鍋田町稲山393番地43、岡田浩和氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に同意第7号農業委員会委員の任命につきましては、弥富市三百島一丁目185番地、加賀豊氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に同意第8号農業委員会委員の任命につきましては、弥富市平島町五反割64番地7、氣賀澤洋亘氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に同意第9号農業委員会委員の任命につきましては、弥富市川原欠二丁目27番地、小坂井恒子氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に同意第10号農業委員会委員の任命につきましては、弥富市加稻三丁目30番地、佐藤博孝氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に同意第11号農業委員会委員の任命につきましては、弥富市操出二丁目31番地、竹川常夫氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に同意第12号農業委員会委員の任命につきましては、弥富市前ヶ平一丁目39番地、山岸秀貴氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第5号から同意第12号までの8件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号から同意第12号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

同意第5号について、本案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号は、本案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第6号について、本案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第6号は、本案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第7号について、本案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第7号は、本案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第8号について、本案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第8号は、本案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第9号について、本案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第9号は、本案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第10号について、本案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第10号は、本案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第11号について、本案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第11号は、本案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第12号について、本案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、同意第12号は、本案のとおり同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 同意第13号 公平委員会委員の選任について

○議長（武田正樹君） 日程第15、同意第13号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は同意1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第13号公平委員会委員の選任につきましては、伊藤種雄氏が平成29年6月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市松名六丁目67番地、伊藤種雄氏を引き続き選任をしたいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第13号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第26号 弥富市税条例の一部改正について

日程第17 議案第27号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第18 議案第28号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第19 議案第29号 市道の廃止について

日程第20 議案第30号 市道の認定について

日程第21 議案第31号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第32号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第16、議案第26号から日程第22、議案第32号まで、以上7件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案3件、法定議決議案2件、予算関係議案2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第26号弥富市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第27号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第28号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号市道の廃止につきましては、道路事業等により関係路線を廃止する議案、

及び議案第30号市道の認定につきましては、道路事業に伴う路線再編成により路線を認定するものであります。

次に、議案第31号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、厚生年金保険等の適用範囲の拡大に伴う臨時職員社会保険料の増額や、土地改良事業補助金等を計上するものであります。

次に、議案第32号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、臨時職員社会保険料の増額を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 議案は、関係部長に説明を求めます。

なお、補正予算は総務部長に説明を求めます。

まず、山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議案第26号弥富市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

23枚はねていただきまして、弥富市税条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 第32条（所得割の課税標準）、第33条の9（配当割額または株式等譲渡所得割額の控除）、附則第16条の3（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）、附則第20条の2（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）、附則第20条の3（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）は、特定配当上場株式等に係る所得について、住民税申告書及び確定申告書がいずれも提出された場合、申告による所得税と異なる課税方式で市民税を課税できる規定を明確化することとした。

2. 附則第16条（軽自動車税の税率の特例）、軽自動車税に係るグリーン化特例（軽課）措置が、環境性能に対する基準強化した上で、平成31年度まで2年間延長されることに伴い、関係規定を追加することとした。現行区分の軽減税率の表のとおり、改正後の区分、軽減税率となるものであります。

3. 附則第16条の2（軽自動車税の賦課徴収の特例）、軽自動車税の減税対象車に対する排出ガスや燃費基準が訂正された場合における不足税額の賦課徴収に係る特例規定が新設されたことに伴い、関係規定を追加することとした。

4. その他必要な規定の整備を行うこととした。

5. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一部については、平成31年1月1日、平成31年10月1日または都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

次に、議案第27号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げ

ます。

4枚はねていただきまして、弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額を改定することとした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 条例議案第28号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

3枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらまし。

1. 保険基盤安定制度の拡充。国保税の軽減は、所得に応じて応益分、均等割と平等割がございます。これを7割、5割、2割軽減する仕組みである。今回の保険税軽減拡大は、まず2割軽減では、現行の「33万円+48万円×被保険者数」（給与収入で3人世帯の場合は、約278万円）から「33万円+49万円×被保険者数」（同約283万円）に引き上げることとし、5割軽減では、「33万円+26万5,000円×被保険者数」（同約186万円）から「33万円+27万円×被保険者数」（同約188万円）という基準に見直すこととした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、橋村開発部長。お願いします。

○開発部長（橋村正則君） 続きまして、議案第29号市道の廃止について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、廃止路線調書をごらんください。

内容といたしましては、県道ネットワークの見直し及び市道の路線の見直しに伴い、市道鍋平鳥ヶ地線ほか6路線を廃止するものでございます。

続きまして、議案第30号市道の認定についてを御説明申し上げます。

これも1枚はねていただきまして、認定路線調書をごらんください。

内容といたしましては、県道ネットワークの見直しに伴う路線再編成により、市道鍋平28号線ほか1路線を認定するものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議案第31号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,665万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億1,665万4,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、財政調整基金繰入金1,629万6,000円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきましては、選挙システム改修委託料82万1,000円、民生費におきましては、保育所臨時職員社会保険料250万円、農林水産業費におきましては、土地改良事業補助金1,080万円であります。

次に、議案第32号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億4,120万円とするものであります。

歳入予算といたしましては、事務費繰入金20万円、歳出予算といたしましては、臨時職員社会保険料20万円であります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案7件は、継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は、継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時26分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 早 川 公 二



平成29年6月8日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 朝 日 将 貴 | 2番  | 江 崎 貴 大 |
| 3番  | 加 藤 克 之 | 4番  | 高 橋 八重典 |
| 5番  | 永 井 利 明 | 6番  | 鈴 木 みどり |
| 7番  | 那 須 英 二 | 8番  | 三 宮 十五郎 |
| 9番  | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 10番 | 平 野 広 行 | 11番 | 三 浦 義 光 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 奥 山 巧   | 総 務 部 長                    | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長                    | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼<br>総 務 課 長     | 立 松 則 明 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長     | 渡 辺 秀 樹 | 総 務 部 次 長 兼<br>収 納 課 長     | 鈴 木 浩 二 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 | 民 生 部 次 長 兼<br>介 護 高 齢 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>農 政 課 長     | 安 井 耕 史 | 開 発 部 次 長 兼<br>都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 山 守 修   | 教 育 部 次 長 兼<br>学 校 教 育 課 長 | 水 谷 みどり |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 羽 飼 和 彦 | 庁 舎 建 設<br>準 備 室 長         | 伊 藤 重 行 |
| 秘 書 企 画 課 長                | 佐 藤 雅 人 | 危 機 管 理 課 長                | 伊 藤 淳 人 |
| 税 務 課 長                    | 佐 野 智 雄 | 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 横 山 和 久 |
| 保 険 年 金 課 長                | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長 兼<br>十 四 山 支 所 長   | 柴 田 寿 文 |

|                                      |      |        |        |
|--------------------------------------|------|--------|--------|
| 福祉課長                                 | 山下正己 | 児童課長   | 大木弘己   |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 村瀬修  | 商工観光課長 | 大河内博   |
| 土木課長                                 | 伊藤仁史 | 下水道課長  | 小笠原己喜雄 |
| 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長         | 安井文雄 | 図書館長   | 山田淳    |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書記 | 土方康寛 |
|--------|------|----|------|

6. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤高清議員、お願いします。

○14番（佐藤高清君） おはようございます。14番 佐藤高清でございます。

6月議会の一番最初の質問者ということでありますので、よろしく願いをいたします。

今月の議会から、弥富市をPRするために今議場に、この「きんちゃん」が登場しております。議場での主役は私でありますので、どうぞカメラのアングルをよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は2点の質問を用意し、通告をさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

新庁舎建設事業に対する名古屋高等裁判所の判決について、質問をさせていただきます。

新庁舎建設事業に対する訴訟につきましては、平成25年10月に名古屋地方裁判所に訴訟が提起され、3年にも及ぶ審議を経て、平成28年11月24日に原告の主張を一部却下、そのほかは棄却するとした第1審の判決が言い渡されました。その後、1審の判決を不服として、原告側は平成28年12月5日に名古屋高等裁判所に控訴をしました。結果として、控訴審は1回の口頭弁論にて結審し、本年4月21日に判決が言い渡され、新聞報道では、名古屋高等裁判所は、事業認定を受けていない状態では購入費等の支出見込みはないとして原告側の訴えを棄却した1審の判決を変更し、原告側の訴えを却下したとされております。その後、原告側

は最高裁への上告をしなかったため、今までの訴訟については区切りがついたと理解しておりますが、6月2日に開催されました公聴会において、事業に反対する側の公述人からは、いまだに減額譲渡や移転補償費に関する意見や質問がありました。

また、市民の中には、事業認定を受けていない状態では土地購入費等の支出見込みはないから原告の訴えを却下するとされる2審の判決について、今後、事業認定がなされた後に再度訴えがあった場合には、訴えは取り上げられ、判決が覆ることもあるのではとの不安感を持たれているお方もお見えになると思います。

そこで、1審の判決との相違点など、名古屋高等裁判所の判決の要旨についてお伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） おはようございます。

佐藤高議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在は市の業務は仮庁舎に移転して行っておりますので、現在は使用しておりませんが、昨年4月まで使用していました庁舎は狭く、エレベーターもなく、バリアフリーには対応できていませんでした。さらに耐震性は著しく低く、今後近い将来確実に起こるとされている南海トラフ巨大地震では、崩壊または倒壊のおそれがあります。来庁される市民の皆さんの安全の確保と利便性の向上、そして市の防災の拠点、司令塔として確実に機能する新庁舎の建設が急務となっております。

現在、3カ所に分かれての仮庁舎での市役所としての業務を行っておりますので、市民の皆様には大変な御不便と御迷惑をおかけしております。当初の新庁舎の建設スケジュールどおりであれば、ことしの春から安心・安全な新しい庁舎での業務がスタートできるはずでありました。このような大幅のおくれが生じた原因は、市民の方からの住民訴訟でありました。平成25年6月議会で議決された新庁舎建設事業に係る補正予算に対する支出の差し止めを求める訴訟であります。新庁舎の建設事業には欠かせない愛知県の事業認定の申請が訴訟中は受理していただけないだけでなく、全てストップしてしまいました。現在は、名古屋地方裁判所の弥富市の勝訴の判決をいただき、愛知県において弥富市の事業認定申請を受理していただき、その手続の一環として住民からの公聴会の開催請求により、6月2日、十四山スポーツセンターで愛知県の主催により公聴会が開催されたところであります。

裁判の経緯を説明させていただきます。

まず、住民訴訟の前提となります住民監査請求が平成25年7月26日に住民の方から提出されました。請求内容は、新庁舎建設事業に係る平成25年度補正予算の支出差し止めを求めるもので、監査委員の合議の結果、同年9月13日に請求は却下されております。その結果を不服として、平成25年10月8日、名古屋地方裁判所に訴状が提出され、19回の口頭弁論が行わ

れ、実に3年以上の年月を要し、平成28年11月24日、判決が言い渡されました。しかし、原告はこの名古屋地方裁判所の判決を不服とし、平成28年12月5日、名古屋高等裁判所に控訴をしました。名古屋高等裁判所においては口頭弁論は1回のみで結審し、平成29年4月21日、判決が言い渡されました。第1審の名古屋地方裁判所、第2審の名古屋高等裁判所とも、弥富市の主張が全て認められた判決となっております。

原告の請求は、平成25年度の新庁舎建設事業に係る一般会計補正予算の隣地土地購入費の一部と物件移転補償金の支出をしてはならないとする第1事件、それと平成27年度一般会計の同事業に係る隣地購入費の一部と物件移転補償金の支出をしてはならないとする第2事件となっており、いずれも同じ内容の公金の支出の差しとめ請求でございます。

第1審の名古屋地方裁判所、第2審の名古屋高等裁判所とも、訴えの適否についてまず判断をしております。地方自治法の規定では、いきなり住民訴訟はできない制度となっております。まず、住民監査請求をし、その結果に不服があるときに初めて住民訴訟を行うことができます。したがって、地方自治法上、住民監査請求の対象とできるものでなければ住民訴訟を行うことはできません。そのことについて、少し説明をさせていただきます。

住民訴訟の前提となります住民監査請求については、地方自治法第242条第1項に定めております。内容は、違法もしくは不当な公金の支出等があると認めるときは、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を請求することができるものと規定しています。公金の支出が既に行われたことが前提となっておりますが、括弧書きで相当の確実さをもって予測される場合を含むとしており、今はまだ予算の支出はしていないけれども、今後確実に支出されると予測される場合も、住民監査請求、住民訴訟の対象にできるということになります。

判決の内容について説明します。

第1審の名古屋地方裁判所の判決は、新庁舎建設事業に係る平成25年度一般会計補正予算の隣地土地購入費の一部と物件移転補償金の支出をしてはならないとする原告の訴えの第1事件については、平成28年11月24日の判決時においては、既に支出の見込みがなくなったとして不適法として却下となりました。

第2事件の平成27年度一般会計予算は、繰越明許の制度により翌年度の28年度に予算を繰り越していますので、まだ支出する機会があることから、支出差しとめの訴えの全てを却下とはせず、物件移転補償金1億526万円のうち1億111万1,220円を超える414万8,780円の支出については、それぞれ理由をつけて、これらが支出されることが相当の確実さをもって予測されるとは認められないから、原告らの訴えは不適法であるとして却下いたしました。また、却下しなかった隣地購入費の一部及び物件移転補償金の支出については、それぞれ理由を付して原告らの請求はいずれも棄却しました。

第2審の名古屋高等裁判所の判決は、口頭弁論最終日が平成28年度最終に近い3月17日と

いう関係からかと思いますが、却下の判断について第1審の名古屋地方裁判所とは大きく異なっております。

最初に、公金の支出の確実性についてまず判断をしております。平成29年3月17日の名古屋高等裁判所の口頭弁論最終時点においては、土地収用法に基づく愛知県知事の事業認定は受けられておらず、事業認定が受けられていない状態では土地売買契約や各補償金支払い契約を締結できる見込みはないことから、平成28年度中に支出がされることが相当の確実さをもって予測されるとは認められないとして、平成27年度予算に計上された土地購入費等の支出の差しとめを求める訴えは全て不適法として却下しました。

しかし、仮に愛知県の事業認定がおりており、土地購入費等の支出の確実さがあると想定した場合の判断を名古屋高等裁判所はつけ加えております。この場合には、第1審の名古屋地方裁判所と同様の判断をし、一部を却下、その他の請求は理由がないものとして棄却すべきものとしております。

その名古屋高等裁判の判断について、控訴人らの主張ごとに説明をさせていただきます。

控訴人らは、弥富市が本件土地購入費を支出することは、弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例第3条、地方自治法第2条14項及び地方財政法第4条第1項にも違反し、違法であると主張しています。これに対し裁判所の判断は、地方公共団体の財産の取得については、地方自治法第96条1項8号が一定の場合に議会の議決を要する旨を定めているほかは直接規制する法令が存在しないことからすれば、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項は基本原則を定めたものであって、どのような財産を取得するかは市長の合理的な裁量に委ねられていると言うべきであるとしております。また、最高裁平成25年3月28日第1小法廷判決の最高裁判例を上げ、原告らの主張を退けています。

また、控訴人らは、土地購入費を算定する際、複数の鑑定評価を行った上で比較・検討すべきであったと主張。これに対して裁判所の判断は、本件不動産鑑定書には鑑定評価額決定の過程が説明されており、一般的な手法によって鑑定されたか否か等について判断することが可能である。その記載内容から判断すれば、特段不合理な点は認められないことから、さらに経費をかけて複数の鑑定を行うべき必要性があったとは認められないから、控訴人らの主張を退けています。

また、控訴人らは、代替地との交換契約ができないため、その脱法行為として減額譲渡契約を締結しようとしているのであるから、土地購入費の支出行為と減額譲渡契約の締結等の財務会計上の行為は一体であると主張。これに対して裁判所は、土地売買契約は不動産の取得を内容とし、議会の議決を必要としないのに対し、減額譲渡契約は不動産の処分を内容とし、議会の議決を必要とするなどの点においても性質も異なり、法令上も異なる規制を受けること、土地購入費の支出行為と減額譲渡契約の締結行為の財務会計上の行為は、それぞれ

に必要な手続を経て行われるのであれば何ら違法な行為ではなく、交換契約の締結ができないことの対応として選択された方法であるからといって脱法行為となるわけではない。控訴人らの主張は前提を欠き失当であり、採用できないとしております。

また、控訴人らは、損害保険会社が広く用いる新築費単価法に基づく試算によれば、移転補償の対象となる本件建物の再築費用はもっと低くできると主張。これに対し裁判所は、中部地区用地対策連絡協議会等が統一的な運用を図るために作成した損失補償算定標準書により、株式会社石田技術コンサルタンツが調査した報告書に基づいて弥富市は本件物件移転補償金の額を決定しており、その損失補償算定標準書の内容に特段不合理な点は認められない。

この点について控訴人らは、損失補償算定標準書に記載された単価は高額であると主張するが、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱が昭和37年閣議決定され、この要綱に基づき設置された中部地区用地対策連絡協議会等が本要綱の統一的な運用をし、補償の公平を図るために損失補償算定標準書が策定されており、その算定標準書は十分な合理性を有するものであると言うことができ、その損失補償算定標準書に沿った算定が行われていれば、特段の事情がない限り、合理的な算定であると言うことができる。控訴人らが行った試算は、損害保険会社が広く用いる新築単価法に基づくものであることはうかがえるが、あくまでも簡易な試算であって、個別事情が十分に反映しているとは認められず、これを合理的な物件移転補償金額と認めることはできない。したがって、控訴人らの主張は採用できないとしております。

また、控訴人らは、移転雑費に含まれる設計監理費が控訴人らが算定した設計監理費と比較して高額となっている、さらに弥富市が同時期に発注した設計監理費と比較しても高額であると主張する。裁判所は、弥富市が移転雑費の設計監理費として計上している額は損失補償算定標準書に基づいたものであり、その算定方法に特段不合理な点は認められない。地方公共団体が入札等を経て契約を締結する場合と個人がみずから業者を選定して契約を締結する場合とではおのずから異なり、単純に比較することはできない。したがって、控訴人らの主張は採用できないとし、各補償金支払い契約を締結することについて裁量権の範囲の逸脱または濫用があると言うことはできないとしています。

また、控訴人らは、各土地の建物及び工作物の解体撤去工事費用は、庁舎の解体撤去工事と一体で入札すれば低い価格で施工できると主張。裁判所は、各土地上の建物・工作物の解体は本人において業者を選定し行うものであり、現庁舎の解体業者と同一業者と契約し、解体作業を同時に行うことを前提として補償金額を決めることはできないとし、控訴人らの主張は採用できないとしております。

以上のように、仮に事業認定がおりており、土地購入費等の支出が確実と想定した場合においても、名古屋高等裁判は控訴人らの主張は採用できないとして、第1審の判決と同様、

棄却すべきものとしております。いずれにしても、第1審、第2審の裁判所の判断は同じであり、弥富市の主張が全て認められたものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ただいま名古屋高等裁判の結果を副市長のほうから報告していただきました。この内容につきましては裁判所の結果でありますので、我々議会といたしましては、この議会だより、次に発行されます議会だよりを通じて、市民の皆さんにできる限り詳しく報告をさせていただきたいと思っております。

質問の中で、今後さらに訴えが取り上げられたら結果が覆ることがあるかという質問でありましたけれども、1審、2審とも、原告の言い分、または控訴人の言い分は全て言い尽くされて覆されることはないということでもありますので、安堵しておるところでございます。

この裁判に使った時間が、今に4年になろうとしておるわけであります。原告は完全な敗訴という形の中で、この4年間、市民の皆様、先ほど副市長が言われたとおり、大変な御迷惑、御心配をかけたわけでもあります。今後、県からいただく事業認可に基づいて、粛々と新庁舎の建設に向けて議会も懸命に努力していくわけではありますが、弥富市が掲げております安心・安全なまちづくり、さらには魅力あるまちづくりに今後議会もさらに精進して取り組んでいきますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。また、市側も引き続き安心・安全なまちづくり、魅力あるまちづくりに取り組んでいただきますことを強く要望いたしまして、この裁判につきましては質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、2点目の質問に入らせていただきます。

多面的機能支払交付金事業の推進について質問をさせていただきます。

ことしも田植えの季節がやってまいりました。弥富市内各圃場に立派な苗が植えつけられました。今後、夏に向けて気温の上昇とともに稲がすくすくと育ち、実りの秋を迎え、おいしいお米が収穫され、子供たちがおなかいっぱいお米を食べ、健康に成長していく姿を私たち大人が思い描き、願ってもやまない光景であります。そこには豊作を祈願して地元の氏神様に感謝し、神楽太鼓で町内を練り歩く文化も共存しております。いろいろな意味で、農業・農村には多くの多面性が存在しているのではないのでしょうか。

我々が生きていく上で必要な食料を生産するだけが農業・農村の役割ではありません。現代において農業を営んでいく、農村を維持していくためには、数多くの困難を乗り越えていかなければなりません。国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の保全といった点において農業や農村が担う多面的な機能は大きく、ここから生み出される利益は、農業者や農村で暮らす人々だけではなく、国民、市民にも享受されるものであります。

しかし、過疎化、高齢化、混住化等の進行が進むことで、集落機能も低下をしております。

さまざまな面で、さまざまな支障が生じつつある現状であるわけで、水路・農道等、本来皆で共同利用し、共同管理していたものが、それを継続していくことが困難となっていく、これら地域資源の保全管理においても、担い手農家への負担も増加していくことになるでしょう。

農業・農村から生み出される利益は、国民、市民にも享受されるので、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の保全といった農業の持つ多面的機能から、その利益は生み出されます。国民、市民もその利益を享受する以上、担い手農家だけに負担をかけるわけにはいきません。

こういった思いが集結し、地域で皆でやれることをやっていこうと行われているのが現在の多面的機能支払交付金事業だと思います。地域で団結し、農地ではのり面の草刈りや補修、水路では泥上げやひび割れの補修、自分たちでできることからこつこつと活動をしているわけで、自助・共助の精神がもとになれば成り立たない活動であります。

こういった精神が芽生え、活動として花が咲こうとしているわけですが、これを上回る勢いで、過疎化、高齢化、混住化等の進行が進んでおります。弥富市に根づこうとしている自助・共助の活動を絶やすことなく続けていくために何が必要なのかを考える時期であるとの思いから、今回、何点か質問をさせていただきます。

まずは最初に、各地域で行われている多面的機能支払交付金事業の現状について、組織数や事業の支払い対象となった農地の面積、また実際に交付された交付金の実績額等を確認して報告をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） おはようございます。

御質問にお答えさせていただきます。

現在市内の組織数でございますが、弥富地区に2組織、鍋田地区に昨年広域化をいたしました活動組織が1組織、十四山地区に4組織、合計7つの活動組織があります。

対象面積でございますが、前年度末で田が1,260ヘクタール、畑が71ヘクタール、合計1,331ヘクタールとなっております。

交付金額でございますが、前年度末で合計1億1,255万7,200円交付をさせていただいております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、課長のほうから質問に対する答えをいただきました。

面積が1,331ヘクタール、そして前年度末での交付金が1億1,255万7,200円という報告がありました。この金額につきましては恐らく総額であって、市の負担するところの割合が、たしか4分の1とっております。県のほうが4分の1、残りの2分の1が国かなあと思っ

ておりますけれども、この質問の趣旨は、こういった年度ごとに資金があるわけですが、この資金を必要などころに集中して使って効率よく運営していったらどうかという狙いがあります。もう既に鍋田地区では1組織として広域化が進んでおるようでありまして、まだ十四山地区、そして弥富地区が残っておるかと思っております。そういった意味において、効率よく交付金を使っていったらどうかであるという質問でありますので、次の質問に入らせていただきます。

先進地等の事案を調べてみますと、組織を集落ではなく町で一本化し、効率的な運営に取り組んでみえる地域もあります。広域化の最大の利点は、集落単位での融通で縛られていた資金や人手を広域化で活用できることが上げられます。既存の組織の中では、支払い対象となる農地面積が小さい集落等は資金が足りずに工事に進まず、困っている集落は少なからずあるはずで、また、高齢化で人員不足に悩む組織もあるはずで、行政としても、この資金を有効に利用し、必要などころへ集中して効率よく運用していくことも可能となるわけがあります。しかし、活動範囲が広がったり、資金配分の合意や人手の協力を必要とする作業をいかに取りまとめていくのか、難しい課題も考えられます。ほかの集落のことは知らないでは済まされなくなっております。広域化することさまざまなメリット、またデメリットが考えられますが、弥富市の現状からすると、何がメリットで、何がデメリットになるのか、行政としての見解をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） メリットとデメリットという御質問でございますが、メリットとしましては、広域で活動に取り組みますので、まとまった額の交付金が得られ、地域内での優先順位づけに従いまして広範な活動に取り組むことが可能になるということでございます。

また、おのおのの活動組織で作成しておりました申請や報告等の書類が一本化できますので、申請等の事務に係るそれぞれの活動組織、集落の負担が軽減されるというふうに思っております。

デメリットのほうでございますが、広域で活動に取り組みますので、資金配分の合意、今まではそれぞれの活動組織で使っておりました資金の資金配分の合意や、また人手の協力取りまとめの作業が発生してくるものと思っております。また、それがなかなか容易でないという場合も考えられると思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高君） ありがとうございます。

私のほうで試算しますと、広域化することによって、デメリットの要素よりもメリットの要素のほうが大きいのと思っております。したがって、この質問は広域化ありという形の中、

結論を持ったような形で質問しておるわけでありませけれども、広域化することによって今の流れに乗るんじゃないかなあと。デメリットよりもメリットのほうが多い、デメリットのことはみんなで相談すれば解決するんじゃないかなあと考えております。

その次の質問に入ります。

最後になります。仮に広域化をした場合、現在の活動がどのような形になるのか、シミュレーション等の結果はどのように想定されているのでしょうか。現在、この活動に携わっている方々の最大の視点は、対象面積がどのように増減し、それに伴い交付金がどれだけ増減するのかだと思います。実際に広域化するとしたら、現行組織から広域組織へと対応するための協議会等も立ち上げて行っていかなければならず、誰がその動きの中心になるのか、また結論が出るまでの時間の見通し等も重要案件となるわけでありませ。仮に広域化をした場合のシミュレーションについて行政としてはどのようなイメージでみえるのか、お聞かせを願います。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） まず、対象面積でございますが、もともとの活動組織で対象となっておりました面積を合計いたしますので、広域化いたしましても増減のほうはございません。

交付金額についてでございますが、交付金の内容としまして、農地維持支払、共同分の資源向上支払、長寿命化分の資源向上支払という3種類の交付金がございます。その中の施設の長寿命化のための活動に支払われます資源向上支払の基本単価の上限額が、昨年度以降の新規認定地区ですとか再認定地区につきましては、現在、6分の5に減額をされております。それを広域化することによりまして従来の上限額が支払われますので、現状より交付金額の増加が見込まれます。

また、広域化しました初年度に限りましては、別に事務の補助のために40万円が支払われます。仮に十四山地区を広域化することを想定いたしますと、現在の十四山地区内の4つの活動組織で協議会を立ち上げていただきまして、その中から代表者の方を選任し、その方を中心に広域活動組織を推進していただくということになると想定してあります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高次君） 今、課長のほうからの答弁で、交付金には農地維持支払交付金、また共同分の資源向上支払、また長寿命化分の資源向上による支払いと3種類の交付金があるわけでありませ。現在、報告がありましたように、この事業に取り組んでみえる団体は100%の交付金をいただいてみえるのか、その辺のところを、100%の交付金がなかった場合は面積も100%でないと思うわけでありませけれども、それぞれこの3つの交付金の交付金

内容の報告をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 交付金の支払い状況ということでございますが、地区によりましてはそれぞれの活動に当たってみえないところにつきましては、先ほど3点の交付金の中では活動がないという場合については交付がされません。先ほどの質問の中で御説明をさせていただきましたが、昨年度以降の新規認定地区、これは十四山地区にはございません。再認定された場合の地区、5年過ぎましてまた再認定された地区につきましては、長寿命化のための活動に支払われます資源向上支払というものが現在6分の5に減額をされておりますので、その点につきましては、広域化をした場合、上限額、満額いただけるということで、その点につきまして広域化した場合はメリットがあると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 3種類の交付金の対象の金額がわかればお願いします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 昨年度の実績で御報告申し上げます。

まず、農地維持支払についてでございますが、先ほどの7地区で合計3,888万円お支払いしております。

続きまして、共同活動に係ります資源向上支払でございますが、2,217万7,200円お支払いしております。

3点目の長寿命化に係ります資源向上支払でございますが、5,110万円お支払いさせていただいております。

また、昨年度、鍋田地区につきましては広域化をしましたので、広域化に係ります補助金をプラス40万円支出させていただきまして、総額1億1,255万7,200円という交付金を支払いさせていただいたものでございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ありがとうございます。

ということは、現在この事業に参加しているところは100%の交付金をいただいておると理解してよろしいですか。この3つの交付金対象の事業があるわけですがけれども、私が調べたところによりますと、資源向上支払、いわゆる長寿命化につきましては、これに参加していないという地域もあるようでありますけれども、その辺のところは広域化することによって100%の交付金になる可能性があると思っておりますけれども、その辺のところはどうですか。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 先ほどの7活動組織の中で、昨年度ですと3つの活

動組織が長寿命化に係ります資源向上支払につきましては活動を行っておりませんので交付金のほうは受けておりません。それは活動をしていないというのがありますし、なかなかそういった活動に取り組めないというさまざまな事情があつてのことだと思いますが、広域化することによりまして、広域化した場合の長寿命化のお金を従来取り組んでおらなかった地域に充てるということも可能になってまいりますので、広域化の活動組織の中で、そこら辺の融通をきかせていただくことができるというところもあるかと考えております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高君） この事業の広域化をすることによって、まずは交付金の100%の交付をいただくという思いで質問しております。広域化することによって、この長寿命化の交付をいただいている面積がまた交付金がいただけるようになるということと、そしてさらには十四山地区におきましても2カ所ぐらいが、この事業に参加をしていないと思うんです。十四山地区が仮に広域化した場合に、どの程度の面積がふえ、またどの程度の交付金がふえるかということもお知らせを願いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 現在、十四山地区の活動組織が取り組まれておりません地区は、鳥ヶ地地区、上押萩地区、下押萩地区でございますが、その中の対象になります農地面積は、これは仮で算定させていただいたものになりますけれども、合計、田が48ヘクタール、畑が2ヘクタールとなります。仮に全部の活動組織が、先ほどの3つの交付金に係ります活動に取り組みましたということで仮定をさせていただきますと、農地維持支払につきましては148万円交付がされるということでございます。共同支払いに係ります資源向上支払については88万5,000円ほど、長寿命化に係ります資源向上支払につきましては215万円ほど支払いができるものと考えております。合計でいきますと、約451万7,000円ほど支払いのほうで、取り組みをされますと合計額にその分が追加で交付をさせていただけるというふうに算定しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高君） 1つ、十四山地区ということで質問したわけでありましてけれども、同様に白鳥学区とか白鳥地区におかれましても、まだこういった事業に参加をしていない地域もあるわけでありまして。広域化することによって十四山地区では450万円近いお金、さらには白鳥学区というんですか白鳥地区につきましても同等の金額等が交付されると思うわけでありまして。

交付金、交付金と言っておるわけでありましてけれども、この事業がそもそも始まったのが平成18年だと思いますけれども、農地・水・環境保全事業という形で立ち上がって、地域の皆さんが一生懸命活動をする中で、地域が本当にまとまり、景観もよくなったという大きな

実績が上がっておるわけでありまして、しかし、10年過ぎまして、この交付金の名前も変わり、法制化も進み、当分の間継続されるであろうという内容になっておるわけでありまして。私は多面的機能の推進ということで今質問をしておるわけでありすけれども、こういった諸問題を解決することによって交付金が増額され、多面的機能の増進という形になろうかと思っておるわけでありまして。そして、多面的機能の増進ということになりますと、さまざまな活動が膨らんでまいらるわけでありまして。例えば遊休農地の有効活用をしたらどうか、また農地の周りの共同活動を強く進めていったらどうかとか、また防災・減災力の強化にこのお金を使ったらどうか、農村環境保全の活動に幅広い展開にお金を使ったらどうか、さらには医療・福祉といった連携をもとに、この事業を拡大していったらどうかというような国からの提案があるわけでありまして。

いずれにしても、交付金を1カ所にまとめることによって、効率のよい運営ができるかと思っております。確かに交付金が増えることによって、市の負担25%は大変な事業になろうかと思っておりますけれども、それ以上の結果が出るのではないかとと思っております。ぜひ農政課のリーダーシップで、まずは十四山地区を一体化することを提案していただいて、そして協議会等も立ち上げていただいて、交付金を1カ所にまとめることによって効率のよい運営をしていったらどうかと思っております。さらには、それを見習って弥富地区におきましてもこの事業を取りまとめて、100%の面積の交付をいただき、100%の交付金をいただいて力強い農地・水・環境保全事業の増進という形で進めていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

今、佐藤高次議員のほうから多面的機能の支払交付金に対して、それぞれの地域で広域化したらどうかという形でお話がありました。大変残念ですけれども、鍋田地区におきましては、亡くなってしまいましたけれども、白木理事長がそういったことに対して先駆的な役割をされたなあと思っておりますところでございます。そして、農業振興地域としての農地の保全ということに対して、これは農家だけじゃなくて非農家においても弥富市の農地を守っていくんだということを強く訴えられたいきさつもございます。

また、弥富地区、あるいは十四山地区においては、それぞれの参加団体がばらばらというか、それぞれのところでやっていただいておりますという形の中で、総合力を発揮されていないということもございます。我々としても、それぞれの地域において何のお手伝いができるかということにつきましては、それぞれの地域の皆さん、役員の皆様とお話をしていかなきゃならないなあと思っております。

ただ、今までの話の中でもございましたように、非常に手間がかかるというか、あるいは

そういった形の中でお金を扱うわけでございますので、しっかりとした会計ということができないと、これは大変なことになってくるというような状況も考えられますので、そういったことに対する、それぞれの組織を一本化した場合においては、人的な対応も必要になってくるというふうに思っております。そうした形の中も含めて、それぞれの地域と協議をしていかなきゃならないだろうと思っております。マスのメリットを追求していただくということが私もかなうことだろうと思っておりますので、また協議の場を設けていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 先進地の鍋田のお話がありました。白木理事長からも、そうしたらいいんじゃないという話をいただいておったこともあります。残念ながら亡くなられてしまったわけでありましてけれども、鍋田地区においては、こういった交付金の運用は適切に最大の効果を生み出してみえと聞いておりますので、随時、十四山地区、弥富地区も見習って、まとめた方向で進んでいけばと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は10時55分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に質問される三宮議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしく願いいたします。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 8番、日本共産党弥富市議団の三宮十五郎でございます。

皆さん、こんにちは。

きょうは、私は通告に基づきまして、基本的には市長に、また細かい問題については担当の方にお尋ねしたいと思っておりますが、最初に世界の宝、平和憲法を守ることについて市長にお尋ねいたします。

市長は、一昨年の安保法制の改悪、私は戦争法と言っておりますが、そのときも、それ以降も、憲法9条があったからこそ今日の日本がある、憲法9条を守ると一貫して表明され、市民を励ましてまいりました。ところが、5月3日の憲法記念日に安倍首相は、憲法9条に自衛隊を明記する改正を行い2020年には施行を目指すと、日本会議系の改憲派集会和読売新聞のインタビューで表明をいたしました。これは、憲法99条に定められた国務大臣に課せら

れた憲法尊重養護義務に反し、立法府に対する行政府の不当な介入でもあり、二重の意味で憲法に反する発言内容でもございます。朝日、毎日、中日を初めとする多くの新聞やメディアが厳しく批判し、識者や国民の声を紹介しております。

岸田外相は11日の岸田派の会合で、これは戦争法のときだったと思いますが、当面9条自体を改正する考えはないとしておられました。今日現在もその考えは変わっていないと述べています。31日に東京都内で講演をされた河野元衆議院議長は、——元自民党総裁でもございますが——首相が改憲は立党以来の党是としているということには、自民党の前身の自由党は護憲政党だった。自民党が改憲の党というのは認識が間違っていると反発しております。

国際情勢が複雑になり、北朝鮮の暴挙などによりまして核戦争の懸念も高まっているもとの、こうした安倍総理の憲法違反の行為によって、また今日の日本をつくってきた9条の改正などによる改憲をやめていただき、戦争の放棄と平和主義、国民主権と基本的人権の保障を高く掲げて、今日の時代に最もふさわしい憲法として国際的にも高い評価を受けている日本国憲法を守ることは、現在の国民の命や暮らし、将来の日本を守ることであると同時に、複雑になって非常に先鋭化しております国際情勢のもとで、今、日本国民と日本ができる最大の国際貢献は、この戦争をしないという理想を高々と掲げた憲法を守り抜くことであると思いますが、最初に市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

憲法が制定されてから70年という大きな節目の今日、憲法改正論議が盛んに行われておるわけでございます。確かに、戦後間もない時代背景での現憲法の制定と現在ではさまざまな形で、その背景も違ってきているというふうには思っております。憲法のそれぞれの状況について、国会において、あるいは国民の全体の協議の場においていろんな考えを協議することは大変重要であろうと思っております。しかしながら、憲法9条の改憲はあってはならない、憲法9条は守らなければならないと私自身は考えるものであります。

御承知のように、憲法9条第1項は戦争の放棄であります。そして第2項は、戦力の不保持、戦力は持たない。この不戦の誓いがあるからこそ、戦後の日本の民主主義が守られ育てられてきたことは言うまでもないであろうと理解をするところでございます。また、三原則である主権在民、人権尊重、平和主義、これは戦後日本の不変の価値であろうというふうにも思っておるところでございます。

戦後72年、憲法第9条、不戦の誓いがあるからこそ日本は戦争をしないでこられた、そしてこの平和憲法はこれからも若い世代にしっかりと引き継いでいかなければならないと考えるものでございます。逆説的に、中には、日米安全保障条約、日米安保があるから日本は守

られている、あるいは陸・海・空軍の自衛隊があるから日本が守られていると言われる人もいるわけですが、全く憲法の解釈とは違う次元での話ではないかと考えておるところでございます。

今回、安倍総理が憲法改正論議において、憲法第9条の1項及び2項はそのままにしておいて、第3項になるのか、第2項の2になるのかわかりませんが、自衛隊の存在と役割という形の中で明記をすとおっしゃいました。いわば自衛隊の根拠規定を示すというようなことを言ってみえるわけですが、まさにそれは9条を、いわゆる加憲という考え方に基づいたことであろうと思っております。それも東京オリンピックが開催される2020年施行を目指していくと言われておるわけですが、このように自衛隊の存在と役割を明記すれば、9条の第2項、戦力の不保持、交戦権ということに対して、そのこと自体が空文化になり、骨抜きになってしまうのではないかと心配をしているわけですが、全く9条の2項とは自衛隊の存在と役割ということについての整合性は無理であるというふうにも思っているところでございます。

また、安倍政権は2014年に、集団的自衛権の行使容認という形で閣議決定をされたわけですが、今回の9条加憲の狙いが集団的自衛権の制約を解くことにあるとすれば、先ほども言いましたように、9条の空文化であり、大いにこれはまた国民の間で議論をすべきだろうと思っております。

また、自衛隊の役割と存在ということにつきましては、私たちも大変自衛隊に対しては感謝を申し上げるわけですが、一旦憲法の中に自衛隊の役割という形で明記されれば、これはまた国民の間でしっかりと協議をしていかなきゃならないというふうにも思っております。

そのような形の中において、憲法9条は守るべきであるという立場で、今後も私自身はおりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 引き続いて、軍事力で国民の命と暮らし、平和を守ることができないという問題について、少し立ち入って質問させていただきます。

4日のNHKの日曜討論で、自民党の小野寺政調会長代理は、北朝鮮のミサイル発射への対応について、ミサイルを撃つ前に無力化する敵基地攻撃能力を自衛隊が持つ時期に来ていると語りました。公明党の上田政調会長代理も、議論の中では考えなければならないと同調しております。小野寺氏は、外交努力が基本と述べながら、それが難しいとすれば一番確実なのは撃つ前に無力化することだ、こういう議論も日本として必要ではないかと強調されました。公明党の上田氏は、それ以外に防ぐ方法がないのであれば、それは考えなければならないと語りました。これに対して日本共産党の笠井政策委員長は、憲法9条との根本問題で

許されないと批判をし、何より撃たせないことが大事だ、それをどうするかが問題だと述べ、マクスアメリカ国防長官も、軍事衝突なら信じられない規模になると述べて外交努力を強調し、全会一致で採択されました国連安保理決議も、対話を通じた平和的かつ包括的な解決への努力を歓迎していると述べており、外交で解決できなかつたら国民の命と安全を守れないことになる、まさに政治が問われていると述べました。

さきの韓国大統領選挙でも、4人の有力候補がアメリカの先制攻撃にそろって強く反対をしました。これは、韓国の人々が北朝鮮との戦争による被害がはかり知れないものになることをよく自覚しているからではないかと思います。

お手元に資料を配付させていただきましたが、これは5月21日付の中日新聞の3面で、「韓国で原発事故なら気象次第で」ということで、中国地方、四国地方、近畿地方に至る地域に、最大2,830万人の日本人が避難をしなければならないような事態が最悪の場合は想定されるということをアメリカのシンクタンク、天然資源保護協会のカン・ジョンミン上級研究員が試算をして公表しております。

これは、朝鮮半島の一番南端のほうにあります釜山にある原子力発電所に、818トンという膨大な量の使用済み核燃料が貯蔵されていると。これが電源が機能しなくなって空だきになったら、すさまじい被害が発生するということですね。だから、日本が直接戦闘に巻き込まれなくても、例えば韓国で地震だとか、津波だとか、あるいは北朝鮮との戦闘が始まって偶然にここにミサイルが撃ち込まれるとか、こういうことがあった場合には、これは当然想定されることですね。

以前私は、日本であの福島事故があったときに、欧米諸国の人たちに帰国命令、日本から出るようにという指示が出て、なぜそんなことを、少なくとも周辺は危ないけれどもと私も思っておったんですが、国際的には原子力の問題から見ると、日本でもそうですよね、各地に使用済み核燃料棒をほとんど露出しているプールに保存しているわけですから。ここで事故が発生したらすさまじい状況になるということが、これまでのいろんな原発事故の経験の中で、国際的には、日本は相変わらず安全神話がまかり通っておりますので、日本の中でもいっぱいあるわけですね。

こういう状況の中で、だから事は今日のそれぞれの国が持つておる軍事力とあわせて、実際に我が国や朝鮮半島の状況からいうと、一旦事が起これば、それは取り返しのつかない事態になり、先制攻撃などという対応というのは絶対にあってはならないことだと思います。

こういう対応ですね、軍事力に軍事力でという形でいくと、それは抜け出すことのできない際限のない軍拡競争、少子・高齢化のもとでどんどん次の世代を担う人たちが減っていく中で、これ以上の軍拡をするとか、あるいは今言ったような瀬戸際政策を続けるというようなことをしたら、本当に日本や世界の滅亡への道になると思いますが、その点で、現実に残

念ですが、日曜日に国民の前で行われた政党討論で、幾つかの党のトップの人は、そういう議論をするような私は国であってはならないと思いますが、市長、平和を守るといふこととあわせまして、今日の事の深刻さについて、特に原発の問題については市長も厳しい態度をとっておられました、本当に国を守る、国民を守るという上で大きな課題だと思っておりますが、御見解をお伺いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げます。

軍事力の行使を含め、三宮議員からいろいろな方のいろいろなお話を伺うわけでございますが、私自身、軍事力に対する知識は豊富ではございませんので、間違った解釈をしていくとなりませんので、慎重にお話をさせていただかなきゃならないと思っております。

しかし、現実的なことだけは、今、北朝鮮は立て続けにミサイルを撃ち続けている、この事実であります。そして、その中には日本の排他的水域に達するようなミサイルも何度か来ていると。極めて日本海を取り巻く環境というのが厳しく危険な状況にあることは、皆さん御承知のとおりでございます。また、そのミサイルの開発の中で、核を搭載することができると言われておる I C B M（大陸間弾道弾）の開発ももう既に終わっていると言われております。いざとなればという形の中で、極めて心配なことでもあります。

最近のマスコミのさまざまなニュースを取りまとめて私なりに解釈しておるわけでございますが、今、アメリカは日本海の緊張という形の中でさまざまな軍備を日本海に駐留させておる。まさかということはないと思っておりますけれども、アメリカはいつ北朝鮮を先制攻撃するのかというような心配もあるわけでございますけれども、まさにその攻撃だけは避けていかなければならないと思っております。もしそのようなことがあるならば、隣国である韓国、あるいは日本ということに対しても、さまざまな攻撃を加えられるだろうということで、大変心配なことになるわけです。そして、先ほど三宮議員がおっしゃった韓国での原発ということに対しても、日本にも大きな影響があることは事実であろうと思っております。決して先制攻撃をしてはいけません。

2つ目は、よく言われていることですけれども、中国は北朝鮮を見捨てるのかということが言われておるわけでございますけれども、絶対そのようなことはあり得ないというのが、いろんな記事を見て私自身が解釈するところでもあります。過去の歴史の中で、北朝鮮と中国という関係の中にはさまざまな形で重要なことがあろうというふうにも思っております。

そして、3つ目の関心事といたしましては、先ごろ大統領に就任されたムン・ジェイン新大統領がいつ平壤を訪ねるのかということがあるわけでございますけれども、これは同盟国のきちとした話し合いのもとでないと訪ねられないだろうと私も思っております。

このようなことも含めて、まずは対話を通じた平和外交ということに対して、しっかりと

それぞれの関係諸国が国連という場を通じて話し合うべきであろうと思っております。そして、先ほどから言っております、いかなる場合においても軍事力の行使はあってはならないということを強く申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 市民の皆さんが、そういう方向で進めてほしいというふうに多数の方が願っておると思いますので、ぜひそうした立場を貫いていただきたいと思います。

特に今後、市長に私のこの質問でお願いしておきたいのは、最近の一連の要するに政府の解釈で憲法を変える、それから憲法そのものを変える、同時にそういう憲法違反の法律を数を頼んでつくっていくと、こういうことが急速に広がっております。そうした中で、今、国会でテロ対策ということを経済の大義名分にして共謀罪と言われてきた法律が、そのまま国会を数の力で通されようとしております。

しかし、それに対して、この問題で国連に対して各国がどういうふうに関連の立法を考えているかということについて、その問題で国連の立法ガイドを執筆されたパッサム教授が、TOC条約、要するに政府が言っております国際組織犯罪防止条約に加盟するためにはテロ対策が必要だと言っておるということですが、これは中日新聞の5日付のインタビュー記事で載っておりますが、TOC条約はテロ防止を目的としたものかという質問に対して、違うと。この条約は、組織的な犯罪集団による金銭的な利益を目的とした国際的な犯罪が対象だ。条文にそうした明示をしたのは、テロを対象から除外するためだ。なぜ除外をしたのか。テロという言葉が実際に何を意味するかについて、国際的合意ができていないからだ。非民主的な国では、政府への攻撃活動を犯罪とみなす場合がある。だから、イデオロギーに由来する犯罪は除外されたということで、テロとは全く無縁の法律だということを、この一番基幹部分を執筆された教授が、国連の執筆された教授がそういうふうに述べており、あるいはそれに先立ってジョセフ・ケナタッチ氏、これは国連の人権理事会が任命したプライバシー権に関する特別報告者でございますが、共謀罪法案について、広範な適用範囲によってプライバシーに関する権利と表現の自由への過度な制限につながる可能性があるという警告を發し、法案を正当化できないとする書簡を送付されたことにつきましても、日本政府は、本来ならこれに対する、きちんとそうじゃないという事実を示して国連に報告する、それに基づいて国連の機関で協議をすることになっておりますが、一切そういうことは行わずに、けしからんということ、非難を繰り返すだけというような対応がされております。

国際法や日本国憲法に対して自分のほうの考えが正しいということを一方向的に言うような状況のもとで、最近では日本の政治の中でも立憲主義や民主主義が大きく損なわれ、森友、加計、沖縄との地方自治権をめぐる対応、あるいは今の国連との関係ですね、あるいは全く国会や国民を偽って、テロ対策のため、オリンピックのためと言って、国連はそうではないと言

っておることを国会で数を頼んで強行しようとしているような事態の中で、憲法を守る、そして国民を守るということは、これは憲法に定められた市町村長や議員、公務員の責務でもあります。

この間、被爆者と協力をしまして国連の核兵器禁止条約締結の運動を動かしている平和市長会の経験なども生かし、憲法を守る大運動をぜひさまざまなこれまでの市長としての御経験も生かされて、これは本当に喫緊の課題として憲法を守る、そして日本の政治が民主主義にのっとった、憲法や国の法律にのっとったものとして国民主権が守られる方向に特別の御尽力をいただきたいと思いますが、市長の御見解を求めます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

全く私ごとではございますけれども、5月21日に京都で瀬戸内寂聴さんの講話を直接お聞きする機会を得ました。そのときの話の一つとして、95歳になられる瀬戸内寂聴さんが力強くおっしゃっていたことは、二度と戦争があってはならないということをお話しされてきました。本当に心を打たれる時間でもございました。しかしながら、今、憂いているのは、今の日本は憲法9条を改正して、戦前のように戦争ができる国になってしまうということを憂いておるといふことでございました。

憲法改正の論議においては、さまざまな形で今行われているわけでございますけれども、具体的な手続といたしましては、衆参両議院の3分の2以上の賛成、そしてまたこれが大事だと思いますけれども、国民の過半数の賛成がなければ憲法の改正はできないということになっております。そういう状況において、今こそ一人一人がこの憲法の問題、なかんずく9条の問題について考えるときではないだろうかと思っております。

また、私どものまちといたしましても平和都市宣言をさせていただいております。また、子供たちに戦争が二度とあってはならないという形の中で、中学2年生全員を毎年、広島への平和教育に学んでいただいております。そうした状況の中で、私自身がそのような自分自身が意見を言う立場、あるいは首長としてお話をさせていただく機会があれば、自分の意思を明確に伝えていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ありがとうございます。

この憲法は国民一人一人の努力によって守られるということをおっしゃっておりますが、とりわけ公務員や、そして市町村長、あるいは私どものような議員という立場は、市民や国民に奉仕するという立場からすると、憲法を守り、そういういい方向に我が国や我がまちを導く大きな責任があります。今、市長がおっしゃられたような立場を貫いていただくことは大変

ありがたいこととして、ぜひ積極的にそういう役割を果たしていただきながら、戦争する国にさせないという大きな流れをさらに発展させるために御尽力を求めます。

次に、高齢者や障がい者の方が安心できるまちにするためにということで、一つのきょうは提案をさせていただきたいと思います。

弥富市では後期高齢者医療制度の中に市独自の非常に積極的なものがあり、これをぜひ活用していただきたいということでもあります。これは、精神の病気で、当然認知症も含まれますが、75歳以上の方につきましては、通院治療が必要と認められた人につきましては、もともと精神の病気につきましては、まだそんなに前ではない、多分20年ほどなるかなと思うんですが、精神障害者福祉手帳というのが、通常の身体障がい者でない手帳を、精神の病気は治るということを理由にして、相当の障がいのある方も手帳は出さない、障がい者としての支援はしないということがされていたり、あるいはいろんな意味で差別を受けるということで、なかなか精神の病気の人たちが、本来早く治療すれば治るし、ひどくなればなるほど、当然、国や地方の医療の負担、あるいは御本人の負担もかかりますが、社会的な損失はすさまじいわけですね。これをなくするということも含めまして、精神障がい者が日本の身体障がい者制度の中に、多分21年目ぐらいになるかと思うんですが。ところが、旧弥富町では、それよりもはるか以前から精神の病気が、そういう必要な対応がされていないということで、議会に住民の方から手紙が寄せられまして、尾張事務所管内だったと思いますが、そこで医療に対する補助制度を始めたこと、ぜひ弥富もやってほしいということで、中日新聞の記事だったと思いますが寄せて、手紙が来て、これを当時の、もう30年ほどだと思いますが、厚生常任委員会で取り上げて、町の制度を、行政に求めて支援制度を始めたのが、そんなころだったと思います。

それがいろんな形で生かされまして、今は、先ほど申し上げましたように、75歳以上の人につきましては、精神の病気で、認知症なども含まれますが、通院が必要ということ認められて、国の制度としては精神の病気の通院につきましては全部1割という基準がありますが、弥富市はそれは年齢にかかわらず無料にする。そして、3年ほど前だったと思いますが、精神障害者福祉手帳の1・2級の人については身体障がい者3級相当以上ということで医療費を無料にするという制度とあわせまして、通院費については手帳の所持を関係なしに無料にする制度がある。ところが、これが75歳以上になりますと、精神の病気で通院治療の1割負担、弥富市では無料になるわけですが、なった者につきましては、全部の病気の入・通院を子供の医療費と同じように無料にする制度があります。これはこの地方でも、県下でも私は大変すぐれた制度だと思っておりますが、特に最近、認知症が大きな社会問題になって、認知症の早期取り組みということを市も高く掲げておりますが、実はこの制度がほとんど使われていないところに私は問題があるというふうに思います。

ちょっと質問の順序が変わりますが、ここでその現状について少し説明をして、市側の御見解を伺いたいと思います。

精神障がい者医療費支給事業、それから後期高齢者福祉医療の支給事業の弥富市のホームページをアップしたものをここにいただいてまいりましたが、この中にそういうすぐれた制度がどこを探しても見当たらないんですよ。精神障がい者医療費支給事業では、入・通院ともに全疾病について有効ということで、精神障害者福祉手帳1級または2級をお持ちの方だけが全疾病無料ということになっております。それから、自立支援医療（精神通院）を受けている方につきましては、精神の通院のみは弥富市は無料にするというふうにホームページに掲載されております。

それから、後期高齢者福祉医療支給事業のほうのホームページでは、対象者は障がい者医療、精神障がい者医療、母子・父子家庭医療の支給要件に該当する方、それから戦傷病者手帳をお持ちの方（所得制限あり）、寝たきり、認知症の方（所得制限あり）、ひとり暮らしの方（所得制限あり）、結核患者の方というふうになっておりますが、この寝たきり、認知症の方というのは該当者は1人だと言うんですよ。これは、多分県の制度を引き継いだ形でこういうふうになっておると思うんですが、一番広く利用できる、しかも精神の病気の場合、特に認知症の場合はそうなんです、家族の関係が、結局その人が病気でそういうふうになっておって、きちんとした対応ができれば家族との信頼関係は壊れないんですが、実はそういう状態がなかなか家族同士で理解できなくて、同じ失敗や幾ら言っても聞かないということから、だんだん本来介護をする立場にある方が感情的になっていくと、どんどんそれが増幅されて伝わって病気もひどくなっていくし、介護度もひどくなっていくということで、そういうこともあると思うんですが、認知症のケアを急ぐということにも力を入れておられると思いますが、このせつかくの無料制度をきちんと活用して、そして早い時期に専門医の治療やケアを、そして家族の人も一緒に受けるということが私は物すごく効果的なものにすると思うんですよ。

先日も、海南病院の包括支援センターは、弥富市の介護や医療のために物すごい大きな役割を本当に献身的に果たしてくださっておりますが、そのこのトップの方にお目にかかって、こういう制度があるけど御承知でしょうかと私お尋ねしたら、三宮議員、ホームページをあなたは見られましたかと。ホームページにはどこにも書いていないと言うんですよ。私たちは議会に予算説明書や、それから私たちがいただいている規則のほうでは見ておりますから、利用されておるものだと思っておったんですが、包括支援センターとしてそういうすばらしい制度があるということを知らなかったと。ただ、海南病院の包括支援センターのほうで、介護問題を担当して、今回の認知症の中心になっている人だけが、そういう制度があるということを知っていたけれども、そういうものが海南病院全体の、あるいは包括

支援センター全体の共通のものにもなっていない。ましてや最近では事業所なんかは特にインターネットでそういう検索をしますから、そこにもないということで、せっかくの制度が利用されていないというのは、私は市民の皆さんにとっても、あるいは弥富市がそういうすぐれた制度を持っておりながら活用できなというのは、市の医療や介護の負担を軽くしていく、それからそういう人たちの負担を軽くしていくということから見ても、非常に損失ではないかと。

特に今、特別養護老人ホームなんかは負担が非常にふえておりまして、例えば特別養護老人ホームの1カ月の住民の負担というのは、今は2割負担が導入されておりますが、介護関係で1割負担で、あとこれに居住費だとか食費だとかそういうのがついて今大体12万円、2割負担の人は14万6,000円、今度は新たに3割負担と言われておりますが、そうになると17万2,000円になると。それから老健施設は、今、限度額が、所得によって多少差がありますが、最高の方で20万円、それから20%になると22万6,000円、30%になると25万2,000円。介護療養病床の場合で15万円、1割負担の場合ね。これは介護保険の関係がありますので、介護分は2割負担がずっとついてきます。2割負担で18万円、3割負担で21万円、当然おむつ代も入っておりますが。家族の中で、じいちゃん、ばあちゃんが両方入ったら、1人だつて大変ですが、とても負担できるような費用負担ではなくなっております。

そうした中で、そういう人たちが早期治療をして重くならんようにするということは、その人たちにとってもそうですが、市の財政負担にとってもそうでありますから、ぜひ積極的にこの制度を活用して早期発見・早期治療、そして社会的損失をなくすということの上で大きい役割を果たしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） それでは、周知の方法等について、知らない方が多いということで御指摘をいただきました。それについて御答弁をさせていただきます。

市のホームページに掲載している後期高齢者福祉医療費支給事業の内容につきましては、精神障がい者医療の要件に該当する方との表記をしておりましたが、自立支援医療（精神通院）の項目を追加し、より理解していただける内容に6月1日に更新をさせていただきましたので、改めてごらんをいただきたいと思っております。

なお、高齢者福祉で認知症に関連する項目及び認知症ケアパスについては、早期に内容の充実を図ってまいります。

また、病院等に周知が足りないという御指摘をいただきました。包括支援センター、介護事業者への協力要請を、毎月開催しております介護保険サービス調整会議で周知を図ってまいります。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、精神のほうはわかるような周知ですね、特に75歳以上の人が、これは本当に県下でもまれな制度だと思いますので、ぜひそれによって早期発見・早期治療ができるということで対応をお願いしたいと思います。

それから、後期高齢者医療費支給事業のほうでも、一番上の対象者のところですね、障がい者医療、精神障がい者医療、単純に言えば、これは1・2級に相当の人だというふうに理解されますが、75歳以上で通院治療が認められた者という項目を加えていただくことによって、はっきりとそういう人たちに周知ができると思いますので、ぜひそういうふうにされたいと思いますし、それから寝たきり、認知症の方というのは、多分、従来の制度の中で県の制度から引き継いだものだと思いますが、実際には聞きましたら対象者は1人だと言うんですよね。だから、これは手帳のない方だと思うんですが、実際には弥富市で介護認定を受けている人や後期高齢者の人たちがどんな程度おるかということを平成20年と27年を比べてみますと、後期高齢者医療では3,847人が5,137人になって134%、この7年間でふえています。介護認定者に至っては、1,226人が1,724人と141%ふえております。この中で特に要支援1・2だとか介護1・2のかなりの部分が認知症が主な原因になっているんですが、この人たちが実際にこの制度によって病院を利用しておる人というのと、年間を通じて92人というのが保険年金課のほうの確認なんですよね。それ以外の身体障害者手帳を含めると、実際に平成29年、ことしの2月末現在で668人おるそうですね。ところが、その中で精神の関係で精神障害者手帳だとかそういうのを含めて、今言った通院治療も含めて、後期高齢者で医療が無料になっておる人は96人しかいないということですから、必要な人にほとんど使われていないということで、ここはひとつそういうことも含めて後期高齢者のほうでもわかる表示をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） 市のホームページのほうでいろいろ御案内のほうはさせていただいております。大変制度のほうが複雑で、全ての方にわかりやすいホームページを作成するように努力はしておりますし、またいろいろな、本日、三宮議員から意見をいただいたことも含めながら、これから改訂のほうは進めていきたいというふうには思っておりますが、制度の要件の中でいろいろ細かいことがございまして、例えば今お話がありました寝たきり、認知症の方でございすけれども、この方につきましては要介護4・5の方で、生活介護を継続して3カ月以上受けている方で、主たる生計維持者が市民税非課税というようにいろいろ条件があるわけです。この部分をホームページの中で全て御記入のほうをさせていただきますと大変わかりづらい内容になる可能性もございすので、ぜひそういう御相談がある場合には、積極的に窓口で御相談いただければというふうには思います。よろしくお願ひします。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 手帳がなくて、しかもそうやって寝たきりも通院もしていないわけですから、そういう人々を救済するということではいいんですが、一番初期対応で、今、早い対応ができるし、それから今の介護認定の人たちの状況から見たって利用しなきゃいかん人が多数見える。要するに75歳以上の方で通院治療が精神の病気で必要なものというのをこの対象の中に明記していただければ、今、弥富市が持っているこの制度を周知する上でいうと非常に効果がありますので、それはぜひお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（武田正樹君） 佐藤保険年金課長。

○保険年金課長（佐藤栄一君） お答えさせていただきます。

6月1日の中でホームページのほうを一応改訂のほうをさせていただきました。その内容の中には、自立支援の受給の該当の方も記載のほうを含めさせていただきましたので、こちらのほうにつきましては6月1日のほうで改訂のほうを済ませていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） この間、打ち合わせした中でぜひということで要望しておったことが、はや改善されておるということで大変ありがたいと思っておりますが、私、皆さんからいろいろお話を聞いて、実際に精神の場合の窓口になるのは福祉課ですね。要するにそういう手続の申請は福祉課、それから医療の対象は全部保険年金課、そして実際に一番実はそういう方と直接かかわっておるのは介護高齢課ということなんですが、ぜひこういう問題は、民生部を通じて、この3課が共通の認識を持ってお互いに周知もする、支え合うというか、そういう関係を確立していただくことと、それからもう一つは、ずっと海南病院なんかにもお邪魔していろいろお話を聞いたら、介護保険の介護認定する上でいうと、認知症があるということ、それはそれぞれのかかりつけ医で診断していただくわけですね。ところが、海南病院の例えば老年内科ですか、ここにかかるには、今は電話で済む仕組みになっておるんですが、かかりつけ医からの紹介がないと、全部予約ですから、予約がとれない仕組みになっておるんですね。

ぜひ医師会なんか、私も自分の持病でちょっと病院に通っていますが、話したら、先生なんか、認知症だとかそういう内科の先生ですので、診断書を介護認定のやつのためはしょっちゅう書いておるんですが、そんな制度があるなんて全く知らなかったと言っていますので、ぜひ医師会のほうにも御協力をお願いして、海南病院との間では、医師からの紹介があれば電話で予約が入れられる仕組みをつくってくださっておるそうですので、ぜひそういうものとして活用できるようなことも含めて、要するに介護の関係、医療の関係の組織を通じてそういう仕組みになっていて、効果的な活用を進めてほしいということをも市としてもぜひ

ひ要請していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 自立支援医療、精神通院医療の公的負担の部分でございませうけれども、この適用を受けるためには都道府県知事の指定を受けた指定自立支援医療機関の作成する診断書が必要となつてまいります。海南病院さんのほうにおきましては、市内の病院さんとネットワークを結ばれまして、海南病院に送っていただく、また海南病院から地元へ送られるというネットワークがスムーズにできております。こうしたものを活用していただきまして、病院さんは一生懸命努力していただいて、スムーズな市民の医療が提供できる体制の構築に努めておみえになります。

先ほど申しました指定自立支援医療機関において診断書を作成する医師は、精神障がい診断または治療に従事できる医師の規定がございまして、全ての医師が作成できるものではございません。弥富市内では4カ所の医療機関が指定をされております。そのうちの一つが、もちろん海南病院でございませう。また、疾病・症状等も長期にわたり継続しなければならない重度かつ継続者という範囲を定めておりまして、精神通院として継続した通院が必要となります。

このように、診断書を作成するには専門な知識が要り、愛知県の指定を受けたところでなければ作成できないという状況でございませう。これは愛知県知事の専門医の指定に関することとございませうので、医療機関においては県から周知がなされております。市でもホームページ等々で、この医療機関等についての情報が提供できるように努めてまいりますけれども、市から直接医療機関に対してこのような働きかけをするにはさまざまな問題があるかなどという部分もありますので、慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 実は先日、弥富ではないんですが、精神科の開業医の方とお話をしたら、認知症の場合は脳の機能障がい原因ですので、レントゲンとかCTとか、そういう写真と、それから脳波の検査が必要ですから、例えば最初に私のところに来ていただいても、認知症の場合は診断する上ではそれが必要だから、私のところに来る前に海南病院さんに行っていたほうが、行ったり来たりしなくて済みますから、その上で来たければ来ていただいたほうがいいんですがというようなことで、実際にそういう検査のできる場所は、市内では多分、海南病院だけだと思いますよね、特に認知症の関係でいくと。それだけに、開業医の先生たちがそういうものだという理解をしていただければ、自分のふだんの患者さんが認知症という人はいっぱいおりますので、それは市としてきちんとね。だから、ホームページにも載っていないこともあったりして、今は載りましたけれども、なかなか理解が行き渡っていなかったのと、実際にほとんどの内科の先生が、そういうものだ、あるい

は介護保険の診断書を書かれた先生たちは知らないわけですから、これはぜひホームページに載せるだけじゃなくて、載せてなければなおさらいかなのですが、せっかく載せたわけですから、皆さんについては初めて聞く制度ですよ。少なくとも県の制度はわかっていますが、そういう人が認められた場合には、他の病気の治療が無料になるというのは、その人たちにとってはさっき言ったような負担を、所得が少ないと負担は多少違いますが、そういう人たちにとってすごい支援になりますし、そういうものが早くきちんとやろうという風潮をつくる上でも大きい役割を果たすと思いますので、ぜひ強く要請しておきますので、お願いします。

あと、時間がそんなになくなってきましたので、最後にお尋ねしたいんですが、先ほど後期高齢者と介護認定者の数を申し上げましたが、もう一方で国の制度で県も一部負担する特別障がい者手当の受給者と20歳未満の障がい児福祉手当という形で20歳以下の人に支給する制度があって、大人の場合ですと、20歳を超えた人ですと、A市では身体障害者手帳の1級・2級で、さらにIQ35以下という方で、常時特別な介護が必要な人には月額3万3,470円、B市は1・2級の手帳、それからIQ35以下、それぞれ1級・2級、あるいはIQ35以下の方で常時介護が必要な場合は2万7,670円、手帳がなくてそういう状況の人については2万6,000円という制度があります。

これが、それほど介護認定がふえる、後期高齢者の人がふえているにもかかわらず、平成20年度でいきますと大人のほうで35人が受給しておったのが、27年が25人、全員が12カ月ずうっと、途中で亡くなる方がおりますから入れかわるんですが、12カ月使うとすると25人分というふうになっております。それから、障がい児福祉手当は、子供が減少しておる中で、平成20年の9.7人が27年には15.7人、1.6倍にふえていますよね。これも周知及び検診体制に大きな不備があるのではないかと。

今の介護認定を受けている人や、それから弥富市の障がい者の状態から見て、せっかく国の制度でそういう制度があって、そういう特別な支援をしている人たちに対して受けられる援助でございますので、どの程度の人が受けられるかということについて、市のほうでも私はわかっておると思いますので、今の特に介護高齢課ですね、ここは今、介護高齢課で、在宅の人たちで重い人たちについて一定のいろんな形で聞き取りをやって、そういう人たちの負担を軽くするということをお考えいただきたいということが1つと、もう一つは、さっき言ったように、簡単にお金がなくなったら負担を上げるとか保険料を上げるとかということを最近やるわけですが、特別養護老人ホームは安いと言われておりましたが、それだって負担の限界で、今、妻が入っておるけれども、俺が倒れたりすると、俺と母ちゃんの年金だけでは足りんようになって、住宅ローンも払えんようになると。こういう状態の人たちが結構おりますので、話をしたら、役所の中にもそういう立場の人、俺だってそうだといった話が

ありましたが、そういう中ですので、これはひとつ市長のほうで頑張ってください、国の介護や医療の予算をきちんと確保して、自治体や住民が負担できないような負担をどんどん制度を変えて自治体に持たせるというやり方を改めていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 3党合意で示されました社会保障・税一体改革ということは、消費税の増税等を含めて、社会保障と言われる医療・介護・福祉、こちらのほうに国のほうが予算を回してくれないと、疲弊する自治体では大変厳しいという状況は繰り返し繰り返し我々としても市長会等を通じて申し上げているところでございます。そうした形の中で、国の負担というか、国の補助というか、そういったことを切に要望をこれからもしていきたいと思っております。

○8番（三宮十五郎君） さっきの手当の受給のことについてどうですか。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、時間が来ていますので。

○8番（三宮十五郎君） 回答をしてくださいよ。今、回答をされておらん。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長、簡単に。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） それでは、周知の方法につきましては、他市のホームページ等々も私ども見させていただきながら、私ども足りない点があれば補足をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回は2項目質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

きんちゃんが本日より議場に登場したわけでございますけれども、かつては金魚と弥富のシンボルとして二分をしておりました今回は文鳥について、1項目めに質問をさせていただきますと思います。

以前、平成27年6月議会の、当時、建設経済委員会において質問をさせていただいたのですが、今回改めてより詳細に質問をしていきたいと思っております。

皆様も御存じかと思われませんが、我が弥富市の又八地区が白文鳥の発祥地であります。そもそも文鳥といえば、白文鳥に桜文鳥の2種類がありまして、後に海外からシナモン文鳥やシルバー文鳥が流通してきました。何といても白文鳥の気品の高さで人気があり、真っ白な体に赤のくちばし、目の回りがトキ色、可憐な姿はこの上もないそうでございます。

文鳥ブームが到来したのは戦後しばらくしてからで、このブームに乗って弥富の文鳥生産が伊勢湾台風以後の昭和37年ごろに隆盛の一途をたどりまして。既に100人の生産農家はその当時お見えになったわけでございますけれども、昭和45年には216件を記録しまして1万5,500の飼育箱を数えておりました。しかしながら、それから徐々に廃業脱退組合員がふえていき、平成2年には49件、箱数も1万箱を切り、衰退をしていきました。

結局、文鳥生産は20年とは続かず、もともと手乗り文鳥の対象は子供たちであり、子供たちの生活の変化、テレビゲームの普及などが上げられますが、また文鳥の世話をするおばあちゃんたちがいなくなったという生産側の生活の変化、そして拍車をかけたのが鳥インフルエンザでございまして、生産者への国からの指導、学校の教室から小鳥の飼育がなくなっていってしまいました。そして、平成21年8月1日をもって、弥富市文鳥組合が解散をいたしました。

次の質問になっている新聞記事でございますが、そこには生産農家というような形で掲載をされておりますが、弥富市が把握している農家は現在何件でありますか。お答えください。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

現在市で把握しております文鳥を生産されています農家は、2件ということでございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 次の質問の中でも述べますが、1件の方が廃業をされたということで、とうとう2件になられちゃったということでございますね。

次に移ります。

今回、文鳥について市側のほうに質問をしようと思ったというきっかけでございますけれども、ことしの3月24日の毎日新聞の夕刊に掲載をされました東海百景、この中で「忘れないで弥富の文鳥」という記事についてでございまして、今回の質問に至ったわけでございます。

私は毎日新聞は購読をしておりませんでしたので、人から教えていただくまで気がつかなかったということでございますけれども、取材を受けた文鳥生産農家の方から新聞を拝借し、コピーをさせていただき、記事を読むことができました。

内容を端的に申しますと、弥富市がつくる市勢要覧と観光ガイド、そしてロゴマークから文鳥だけが消え、金魚だけになりつつあるということ。そして、昨年の市制10周年記念ロゴ

は金魚だけになったということでございます。市内の小学校の副読本は、2007年発行では文鳥に3ページ割いておりましたが、2015年には記述がなくなりました。しかしながら、今も繁栄を伝える文鳥のものが至るところに残っており、国道1号線の公衆電話ボックス上のオブジェ、近鉄佐古木駅前の時計塔、そして白鳥小学校は白文鳥にちなんだ名前であります。また、飼育農家さんへのインタビューでは、寂しいけれど仕方がないという記載もありました。

私は今回、一般質問の題材として考えているとこの農家さんに尋ねに行ったわけでありまして、老兵はただ消え去るのみ、そっとしておいてくれというような、残念ながらそういう声もいただいたということでございますけれども、今回、この記事には弥富市の市長を含め担当課への取材コメントも掲載されておったわけでございます。どこへの窓口への取材だったのでしょうか。また、この新聞に掲載されていない部分など、具体的にどのような取材がなされたのでしょうか。詳細を聞かせてください。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 取材でございますが、商工観光課と農政課のほうにございました。

商工観光課のほうでは、昨年作成いたしました観光ガイドブックと市勢要覧のほうから文鳥のイラストや写真を外したことを説明しまして、あと国道1号線沿いの電話ボックスの上に文鳥のオブジェがある旨を紹介させていただきました。

また、農政課のほうでは、現在の文鳥生産農家数のお尋ねがございましたので、2件であるという旨の御説明をし、そのうちの1件の生産者さんのほうを紹介させていただいたというふうでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） この新聞の最後には、歴史民俗資料館で文鳥のPRビデオを見たというような形で、このビデオの結びに「忘れないでください。全国に広がった弥富の文鳥の子孫たちは、今も力強く生き続けていることを」というような形で、このビデオを締めくくっておるわけでございます。

それでは、次に具体的な文鳥文化の伝承について質問をしていきたいと思っております。

冒頭にも述べましたが、平成27年6月議会、当時の建設経済委員会において、中日新聞での「弥富の文鳥文化の復活を」という県立佐屋高校の愛玩動物専攻への記事について質問をしていたわけですが、これを今回また改めてお願いいたします。

当時の記事では、かつて日本一を誇った弥富の文鳥を隣接する高校で生産を引き継ごうと生徒たちが奮闘しているとの内容でございました。佐屋高校は、文鳥発祥の地である又八地区から、行政区は違うんですけれども、北西に直線で2キロほどの場所でございます。又八

の生産農家の方から飼育技術の継承をしてほしいと定期的に成鳥やヒナの寄贈を受けて、その農家の方と担当の先生の指導のもと、繁殖に取り組んでいるというような記事でございました。

そして今回、ことしの5月に入りまして高校のほうから、スタートして4年たったということでございますけれども、文鳥文化復活プロジェクトに対してのテレビの取材が入るとの連絡が私のほうにございました。あわせて、これまで指導をしていただいた又八の方が廃業するという機会に、弥富市唯一の生産農家の方へのテレビ取材の申し込みと高校への新しい指導者のお願いということを私のほうに依頼があったわけでございます。その後、弥富市歴史民俗資料館への、これは放映するかどうか、結局放映はしなかったんですけれども、取材申し込みでテレビ局が伺ったということもこの場でお伝えをしておきます。

この愛西市にあります佐屋高校には、直接の支援というのは難しいのでしょうか。また、高校側も愛知県を通じて弥富市にお願いしていきたいという意向は持っておるようでございます。予算を組んでというお願いではなく、もちろん佐屋高校は県立高校でありますので、そのような予算は県のほうに直接お願いしておるかと思えます。市内の文鳥生産農家さんと高校との橋渡しを一番に考えているところでもあります。要請があれば、市としても直接支援、指導を私からもお願いしたいと思うんですけれども、どのように考えておられますか。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

最初のほうの質問でもお答えさせていただきましたとおり、市内の農家、生産農家の方が2件ございます。又八の方がやめられまして、今は鯛浦と東中地のほうで2件の方がやってみえますが、そちらの生産農家さんの御了解が得られるということでしたら、生産者の方と学校の生徒さんとの技術指導交流という形での支援ができればと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 私個人にも問い合わせはあるんですけれども、個人ではできることには限りがございます。どうか行政の力をお願いしたいと思います。

これは余談ではございますが、市内の「ウィングプラザパディー」、この「パディー」というのはフランス語で文鳥という意味でございます。つい最近まで知らなかったということでございますけれども、当時およそ2,500通の一般公募の中から、この「パディー」という名称が決まったということでございます。今現在でもパディーは現存するわけでございます。文鳥文化が消えていくのは非常に寂しいものでございます。こういった経緯を含めて、最後の質問に移っていききたいと思います。

平成27年から28年にかけての佐屋高校へのテレビ・新聞の取材、ことしに入ってから弥

富市への新聞取材、そして5月下旬の高校への取材、そしてテレビ放映と、文鳥への注目が高まっています。実際、平成27年当時にも市民の方から問い合わせが多くあったわけで、今回も何かしら問い合わせが私のほうにあるのかもしれませんが。

さきの質問の中での平成27年6月議会の委員会においての私の質問に戻りますけれども、当時高校生が、なかなか繁殖については技術を伝承することができないということ、市として伝承していく手だてはないのかというようなことを、その当時の委員会で私、質問させていただいたわけでございますけれども、それに対しての市側からの答弁ということでございます。

議事録を後からまた少し読ませていただいたということでございますけれども、高校生の文鳥飼育について、期待を向けるのは大きいわけでございますが、いましばらく生徒さんたちの活躍・活動に注視しながら見守っていく段階であります。そういった中で現在答えを持っておるわけではございません。佐屋高校、また飼育指導されている方などから話を聞きながら、事の成り行きを大きな問題として捉えていきたいというようなことのものでございました。

生産農家さんの現状の年齢を考えますと、技術などのお話が聞けるのが、もうここ5年余りではないかと思えます。再度ここでお尋ねをしていきたいと思えます。文化伝承、技術伝承という意味合いで、市長にお考えを少しお聞きしたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員に御答弁申し上げます。

私どもの弥富市は文鳥発祥の地という形の中で、かねては、今、議員がおっしゃったように、大変多くの農家の方を中心として飼育していただいていたということでございます。しかしながら、この伝統的な地場産業というの、購入先の減少であるとか、あるいは後継者の減少というようなことがあるわけでございます。また、生き物を飼うということはいかに難しいかと、つないでいくことが難しいということもあろうかと思っております。そうした形の中で、やむなく減少をして、現在では2件というような状況でございまして、これからどう立ち上がっていけるだろうかということについては、私は極めて、大変残念ですが、厳しい状況にあらうかなあと思っております。

そうした形の中で、佐屋高校の女生徒さんが何とかこの文鳥を飼育していこうということでトライしていただいておりますが、つい先日もテレビ中継をされたと聞いております。その中の内容が、飼育することが大変難しいということで、中地の青木さん等、現状飼育してみえる方にいろいろと御指導をいただいているというような状況をお聞きしたわけでございますけれども、私どもとしても、そんなような形で佐屋高校の生徒さんが御活躍いただいているわけでございますので、一度、農政課もしくは商工観光課を含めて実態を

学ぶべきところがあるんだろうとっておりますので、一度出かけて行って佐屋高校の生徒さんとお話をさせていただきたいとおっておるところでございます。

いずれにいたしましても、一つの金魚と文鳥という差等が大変厳しいわけでございますけれども、なかなかこれを発展させるということは極めて難しいかなとおっております。そういった調査のもとにおいて、今後、可能性を見出していきたいわけでございますけれども、現状としてはとにかく実態調査待ちというようなことで考えていきたいとおっております。よろしくお願ひします。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 産業としては多分これでおしまいになっていくのかなというようなことでございますけど、市長の御答弁の中にもあったように、よろしくお願ひをいたします。

先ほどの最後のテレビ放映だったんですけれども、5月31日ということでございました。テレビ放映の内容は鳥ブームの再来というテーマでございました。前半は名古屋市内の鳥フェス、鳥カフェの紹介ではあったんですが、後半で文鳥の特集で弥富市が紹介されていたということでございます。近鉄弥富駅の壁画、又八神社の記念碑、ケーキ屋さんと電話ボックスのモニュメントが映し出され、その後、佐屋高校の飼育内容、そして最後に弥富市内の文鳥農家さんと高校生との対談ということで終了しておったわけで、弥富文鳥に希望の光がというような言葉で締めくくられておったわけでございますけれども、希望の光があるかどうかということはちょっとわかりませんが、ことしに入って新聞・テレビ、そしてマスコミなど、これだけ注目されているのは事実でございます。今後、もう一社、テレビ局が高校と弥富市内の文鳥農家さんのほうへ取材依頼が来ているということでございます。恐らく再度、弥富市のほうにも文鳥の歴史にも取材が入るのではなかろうかということでございますけれども、行政として動いていただける今、絶好のタイミングではなかろうかと思ひます。こういったことを御報告させていただくとともに、早急な対応をお願ひいたしまして、文鳥に関する質問を終わります。

それでは、2項目めの特定農業用管水路等特別対策事業、通称「特々事業」についての質問に移ります。

石綿を含有する製品は価格が安く、施工性がよかったことから、昭和30年から50年にかけて農業用水路や機场上屋の内壁材などにおいて採用されている状況でございますけれども、平成17年7月に石綿障害予防規則が施行され、石綿含有製品から石綿を含有しない製品に代替するように努めることが事業者の責務として明記されました。

このような中、老朽化などに伴い、石綿を含有する製品が破壊などにより将来的に農業者などの健康を害する懸念がなされることから、必要な対策を講ずることにより影響を未然に防止し、農業経営の安定及び農業の維持を図ることが必要となってきました。そして、

県と市が事業主体となり、石綿を含有する製品の実態調査を踏まえた更新整備のマスタープランなどに即して行う石綿セメント管を塩化ビニール管につけかえる特々事業が進めてこられておるわけでございます。

海部管内では、平成18年調査でおよそ485キロメートルの石綿セメント管延長がございました。平成29年4月現在で事業化済みの延長数は198キロメートルで、そのうち対策済みは55キロメートルとなっており、改修率は11.3%であります。また、石綿セメント管はおよそ430キロまた現在も使用されておるということでございます。

弥富市では本年度、4,160万円の予算が計上され、4地区の事業が予定されておるわけでございます。ここまでの進捗はどのようになっておるわけでございますか。また、総延長からの改修率、具体的な数字をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

特定農業用管水路等特別対策事業は、通称、議員もおっしゃったように特々事業と言っております。事業が完了した地区が2地区ございます。現在事業を進めている地区が4地区でございます。また、今後事業を予定している地区が11地区ございまして、合計17地区ということになってございます。

特々事業での整備予定の総延長が弥富市では約290キロございまして、そのうち149キロメートルが石綿管延長となっております。現在、その290キロメートルのうち24キロメートルが整備が完了しております。改修率といたしましては約8.3%でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 先ほども少し述べさせていただきましたが、海部管内では改修率11.3%、愛知県全体では32%という数字が県のほうの資料で載っておるわけでございます。これだけを見ますと弥富市内の改修率はおくれているように感じますけれども、これは県の資料なんですけれども、東三河地方においては水資源機構が直轄で事業を行って、80%超えの率で改修が進んでおるといふようなことで、県全体では32%ということで、一概に弥富市がおくれているというわけではないと思います。

しかしながら、県内の農水管の延長数は1,183キロメートルで、海部管内はこの中のおおよそ4割を占めておるわけでございます。そして、海部管内のうち弥富市の延長数は、先ほど149キロメートルでしたか、これにおいても弥富市は3割ぐらいということでございます。愛知県全体と見ましても、1割を超える数字が弥富市ということでございます。これだけ弥富市が水郷地帯であり、改修しなければならない石綿セメント管の延長数が多いということでございますけれども、本年度またはこれからの特々事業への市の負担金、これから何年も

続いていくということでございます。これは市の財政面においても、大いに圧迫していくものではなかろうかと思っております。これを踏まえて、次の質問に移っていきたいと思います。

愛知県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定をされていることに加え、今後、集中して対策が必要な地域は、ゼロメートル地帯で海や河川の水面より低いところに農地があり、工事をする際の地下水の排除に要する費用が割高となり、さらに都市化・混住化の進展が著しい特殊事情を踏まえて、特々事業の地元負担金軽減に格段に配慮が必要ではなかろうかと思われま。

現在、市の予算書では、国が50%、県が36%で合わせて86%、そして市が13%、地元1%というように予算に記載をされておるわけでございますけれども、これは総務省と農林水産省が定めた標準的な負担のガイドラインに示されておった割合でございます。農家負担分を県が負担するというものになっているということでございます。ただし特々事業、総事業費が大きいわけでございます。市にかかわってくる負担額も13%とはいえ高金額になってきているのが現状でございます。ここに来て負担割合に動きがあったということでございますけれども、そのところを詳しく内容を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

事業に対する負担割合の軽減ということで、以前より県に対して要望をさせていただいておりました。本年度より特々事業の負担割合につきまして、県の負担割合を36%から40%に引き上げていただいたことによりまして、市の負担割合が13%から9%になりました。4%引き下げられたこととなります。ただし、本年度からの新規地区が対象になってございますので、本市では現在事業を進めております4地区のうち1地区のみが対象となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 服部市長のほうが、事ある会合におきまして県の負担割合の増額を訴えておられたということは私も承知しておるわけでございます。この成果がやっとここに来て実現をされたというわけでありまして、できれば弥富市の農水管延長数を考え、将来的な事業促進及び市の累計の負担ということになると、もう少し県負担の増額があってもいいのではないかなあというような形も思っております。

最後に、前の質問でも少し述べさせていただいておるんですけれども、いずれは起こり得る南海トラフ大地震についての対応について質問をいたします。

大規模用水事業などで多用された石綿セメント管は、海部地域で平成29年4月時点で先ほども言うておりました430キロメートルの延長数を残しておるということ、近年、老朽化に

より漏水事故も頻繁に発生をしておるといふようなこととございます。大規模地震時に液状化により石綿セメント管も大量に破損することも想定をされ、破損した際のアスベスト飛散により、作業員や周辺住民の健康被害が懸念をされます。

平成24年度、海部支会の役員研修で千葉県香取市に、東日本大震災における香取地域の農地・農業用施設の液状化による被災状況及び復旧状況を、当時、代理で出席をさせていただきました。東日本大震災での香取地域1市3町にかかわる被害としては、農地約181ヘクタール、76カ所、およそ10億円、農業用施設1,444カ所、およそ60億円という説明がございました。その他の集落排水施設、農村公園施設などまで合わせますと、およそ88億円の被害があったということとございます。

農地の被害の特徴としては、水田で噴火口のように水を伴って灰青色の細かい砂が噴出した液状化が筋状に一面にあらわれたということとございます。農業用施設の中での一番の被害は農業用水管（パイプライン）でありまして、継ぎ手部を中心に多数の漏水が発生し、揚水機場の被災や石綿セメント管が多く使用されていた用水管の幹線部分に被災があり、送水不能で末端施設の被害状況が把握できないぐらいだったということとございました。

このときの香取市への国庫補助金の率は、暫定法（増高申請）適用で、農地82.6%、農業用施設93.4%、そして激甚法（特別措置）の適用で、農地92.6%、農業用施設97.2%の補助をいただいたということと、この補助金の残が、2分の1が県で、地元、市のほうが2分の1負担となったと、これは当時の研修したときの資料に明記をされておったわけとございますが、ちょっとわからなかったということとございますけれども、暫定法、激甚法について少し市側のほうから御説明をお願いできますか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） それでは、説明のほうをさせていただきます。

暫定法は、農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律の略称とございます。異常気象により発生した災害により農地や農林水産業に供される公共施設などが被災したときに、施設の機能復旧に要する費用の一部を国が負担することと定め、昭和25年に制定された法律とございます。

また、激甚法は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律とございます。これは発生した災害のうち、その規模が特に甚大であり、国民生活に著しい影響を与えたものに対して、県や市町村など地方公共団体及び被災者に対する復興支援のために、国が通常を超える特別の財政援助または助成を行うことを目的として昭和37年に制定された法律とございまして、激甚災害法とも呼ばれております。

暫定法による国の基本補助率は、農地50%、農業用施設65%とございますが、激甚災害に指定された場合には、暫定法の補助残の部分について補助のかさ上げが適用されます。最大

90%程度引き上げることとされてございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 補助のかさ上げにより、激甚災害に指定をされればということでございますけど、そうすると市の負担というのは極力軽減されるのではないかとということでございます。

また、マイナスゼロメートル地帯のこの弥富市で、条件不利地域でありますけれども、市に対して対策費用が集中し、地元負担金が重荷になってくるわけでございますけれども、現在、10年間かけて下水道管に使用されておるハイセラミック管の改築も予算のほうで、概算で7億6,590万円ほどかかるということで、これを10年間でということございまして、1年に対しても約7,659万円予定をされております。これだけでも市に対して非常に重くのしかかってくるわけでございますけれども、この状況を踏まえて最後に、この特々事業の、もし被災があった場合というようなことも含めまして、見解を市長のほうにお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

その前に、特々事業につきましては、それぞれの地域で皆様方に大変な御協力をいただいておりますことを、この場をもちまして感謝申し上げる次第でございます。石綿管から塩ビ管という形の中で、さまざまな形で強度を求めていきたいというようなことでございます。

総延長が非常に長いものですから、20年、30年近くの事業費になってくるわけでございますけれども、これから新たにに取り組む事業につきましては、補助率が大幅に変わってくるというようなことで大変喜んでおるところでございます。この二、三年、土地改良事業における予算も、政権与党という形の中で土地改良事業費を回復していただいております。そして、対前年度から見ますと2桁伸長というような状況がここ数年続いているわけでございますけれども、全体として国のほうの予算が4,020億ぐらいですかね、そこまで回復してきている、そして県の予算も平成29年度あたりは200億を超える予算になってきてございまして、海部管内においては70億を超える予算という形でございます。

そうした形の中で、いろんな事業があるわけでございます。大きくは3つほどのジャンルに分けられるわけです。県営事業であるとか、団体営農であるとか、あるいは地元が中心となってやっていく単県事業というような形で事業の分野があるわけでございますけれども、そうした形の中で我々自治体の負担が、事業費がふえればふえるほど手を挙げていくことにおいて負担額がふえてくるものですから、負担の率をぜひ改善していただきたいということを申し上げてきました。

そうした形の中で、先ほど言った特々事業につきましては、13%から9%というような状況

の中で改善をされてきているということに対しては非常にうれしく思っております。これからも、団体営農のみならず、さまざまな形での県営事業であるとか、特に単県事業の地元負担率が非常に高いものですから、これを何とか今後はお願いしていきたいと思っております。

まさに土地改良事業は安心・安全の事業であろうと思っております。また、防災・減災上の問題からいっても大変重要な事業であるということを考えておりますので、そうした形の中で我々は海部南部という形の中で属しながら非常に環境的には厳しい状況にあるということからいっても、数多くの土地改良事業ということに対して今までもやってきましたし、これからも進めていかなきゃならないということでございます。

今回の6月につきましても補正予算を組ませていただいたところでございます。これは、かねてから交渉をさせていただいておりました地主さんとの交渉がしっかりとできたということにおいて、急遽、補正予算を組ませていただいたところでございます。そうした形の中でやっていくわけでございますけれども、激甚災害に対するところの財政支援は、これは過去のさまざまな日本国土の中で激甚災害指定という形の中でやられておるわけでございます。このことにつきましても、私がかねて土地改良事業の事務局のほうにお話をさせていただきました。こういうような状況においては、市はどのような形で負担をしていくんだというようなことを質問させていただきました。多くの1,600ヘクタールを超える水田を持っているわけでございますけれども、そしてまた液状化現象が起きたら、本当に厳しい状況が予測されるわけでございます。そうした形の中で激甚災害を受けた場合については、多くは国とか県のほうの補助でやっていただくというような回答もいただいておりますので、胸をなでおろしているところでございますけれども、ないようにしていきたいと思っております。これはライフラインの損害だけでなく、大きく人的な問題にかかわってくるというふうにも思っておりますので、そうしたことの被害が発生しないように祈るばかりでございます。

いずれにいたしましても、しっかりとした安心・安全、防災・減災に取り組むべき土地改良事業でもございますので、これからも必要に応じてしっかりと進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） もちろん災害時ということでございますけれども、ライフライン復旧が最優先されるわけでございますけれども、農水管に関しても、その後の水田活用に大きな影響があります。災害後の復旧が最短で行えるような形を想定していただきまして、重々考えていただきたいと要望いたしまして、今回の私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に本市における教職員の多忙解消、負担軽減の取り組みについて質問をいたします。

4月28日、文部科学省は、学校内勤務時間が週60時間以上の教諭が、小学校で33.5%、中学校で57.7%に上り、平日の平均勤務時間は小・中ともに11時間を超えているとする2016年度公立校教員の勤務実態調査結果（速報値）を公表いたしました。

現在、国を挙げて働き方改革が行われようとしている中、子供たちの教育という重責を担う教職員の多忙化解消は待ったなしの重要課題であります。平成28年6月には、文科省より「学校現場における業務の適正化に向けて」という通知の中で、教員が担うべき業務に専念できる環境の確保や長時間労働という働き方を改善するよう求めております。教育委員会、学校、そして関係機関とともに、これまで以上の踏み込んだ実効性のある対策に取り組む必要があると思います。

そこでまず初めに、教職員の勤務時間の実態についてお尋ねをいたします。

県では平成22年4月から学校での在校時間等の状況記録をつけるように通知を出し、それにより実態把握を行って、一部の教職員に負担がかからないように配慮することとしていますが、本市の現状についてお伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 本市の小・中学校の教職員の勤務時間の実態について答弁申し上げます。

県教育委員会では、公立小・中学校に対して、在校時間等の状況記録をつけ、適正な勤務時間の把握をし、長時間労働にならないよう縮減に努めるように通知を出しております。そして、平成25年度より、この状況について毎年11月を抽出月として、80時間を超えた者、100時間を超えた者の人数調査を実施しております。

調査結果が確定しております平成27年11月について本市の状況を県全体と比較して申し上げますと、小学校では、8校で155名のうち80時間を超え100時間以下の割合は7名で4.5%、県全体では7.5%です。100時間を超えた割合は1名で0.6%、県全体では3.4%であります。

次に、中学校については、3校で80名のうち80時間を超え100時間以下の割合は9名で11.3%、県全体では18%です。100時間を超えた割合は31名で38.8%、県全体では20.7%となっております。

以上のように、本市では中学校において100時間を超える先生の割合が多い状況であります。

なお、原則として公立学校の教員は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び関連の政令、条例により時間外勤務手当が支給されておられません。そのかわりに、給料月額4%に相当する教職調整額が一律に支給されています。

また、非常災害時、修学旅行、対外運動競技等の引率、学校の管理下において行われる部活動における指導といった業務に従事した場合には、教員特殊業務手当が支給されております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま部長より御答弁いただきました。県全体の比較ですと、中学校においては100時間を超える先生方の割合が多い状況であるということでございます。

教職員の時間外勤務や、そして家庭への持ち帰り労働など、労働時間をきちんと把握することが大事ではないかと思えます。先日、テレビでありましたけれども、学校教師の負担増加の実態について報道がされておりました。特に中学校教師の約6割が過労死ラインを超えていること、また現役の中学教師の苛酷業務がクローズアップをされ、勤務時間が10年前より1週間で5時間以上増加したことへの課題といった内容でございました。

その中で特に部活動顧問の問題が上げられ、部活動に費やす時間の増加が勤務時間を押し上げて、肉体的・精神的に追い込まれている実態を明かされておりました。とりわけ、練習試合や大会出場などで土・日を費やすことになる部活動の担当は大きな負担となって、中学校教師の土・日の部活動の指導時間も10年前の2倍に膨れ上がっているということでございます。

そうした中、部活顧問の負担軽減の対策といたしまして、例えば東京杉並区の中学校では、23校中17校が外部指導員を導入しているということでした。この外部指導員の存在は非常に大きく、現任教職員いわく、教師として担うべき業務に充てる時間がふえて、肉体的にも精神的にも非常に助かっているということでもございました。

過労により先生が病気になり、子供と心身ともに健康で触れ合うことができない状況は一刻も放置してはならないと思えます。教員の多忙化を解消することは、精神疾病による病休者や早期退職者を出さずに、さらには教育に穴があく事態を防ぐことにもつながると考えます。

そこで、深刻化する教員の長時間勤務の改革についてお尋ねをいたします。

本市の教職員の多忙化解消、負担軽減についてはどのように取り組んでみえるのか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 学校現場での多忙化解消、負担軽減について、市の取り組みをお話しさせていただきます。

教員の負担軽減においては、さまざまな分野での支援員配置の推進をしています。特別支援学級への支援員、心の相談員、情報教育支援員、学校図書支援員、少人数指導講師、音楽・美術・技術家庭科等の専科講師の配置をし、毎年、各学校の状況を踏まえながら適正配

置及び増員を図るようにしています。

今年度は、新たに発達障がい児への支援として、長年特別支援学校で実績のあった方を市の特別支援相談員として、教育委員会に籍を置きながら、各学校を支援・巡回できる体制を敷きました。

また、学校事務職員には、事務を市の複数校で共同実施し、効率よく事務処理ができるよう、各自の負担軽減を図るようにしています。

23年度に市として校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくりとして、校務支援ソフトを導入しました。これにより、文書の整理・活用、公簿のデジタル化等で事務の簡素化が図られ、また職員間の連絡調整等に利用でき、打ち合わせ時間を短縮し、伝達事項を正確に把握することができるようになりました。

市内各校の取り組みとしては、例えば職員会議を保護者学級等の行事がある土曜日の午後に行い、通常授業日の会議を減らしている学校もあります。また、週に1回、もしくは2回、定時退校日を設定して、計画的に仕事ができるよう心がけている学校もふえてきました。また、行事等の準備においても、担当者にだけ任せるのではなく、複数名の担当としたり、職員全体で行ったりして段取りよく仕事を進めることとしています。

中学校における部活動については、土・日の活動はどちらかを休養日とし、月曜日は朝練習のみ行っている中学校が3つのうち2つありますけれども、2学期からは3つの中学校とも月曜日は休養日といたします。また、従来より日没の早い11月、12月は朝練習のみにして、午後の部活は行っておりません。これらは3つの中学校共通に実施しています。ただし、試合日や試合の直前等は例外も認めています。

また、各中学校、外部指導員も、弥富中学校3人、弥富北中学校8人、十四山中学校3人、計14名入っていただいております。助かっております。

さらに今後は、本年3月に策定されました県教育委員会の教員の多忙化解消プランに基づき、教職員一人一人のワークライフバランスに十分配慮し、各教職員が健康的に教育活動に従事できる環境を整えてまいります。

以上のような実態であります。

ところで、なぜ多忙化傾向になったのかといいますと、主に3つの原因があるかと思えます。ちょっとそのことに触れさせていただきます。

1つ目は、学校教育に多くの社会的な要求がなされてきたことです。例えばグローバル人材育成を目指すとして、外国語の小学校での教科化と授業時間の増加等があります。いじめ問題が深刻化したため提言された特別な教科、道徳の小学校30年度からの実施、さらに企業、経済界からの要望でプログラミング教育の導入も近いとも言われています。

これまで平成になってからも、環境教育、キャリア教育、情報教育、喫煙・薬物等の健康

教育、国際理解、食育、ICT活用教育、東日本大震災以降のこの地域に特化した防災教育等、教科以外の社会問題や課題等の解決手段として学校教育に組み込まれてきました。その結果、ごみが一つも落ちていないきれいなまちや、きれいな川の実現、また若者の喫煙率の低下等、大きな成果をおさめているのは皆さん感じてみえるかと思います。

ICTを活用してわかりやすい楽しい授業の実現は望まれることですが、先生が機器を習得し、職員全員で研修し、授業で活用できるようになるには膨大な時間を要することを御理解ください。このように、多くの教員が時間を惜しまず社会の問題、課題、要望に取り組んできたのです。

2つ目は、いじめ・不登校等に対する丁寧な対応が求められていることです。小学校・中学校も児童・生徒が校内にいる場合には目が離せなく、会議や打ち合わせをすることもできません。先生方の神経を張る度合いは、昭和50年、60年代のころと格段の違いがあります。けがをさせたら管理責任を問われ、安全配慮義務違反で訴えられることもあります。不登校や問題行動等が起きた場合の家庭訪問等は、夕方や夜の勤務時間外がほとんどです。

学校の役割はこのように多岐にわたり、その多くが地域の方々の温かいサポートに頼っている状況があります。厚く御礼いたします。しかし、3つ目は、この地域や家庭、関係諸機関との連携を図るための会議や打ち合わせに、そして準備にと多くの時間を費やすこととなります。学校が休日や夜に行事を開いたり、逆に地域行事に先生が参加したりすることもあります。

この3つの上にさらに、教員の特性と申しましょうか、子供のために思い、自発的・創造的な活動や研究的・実践的活動を積極的に取り組んでいる先生が少なくないことを知ってほしいと思います。また、昔型の面倒見のよい先生は今でも多く存在するのです。毎日の朝の登校指導などは、時間外ではありますが、先生が児童・生徒の命を大切に思っでの自発的行動なのです。このように、多くの教師が自発的に時間外でも奉仕の心で活動していることを知っていただき、今後ともおらかな心で学校を見守ってほしいと思っております。

教員が疲れ切って、そのしわ寄せを児童・生徒がこうむらないよう、教育委員会として多忙化解消に向けて学校を全力でサポートしていき、県教育委員会とも協力して国に教職員の定数増等を要望してまいりたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま教育長さんから、教職員の多忙化傾向になった要因について、3つの視点から詳細に御答弁をいただきました。

ただいまお話の中にもございましたけれども、子供たちのためにみずから積極的に努めてくださっている教員の方々もいらっしゃるということも理解をいたしますが、教員が疲弊するようなことになれば、教育がおろそかになるなど、子供たちにも影響が及ぶことになろう

かと思えます。一人一人の子供に丁寧にかかわりながら質の高い授業や指導を行っていくために、教員が本来果たすべき役割を明確にしながら、引き続き教育委員会と学校が一体となって多忙化解消、負担軽減について取り組んでいただきますことを要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員、質問の途中ですけれども、暫時休憩としたいと思います。よろしいですか。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

炭竈議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） それでは、引き続きまして、大きく2点目の質問に入らせていただきます。

2点目に、子供の安全対策と教育環境の充実について質問をいたします。

本年3月、衝撃的な事件が起きました。終業式に出席するため家を出た直後に行方不明になった千葉県松戸市に住むベトナム国籍の小学校3年生の女兒は、無事に戻ってきてほしいという両親や周囲の願いもかなわず、2日後に水路脇で遺体で発見をされました。そして、翌4月、子供を見守る立場にある人物が容疑者として逮捕されるという衝撃的な展開を見せました。このたびの犯行は、前途ある幼い命を奪ったばかりではなく、地域のきずなを傷つけ、日本の信用さえおとしめる結果を招いた極めて悪質な罪深い事件だと思います。

登下校中の子供をさらう犯罪は後を絶ちません。また、見守り活動に悪意のある人物が入り込んでいるかどうかは見抜きにくく、悔しいけれども人の目をふやすしかありません。社会ぐるみで、また地域ぐるみで安全策を見直す契機としなければならないと思います。

そこで、お伺いをいたします。

今回のように、子供の見守りの当事者が逮捕されるような事件が社会に衝撃を与えています。子供たちの安心・安全を守る立場から、市長はどのような認識を持たれていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 炭竈議員に御答弁申し上げます。

その前に、先ほどの学校の先生のさまざまな学校の中において時間外ということが非常に中学校の先生の中に多いというようなことで、私たちが改善すべきところは改善していただきたいという形の中で申し上げておるところでございます。今、日本全体としては、職場で

の働き方改革ということが大きな声で叫ばれておるわけでございます。先生も大変厳しい環境、大変お疲れだろうというふうにも思っておりますので、私どもも教育総合会議というのを持っておりますので、そういった形の中で先生の働き方というか、そういったことについてもこれからしっかりと議論をしていきたいと思っておりますのでございます。

今、給料で月額4%ぐらいが時間外という形では、それぞれ所得の格差があると思えますけれども、8,000円とか1万円にも満たないような金額ですね。それから、多い人でも1万5,000円、2万円というような状況でございますので、普通の業務をいただいている我々の職員等も含めて考えてみますと、これは教育界全体としても改善すべきところは改善していただきたいなあというふうにも思うところでございます。そんな形の中で、少し時間をかけながら先生方の働き方改革をやっていきたいと思っております。

子供たちの安心・安全を守る立場として、どのような認識を持っているかという御質問でございます。

これは、先ほどの学校の先生じゃありませんけれども、まず中においては、最近、愛知県内の学校においても非常に先生の不祥事ということが多く報道されております。これは愛知県だけじゃなくて、全国的にも児童・生徒に対する先生の不祥事というようなことが叫ばれておるわけでございますので、まずそういったところについては教育委員会、あるいは学校長を含めて、しっかりと指導していただきたいと思っております。

今回の千葉県の松戸市の事件というのは、まさに、皆様方も、議員各位もそうだと思いますけれども、信じられないような衝撃的な事件というふうには言わざるを得ないと思っております。二度とこのようなことが起きてはならないという形であるわけでございます。もう一度、今現在も地域ぐるみで児童・生徒を見守っていただいているわけでございますけれども、そうした形の中において、我々としてはさらに徹底して児童・生徒を守っていききたいと思っております。

具体的な対策といたしましては、1つには学校や通学路の安全対策ということをしっかりとして講じていきたいと思っております。これは警察官との連携によるパトロールを重視していただきたいということと、私どもとしても危機管理課のほうに登下校の際、特に下校の際のパトロールというようなこともさせていただいておりますので、そういった形の中での通学路の安全対策ということをしっかりと考えていきたいと思っております。

2点目でございますけれども、さまざまな児童・生徒に対して被害防止教育の推進というのをやっていかなきゃならんなあと思っております。警察の方々に学校に出向いていただいて、防犯教室を開催していただくというようなことも効果があるんじゃないかなあと思っております。

また、3つ目では情報発信活動の推進ということで、警察、学校、教育委員会からの不審

者情報の発信、今、携帯のほうに、私のほうにも届くようになっておりますけれども、そうした形のものにおいて情報提供と、そして受けた人がしっかりと検証するというのも大事だろうと思っております。そんなことをしっかりやりながら登下校の子供たちを守っていきたいと思っておりますので、今後ともこの辺のところにつきまして力を入れてやっていきたいと思っております。

また、ふだんからスクールガードという形の中で、市民の皆様にも大変な御尽力をいただいております。市民の皆様がボランティアの活動という形の中でやっていただいております。心から敬意と感謝を、この場をかりまして感謝申し上げたいと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま市長の御答弁にもございましたように、地域の見守りは学校と家庭、そして地域との信頼関係でなされていると思います。そこで、これからの地域の見守りについての考え、また子供が自分の身を守るも知恵と力を小さいうちから学ぶ必要があると指摘する声もございます。こうした問題について、教育委員会の考え方をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 子供たちの安心・安全の確保につきましては、児童・生徒が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を、単に頭で考えるだけでなく具体的に行動に移して理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を行うことが重要であることから、実践的な防犯教材として、大声を上げ逃げることや知らない車には乗らないといった万一の事態が起こった場合の具体的な対処方法などについて、小学校低学年からわかりやすく教えていくこととしております。

日ごろから通学路等の点検を通して危険箇所の情報を集め、児童には通学団単位で知らせるとともに、学校、教育委員会においては緊急時の体制を確立してまいります。

また、登下校など子供たちの見守り活動を行うスクールガードや子ども110番の家などもお願いしており、さらには警察とも連携させていただき不審者情報などを緊急配信メールで保護者の方に情報提供したり、職員においても公用車で外出時に、安全・安心のまちづくりとして不審者の警戒や犯罪抑止に努めます。

教育委員会としましては、各学校の危機管理体制や安全確保の対策等について定期的に実態を把握し、指導・助言を行い、不審者の侵入事件や登下校中の緊急事態発生時などに迅速・的確に対応できる体制の整備を関係機関とともに図ってまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 今後とも、定期的な安全教育の実施であったり、また見守り体制

の強化といった取り組みを強くお願いいたします。

さて、27年9月議会において質問させていただきました件でございますが、子供たちの安心・安全対策の一環として、GPS機能つき防犯ブザーを小学生に貸与する考えはという質問に対しまして、市側の回答といたしまして、内容を検討し、保護者の方の承諾、そして学校への説明をした上で、平成29年度の新小学校1年生から始め、1・2年生に貸与とし、そして3年生からは現行の防犯ブザーを配付するという形で取り組んでまいりたいと考えていますとの答弁がございました。

その後、進捗状況の説明において、貸与するに当たりまして、個人情報についての保護者の承諾やデータの入力、また教職員の負担や方法による予算的な問題等、もう少し時間を要する必要性が生じたので、引き続き調査をしていきたいとのこととございました。この件につきまして平成29年度はどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） GPS機能つき防犯ブザーの導入につきましては、29年度当初予算編成時にも検討を重ねてまいりましたが、本年度は学校施設について重点的に整備・改修をしていくことといたしました。これは、学校は子供たちにとって1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性を育む潤いのある空間として整備・維持する必要があることから、児童・生徒の安全・安心に係る教育環境の整備は重要であるとの認識のもと、大藤小学校の屋上を整備し、津波・高潮緊急時避難場所とすることや、温暖化への対策として、授業に集中して取り組めるよう中学校の普通教室にエアコンの設置を計画し、本年度に設計、平成30年度、設置工事の実施、このほかにも学校トイレの洋式化の改修を初め給食施設や給食機器の改修、遊具の修繕、設備の改修を実施してまいります。

したがって、GPS機能つき防犯ブザーの導入につきましては、引き続き検討してまいりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 引き続き御検討いただくということでございます。子供たちの安全・安心のために、二度と痛ましい事件や事故が繰り返されることのないように、早急な対策、取り組みを要望しておきたいと思っております。

最後に、学校ICTの進捗状況についてお伺いをいたします。

教育環境のICT化について、文科省における教育の情報化ビジョンは、3つの分野から、1に子供たちの情報活用能力への推進、2にICTを効果的に活用したわかりやすく深まる授業の実現、3に校務の情報化の推進を掲げております。

ICTを活用した教育への効果としては、電子黒板やタブレットの導入によるデジタル教科書や学習ソフトの活用により子供の授業への関心意欲を向上させることや、イメージしに

くいものを提示して知識・理解を深めたり、発表や話し合いによる表現力や交渉力の向上とともに、情報化社会への対応力の育成が図られるものとされております。

そこで、本市におけるICT活用教育への推進、また取り組みにつきましては、28年の9月議会において質問させていただいたところでございます。当時の教育長の答弁では、他の自治体の動向を見きわめながら、ICT化は積極的に取り組まなければならない重要課題であるとのことでした。

平成29年度、近隣では江南市が教育用ICT機器の導入を全小学校にされるということで、教育用ICT機器を活用した情報教育の推進として、およそ8,000万円を予算計上してみえるようですが、本市におかれましてはどこまで進められるのか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校教育におけるICTの推進につきましては、平成28年度より市内各小・中学校の先生方とICT推進検討委員会を立ち上げて、導入に向けて取り組んでまいりました。平成29年度は、各校にありますパソコン教室の機器40台をデスクトップ型からタブレット端末に更新するとともに、無線LAN環境を整備いたします。また、電子黒板も各校1台ずつ増設いたします。これにより、デジタル教科書の活用や学習ソフトを利用した授業が可能となります。その活用状況や有効性を見きわめながら、引き続きICT推進検討委員会において検証して、今後の導入方法について決めていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、教育におけるさまざまな施策については、市長と教育委員会の委員で構成されます総合教育会議において議論を重ね、教育を行うための諸条件の整備、その他地域の実情に応じた教育について、重点的に講ずべき施策等を協議・調整してまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 市長の施政方針の中でも教育の環境の整備につきましては、児童・生徒の安心・安全や中学校の普通教室にエアコンの設置計画など、平成29年度は重点的に取り組む姿勢を示されております。今後ともさらなる学校教育の充実に努めていただきますよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、保育料についてと弥富市PR事業について質問させていただきます。

まず、保育料についてでございますけれども、現代社会において少子・高齢化は本当に深刻な問題となっています。昨年の10月、総務省の公表によると、2016年10月の時点で日本の人口はおよそ1億2,693万人となっており、約30年後の2048年には1億人を切って9,913万人になると予想されています。

弥富市でも、人口ビジョンによると2017年の2月で4万4,275人、2045年、約30年後ですと4万1,551人と、3,000人以上の人口が減ると予想されています。2015年から2045年、この30年間の人口構成を考えてみると、15歳から64歳までの生産年齢人口は61%から53%に大幅に減少します。それに対して65歳以上の人口は、現在の25%から32%と大幅に増加が予想されています。

少子・高齢化の問題といたしましては、言うまでもなく、労働力が減って、生産性の伸び悩みにより経済成長はもちろん衰退していく、そして高齢化の進展に伴い、医療費や社会保障費の負担が増大していくという大きな問題があります。今でさえかなりの負担を強いられ、生きにくい世の中となっておりますけれども、少子・高齢化が進めば進むほど、より事態は深刻になっていくものと思います。何としてもこの少子・高齢化の緩和や解決していくことを考えなくては行けません、それは健康寿命を延ばすことももちろんでございますけれども、結婚しやすい環境や子供を産み育てやすい環境を整え出生率を上げていかなければなりません。また、弥富市で考えるのであれば、いかに若い世代の人たちを弥富市に来てもらって定住してもらおうかということもあります。

そして、現代社会において結婚や子供を産み育てられないつらさは何かといいますと、非正規雇用であったり、長時間労働であったり、働く環境や経済状況が壁となっており、結婚でいえば婚姻率、1,000人当たりの結婚している割合でいいますと、現在だと2016年、0.5%となっており、生涯未婚率、50歳時点で一度も結婚したことがない人の割合が男性は何と20.1%、女性は10.6%と言われております。1970年代では、この数値は男女とも2%程度だったものが、男性は10倍も結婚していないという状況になっております。私自身もまだ未婚でございますので、この数値に貢献しないように頑張っていきたいとはもちろん思っています。

出産では、2016年度の出生数は100万人を切っており、97万7,000ほどになっております。そして、合計特殊出生率、15歳から49歳までに1人の女性が産む子供の数の平均となっておりますけど、それは1.44と言われております。そして、さらには近年、子どもの貧困も大問題となっており、皆さんも御承知のとおり、6人に1人が貧困状態にあると言われております。

そこで、まず市長にお尋ねしたいと思います。

この少子・高齢化、人口減少化社会においてどのような問題意識を持って、そして弥富市ではどのように対策をしていこうというふうに考えられていますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

人口減少社会、また人口が少子・高齢化社会というようなことにつきましては、我々基礎自治体の本当に大きな喫緊の課題であろうと思っております。そういった形の中で、いろいろと統計資料だけじゃなくて具体的な施策を打っていかなくちゃならないわけでございますが、

本市においても平成27年、去年、おとしと国勢調査の人口という形の中で、その5年前の平成22年と比較いたしましてマイナス3人という形で、初めて弥富市で国勢調査のマイナスという数字が出ました。そうした形の中で、その前はどうかだったかという、22年から5年前の平成17年の5年間につきましては約700人の増という形のことがあるわけでございます。そして、その前の平成12年から17年においては1,200人の増という形の中で、非常に人口が伸びておった時代があるわけです。これは10年前、15年前というような状況になっておるわけでございます。そして、今回初めて国勢調査において人口がマイナス3人というような状況になったことにつきましては、私は平成23年3月11日東日本大震災ということが大きく影響しているだろうと実は思っておるところでございます。

そういう形の中において、生産年齢人口、先ほど那須議員もおっしゃいましたけれども、16歳から64歳までの働く人たちの人口の流入・流出ということについて、弥富市といたしましては流入が大きく減ってきているというようなことが顕著にあらわれておるわけでございます。そうした形の中において、当然結婚されている方も子供さんができるわけでございますけれども、そうした形の中において子供の人口もふえないというような状況でございます。

そうした形の中で、大きく施政方針の中で私はもっと災害に強いまちづくりをしていかなきゃならないというのは、生産年齢人口が大きく減ってきているということが大きな要因であるわけでございます。さまざまな形で防災・減災対策を講じているわけでございますけれども、幸いにして今、平成27年度から29年、この1.6カ月の状況においては人口が少し伸びてきているというふうに思っております。今現在では、広報等でも御紹介申し上げておるわけでございますけれども、4万4,400人を超えたという状況でございます。27年の4万3,269人に比べますと、少しふえてきているというような状況でございます。

そういう形の中で、住みやすいまちづくりという形の中で考えていかなきゃいかんわけでございますが、よく東洋経済新報社の住みよさランキングというのがあるわけでございますが、このランキングの2016年の数字を見ていても、2013年ですか、3・11のことがはっきりとわかるんですね。2016年の住みよさランキングは、弥富市は前年の35位から52位になりました。どういうところがランキングとして落ちているのかなあとということを分析しますと、環境なんですね。海拔ゼロメーター、マイナスという環境が災いしている。快適度が大きく落ち込んでいる。そういうこと、そして安心度というものも落ち込んでいるというようなところがはっきりと数字としてあらわれているかなあと思っております。

そうした形の中において、先ほどから言っておりますように、人口減少社会に対して食いとめるには、この弥富市の置かれた環境ということに対して災害に強いまちづくりにもっともってしていかないと安心して来ていただけないというようなことにもつながりかねないというような状況でございます。そうした形の中で、もう少ししっかりと環境整備をし、国・

県との連携の中で整備をさせていただいて、環境に対して安心してくださいというような安全宣言をしていかなきゃならないのではないかなあと思っております。

そうした形の中において、先ほど来、那須議員がおっしゃったように、子育て世代、若い人たちの呼び込みであるとか、あるいは結婚に対するさまざまなサポートであるとか、あるいは妊娠・出産ということに対するきめ細かな支援であるとか、あるいは子育て世代についてまだまだ応援をしていかなきゃならないというようなことを感じながらおるところでございます。人口減少社会、一つ一つの施策を打っていかないと、なかなか容易に回復できないという状況でございます。また議員各位の御意見等もお聞かせいただければと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、市長がおっしゃられたように、確かに安心・安全な災害に強いまちづくりということは重大なことだと思っております。そして、それに追随して言われたように、結婚や子育てのサポートも必要になってくるのではないかなと思っております。

弥富市では、今度の6月18日、今月の18日でございますが婚活イベントというものがあるように、出会い・結婚相談などを社会福祉協議会等でも支援しております。子育て支援に至っては公立で9カ所も保育所を持ち、ゼロ歳児も3カ月から受け入れ可能であったり、一時保育や病児・病後児保育も開始され、それに加えて何ととっても県平均で35%以上安い保育料となっており、このこともあって近隣市町に比べても手厚い子育て支援のまちということで、子育てするなら弥富市でと評価されまして、区画整理事業と合わさって、逆に言えば近隣自治体、例えば津島や愛西市さんなどと比べても子供の人口の減少が少なく、ここは大きく差をつけている部分だなと思っております。

ところが、今年度の市長の施政方針の中には、そうして今まで頑張ってきた保育料を見直すということでございました。これはどれぐらいのまず見直しを考えているのか。そして、結婚や子育て、子供の産みづらさ、育てづらさの経済状況の壁を緩和していくためにも、ここは私は将来のために踏ん張っていくところだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 保育料の見直しにつきましては、この3月議会におきまして、市の財政の健全化のために行財政改革をしていかなきゃならないという形の一環の中でお話をさせていただいたところでございます。市民の皆様の頑張りで税収のほうは比較的順調に、毎年毎年固定資産税を中心として伸ばささせていただいておるわけでございますけれども、御承知のように合併算定がえの普通交付税というのが平成28年度から減額になってきているというような状況でございます。そして、平成33年にはゼロというような状況で、これは今、原

資としては4億数千万あるわけでございますけれども、そういったことについて大変厳しい状況が中期財政計画の中にもお示しをさせていただいておるところでございます。

また、少子・高齢化社会という形の中で、社会保障費の増額というようなことにつきましては言うまでもないような状況でございます。また、公共施設等については、非常に耐用年数を重ねてまいりまして、公共施設の老朽化ということについて、修繕であるとか、改善を加えていかなきゃならないというような状況でございます。また、南海トラフ巨大地震ということに対して、もっと災害に強いまちづくりという形で先ほども申し上げましたけれども、防災・減災対策をしっかりとやっていかなきゃならないという形のものがそれぞれの項目についてあるわけでございますので、そしてまた大きなプロジェクトであります庁舎問題、あるいはJR・名鉄の橋上駅舎問題ということで、めじろ押しにプロジェクト事業もあるわけでございます。財政の健全化なくして、このような事業が前に進むわけにまいりません。

そういった形の中で、今、保育料につきましては来年度から改正をさせていただきたいということで、9月定例議会までに議員各位にお示しをさせていただきたいと思っております。今、庁内におきまして各担当部局と私どもと協議をしておるわけでございますけれども、那須議員がおっしゃったように、県平均まで持っていくと非常に大きなアップ率になりますので、ここまではいかにも持っていくわけにはいかないだろうと思っております。そうした形の中において、そういったことを考えながら、少しは御負担がふえるわけでございますけれども、今現状としてこれだけお願いをしていきたいということにつきまして、最終的な詰めをこれからしていきたいと思っております。県平均のレベルということは到底考えておりませんので、御理解もいただきたいと思っております。

そうした形の中で、9月定例議会の中で議員各位のほうにはお示しをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに自治体財政も厳しくなっているものだと思います。言われたように交付金も下がっていくと言われますけれども、逆に大きな大型プロジェクトを抱えていくという部分で負担もふえるとは思いますが、その分、交付金としても多少は返還されるかなと思っております。

でも、じゃあ住民の立場に立っていえば、それ以上に子育て世代の財政状況も大変になっているんだと思っています。子ども手当の導入時は、その財源として年少扶養控除が廃止されて、所得税や住民税が値上げされました。ところが最近、この子ども手当も減少していきっており、逆に言えば負担増の部分だけが残ったということで大きくなっています。本気で少子・高齢化問題、少子化問題を解決していくためには、確かに自治体努力では限界もあると私は思っております。そこでは国が最重要の国策として、結婚や子育て支援の拡充を行って

いく必要があると思っています。

特に保育料でいえば、2005年の衆院選において自民党の公約には幼児教育の無償化としてありました。これには、国民もそうですけれども、自治体、例えば市長自身も期待したのではないのでしょうか。保育料の無償化、無料化を早急に行ってもらうように、市長にはぜひそういった姿勢で、市長会やさまざまな場所や時で臨んでいただきたいと思っておりますし、それまでは何としても、今、財政は苦しいけれども、保育料は見直しではなく、弥富市としては頑張っていくんだと、こういう姿勢をぜひ示していただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） もちろん頑張ってますよ。そういった形の中で子育て支援という状況の中で、保育料の問題についてはその一端であることは十分承知しております。しかし、さまざまな子育て支援という形の中で、これからも我々としての施策といたしましてやっております。そうした形の中で、もう少し広く視野を議員のほうにも開いていただきまして、ただ単に保育料、保育料、保育料ということじゃなくて、全体的な子育て支援ということについても弥富市の施策の中で目を向けていただきたいと思っております。

また、こういったことにつきましては、県、あるいは国のほうに対する要望ということについても機会あるごとに要望してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かにさまざまな子育て支援を行っていく必要はあるのかなと思います。保育料だけではないと言いますが、でも保育料に対してもウエートが大きいかなと私は思っておりますし、財政状況の壁を突破するには避けては通れない、確かに市長も先ほど県平均までは持っていかに、少し負担がふえるのはお願いするけれども、考えた段階で9月に出すということなので、またそちらを見てから判断させていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

弥富市のPR事業についてですが、私としては3つの花や樹木に関しての項目と、あとは、きんちゃんについて少しお話しさせていただきたいと思っております。

まず、花の3つといえば弥富市三大花まつりとして大変好評をいただいております、新聞などで弥富市だけではなくて広く宣伝し、呼び集めている芝桜まつりですね。弥富インターの出口をおりたところにも大きく「金魚と芝桜のまち」として看板が出ておまして、年々弥富市の芝桜も知名度が上がっているんじゃないかなと思っております。以前ですと、たしか金魚と文鳥のまちとなっていたのが、いつの間にか芝桜に変わっているということでござい

ますけれども、ただこの芝桜、残念なことに年々空洞化と申しますか、部分的に枯れて、はげたようになっていくところが目立つようになってきたと思います。

ことしの芝桜まつりでは、奥のほうのことし植えたばかりの芝桜はびっしりときれいにじゅうたん状に咲いておりまして、すごくいい感じで見応えがあったものだと思っておりますが、それ以外のその前から植えてあった芝桜については、かなり枯れたような弱々しい状態でございます。

つい先日、この芝桜のところを私の今の住所であります五斗山会の美化環境活動として除草作業をお手伝いさせていただいたんですけれども、そのときかなり草に侵食されておりまして、茎の部分も茶色く変色した枯れかけた芝桜であったり、芝桜自体がごっそりなくなっている部分も多くあったんです。

そこでお尋ねさせていただきますが、この芝桜に対してどのように管理をしているのか。また、現状をどのように考えて、この枯れたりしている部分がどこに原因があって、そして今後どのような管理をしていく予定なのか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず最初に、どのように管理をしているかというようなことですが、まず御答弁申し上げる前に、芝桜につきましては、生育不良などがあり、皆様に御心配をおかけしました。この場をかりて、おわびを申し上げたいと思います。また、地域のボランティアの皆様方には、昨年の植樹祭や除草作業、これらに御協力いただきまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、三ツ又池につきましては、防災機能及び環境機能の保全を図るために、施設を適正に管理・運営することを目的に、弥富市、愛西市、土地改良区で三ツ又池管理協議会を設置しております。農政課を事務局といたしまして、施設全般の維持管理を行っておるところでございます。芝桜につきましては、その三ツ又池管理協議会の予算の一部を使用しまして、除草や補植の管理をしております。

また、芝桜を、枯れているようなことがございますので、どのように考えているのか、どんなような原因があるのかというようなところにつきましてでございますが、芝桜を三ツ又池公園に広く植栽をさせていただきまして市民の皆様楽しんでいただこうと考えておりますが、一部が枯れてしまいまして、先ほど申しましたけれども、御心配をおかけしております。

芝桜の寿命が5年程度と言われており、最初に植栽をしました芝桜は平成21年度に植栽いたしました。既に5年を経過しておりますので、一部はこの寿命によるものではないかと考えておるところでございます。しかし、5年未満のものにつきましても枯れているところが

ございます。土壌によるものなのか、肥料不足なのか、水不足なのか、日当たりが悪いのか、また病気が発生してしまっているのか、原因がいろいろあると考えられます。

それで、業者の方や芝桜を栽培されている農家の方にお聞きしましたが、はっきりとしたことがよくわからない、不明というようなことが答えで返ってきて、そんなようなところが現状でございます。

今後どのように管理をしていくのかというような点でございますが、三ツ又池管理協議会の予算には限りがございますので、本年度は弥富市の予算に三ツ又池公園管理委託料として300万円を計上させていただきました。その予算を活用しまして、拠点広場を中心に、その区域の芝桜の張りかえと既に枯れてしまった箇所への補植を行ってまいりたいと考えております。

また、本年もボランティアの皆様方に御協力をいただきまして植樹祭を開催し、1万5,000株ふやしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 私も少しこの芝桜について調べてみました。先ほど部長が言われるように、芝桜の寿命が3年から5年と言われておりまして、それで枯れたり、はげたりすることが多いようです。同じ場所で長い時間、長期間にわたって育てる場合、株の上から茎の下半分程度が埋まるぐらいに土をかぶせなければならないと、そういうことを行ったり、先ほど言われたように補植、新たな苗を植え直したりする必要があるそうでございます。今年度から、そうした管理や補植の予算が300万円ついているということなので、ぜひ来年こそは見応えのある芝桜にしていきたいと思いますと思っておりますので、お願いいたします。

では、続きまして、これもまた弥富市の三大花まつりとして大々的に宣伝を行っている藤まつり、これについて、この大藤の藤は江戸初期に植えられ、尾張の名所図会にも載っている天然記念物であって、由緒ある藤として伺っております。今年度は特に服部擔風先生の書斎も移設されまして、大変趣のあるものになっていますが、やはりこの藤も少し元気がないように感じます。

そこでお尋ねしますが、同じようにこの藤の管理をどのようにして行っているのか。また、現状をどのように考えて、木々が弱っていく原因は何なのか、そして今後の対策を教えてくださいたいと思います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 森津の藤に関しましては、江戸時代の正保4年（1647年）ですが、森津新田開拓当時に植えられたと伝えられ、樹齢370年の市指定の天然記念物です。

議員御質問の藤の管理ですが、年間を通しまして業者に管理委託しております。29年度の予算としましては243万5,000円で、森津の藤及びおみよし松を管理しております。

現状をどのように考えているかということなのですが、議員も言われたとおり、森津の藤は江戸時代末期から明治時代初期にかけて刊行された尾張名所図会には、当時、花の長さ四、五尺より1間ほどにも及べりと紹介されていることから、120センチから180センチほどの花の長さがあったと思われます。しかし、現在では数十センチにしか花が育っておりません。このことから、木自体がかなり弱っているものと考えられます。

弱っていく原因なのですが、元来、鍋田川に面していたこともあり水の多い場所に育った森津の藤ですが、ある程度の水を必要としていたことが考えられ、その中で水の管理がかなり重要な要素となっております。面していた鍋田川の廃川の影響、それから伊勢湾台風での塩水の影響で、年々森津の藤自体がかなり弱っているものと考えられます。

また、管理を今後どのようにしていくかということですが、樹木の管理としましては改善できるよう適切な管理をしているところですが、また樹木医の指導等も委託の中に含んでおり、樹木医からの指導を受けているところです。

今後は、基本構想の段階であります。森津の藤公園の拡張整備の中でも藤の管理・保存方法を検討し、市民の憩いの場として有効な対策を講じてまいります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 樹木医のほうもやっているということでございましたが、私、近隣市町で見事な藤が咲いております津島市のほうに調査させていただきまして、どうやって管理しているのかとちょっと聞いてまいりました。津島市ではおよそ5,034平米、弥富市のほうは20平米程度でございますが、その25倍以上もある藤棚に、意外とびっくりしたんですが、600万円程度の予算で管理しているということでございました。意外と安いかなと思っております。きちんとした樹木医に見てもらって、その指示を受けて専門業者に依頼し、肥料や水などを適正に管理してもらっているそうなんです。やり方としてはうちと変わらないと、今おっしゃったことと変わらないかなと思うんですけども、その業者は毎年研修なども受けて研究しているようで、毎年同じ肥料を普通はあげるのかなと思ったら、そうではなくて、年度年度によって、ここは足りない、ここは足りないということで、やりかえをしていきながら行っているそうです。

ですから、そういったところを研究して、見応えのある管理をお願いしたいと思っておりますので、今、樹木医さんのほうにもしっかりと見てもらっているということでございましたが、また津島市さんなどにも聞いて協力してもらって、そういった専門の方に見てもらってはどうかと思いますし、この際、藤だけではなくて、先ほど言った芝桜も一緒に見てもらって適正な管理をお願いしたらどうかと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 森津の藤につきまして、那須議員のほうからいろいろと情報をいただきました。また詳しくは担当のほうとお話をさせていただきながら、一つの参考意見として我々としても学んでいきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 管理のほう、見応えのあるものに、せっかく三大花まつりとうたってありますものですから、ぜひお願いいたします。

続きまして、もう一つの花は、三大花まつりでいうと桜かなと思うんですけど、桜は本当に見事に咲いておりますので、そこはいいかなと思いますので、もう一つの花としては、アイリンプロジェクトの取り組みについて伺いたいなと思っています。

先日、海南病院主催の防災フォーラムで、ぜひ弥富市にアイリンブループロジェクトを広めるための自治体になってほしいということで提案がございました。その普及として放映された短編映画「ふうせんふふふ、そらららら」というものも大変見た中ではすごいよいものだと思います。

アイリンブループロジェクトとは、3・11東日本大震災で石巻市の6歳の少女、愛梨ちゃんが亡くなった場所に咲いた奇跡の花、白いフランスギク、実は僕、マーガレットだと思っておりましたが、よく似ているけれどもマーガレットじゃないということなので、白いフランスギクを植えて命の大切さを未来につなげ、教訓として見るだけでも心の防災教育になるように、震災を伝える希望の花になるように願いを込められたプロジェクトでございまして、私はこれは防災教育としてやっていかなければならない弥富市にとっても大変よい取り組みだなと思っておりますので、そこでお尋ねしたいと思います。

まず、弥富市として、このアイリンブループロジェクトに参加していくのかどうか。もし参加していくのであれば、どのように進めて、どの場所で植えていくというふうに考えているのか。また、もしこれをやっていくとしたら、PRしなければ、周知しなければ意味がないと思っておりますので、どのようにPRしていくのか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） アイリンブループロジェクトの趣旨につきましては、今、那須議員のほうから御説明をいただいたとおりでございます。私どもといたしましては、このプロジェクトリーダーであります、すがわらさんという方と七ヶ浜のほうで私もお会いしまして、これは海南病院の山本院長に御紹介をされて、私が七ヶ浜の町長さんのほうに行政応援をしておりますので、うちの山本君が帰るといような状況の中で御挨拶に伺ったときに、すがわらさんとお会いしました。そして、事細かにアイリンプロジェクトのお話を聞いたわけで

ございます。そして、海南病院主催のもと、私ども弥富市は共催という形の中で防災フォーラムを開催させていただいたところでございます。

大変私もこのプロジェクトにつきましては感銘を受けておりますので、これからもしっかりと継続をしていきたいと思っております。そして、2020年には石巻のほうで追悼公園、公園ができるというようなことも聞いておりますので、そういった形の中でこのフランスギクの花畑をつくって、忘れない3・11というような形でやっていかれるわけでございますので、そんな形の中で最終的にはゴールを見出していければいいかなど。逆に言ったら、私どもから石巻のほうへフランスギクをお贈りするようなことになればいいかなあというふうにも思っているところでございます。

そして今現在、具体的には、このフランスギクにつきましては海南病院の中庭で種からまかれて育てられております。そして、その株分けを私ども弥富市はいただくということになっておりますので、そうした暁には、基本的には学校であるとか、あるいは公共の施設の一部というような状況の中で植えつけをしていきたいと思っております。

なぜ学校かということになりますけれども、これは先ほど教育長のほうからも話がありましたように、防災教育の一環として、その花を見ていただいて児童・生徒が感じていただきたいなあというふうにも思っておるわけでございます。そして、また公共施設の公園等におきましても、一角を占めていくような形で植えつけていきたいと思っております。

市民の皆様には大々的にPRをするということではなくて、広報等を通じて、こういった場所にこういうフランスギクがございまして、その意味合いはこうですよということを立て看板等をつくりながらPRしていければと思っております。

このアイリンブループロジェクトにつきましては、すがわらさん、そして佐藤愛梨ちゃんのお母さんとも電話連絡をとらせていただいておりますので、しっかりと継続するということを約束しておりますので、2020年に向けて具体的な行動にしていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長のほうも、このプロジェクトを進めていくということで、公共施設や公園等に考えているということでございます。

私としては、もう一つ踏み込んで、例えば三大花まつりの芝桜が植えてある一角、どこかその部分を一斉のマーガレット畑にするとか、そういったことも踏まえながら、市民にも余り大々的にはということでありましたけど、私は大々的にやってもらって、防災教育、本当に見るだけでも心の防災教育ということで進めていただきたいなと思っておりますので、そのあたりはまた今後、慎重に検討していただければと思っております。

弥富市にも、いつ震災が来るかわからないですが、その教訓を忘れず、いつ来ても備えられるように防災意識を高めていければと思いますので、周知のほうもぜひ頑張ってください

たいと思っています。

最後になりますけれども、弥富市のゆるキャラとして大変親しまれているきんちゃん、きょうはここに置いていただいておりますけれども、このキャラクターはかなり完成されたものではないかなと思っています。大きな目の人はもてると言われておりますけど、大きな目をしているんですね。赤い尾ひれ、とさかと……、尾ひれがありまして。とさかと言うとあれですけど、背ひれがございまして、現に私の友人や、その子供たちにも大変人気がありまして、実はきんちゃんグッズなどを欲しい欲しいとせがまれるぐらい結構人気があるんですね。ゆるキャラの効果は……。

〔発言する者あり〕

○7番（那須英二君） 尾ひれでございます。

〔「背ひれ」の声あり〕

○7番（那須英二君） 失礼しました。

ゆるキャラの効果といたしましては経済的にも高く、ゆるキャラグランプリなどに上位に入り注目されれば、何億というような経済効果があると言われております。例えば有名なところで言いますと、熊本県の「くまモン」の経済効果は1,200億円と言われておりますし、最近は何も見ないんですけれども、船橋市の「ふなっしー」は、それを超えて8,000億円と言われております。また、2008年から2013年度に活躍した柳ヶ瀬の商店街のキャラクターである「やなな」は、この柳ヶ瀬商店街を活性化させる目的を見事に達成したと言われております。

現在行われている、ゆるキャラグランプリではないんですが、JIMOキャラ総選挙というものがございます。こうしたものでございまして、現在、40キャラ中、このきんちゃんの位置は今27位で、154ポイントしかないという微妙な位置になっておりますので、6月22日まで投票ができます。1日1回投票ができますので、ぜひこの議会を見ている皆さんにも、「JIMOキャラ総選挙」とインターネット等で検索していただいて投票していただきたいと思っています。私も毎日投票しております。たまに忘れていたりすることもあるんですけれども、毎日やっておりますので、ぜひ皆さんにも協力していただいて一緒に盛り上げていければと思っています。

また、きんちゃんが有名になれば、経済効果だけではなくて、弥富市も注目を集めて、そして金魚の魅力や、ここに住みたいと思ってくれる方もふえてくるかもしれません。そこで、金魚や弥富市を広く知ってもらうために、拡散力の強いツールとして、このきんちゃんをLINEのスタンプなどをつくって市民を初めより多くの人に知ってもらって、多くの人に弥富市に興味を持って来てもらえるようにしてはどうかと思っています。

LINEは今のコミュニケーションツールとしてはほとんどの人が利用しているので、絶大な拡散力があると思います。市民の方に使ってもらって、それが友人や親、また子供とい

ったように、しかもさらにその友達へとといったようにどんどん広がっていくものになりますし、そんなに莫大な予算をかけなくてもコスパ、市長の好きな費用対効果の高いPRツールになると思いますので、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

今、那須議員からはJIMOキャラ総選挙のPRをしていただき、大変ありがとうございます。JIMOキャラもそうですし、ゆるキャラのほうも参加する予定でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

LINEスタンプでございますが、LINEスタンプとは、無料通信アプリで友達との会話、トークの際に使用する絵文字のことでございます。LINEの利用者は、このLINEスタンプを活用しまして、文字だけでは伝えにくい言葉にしづらいニュアンスを友達に伝えております。LINEでの会話を盛り上げ華やかにすることができるため、このLINEの利用者にはとても人気があるものでございます。

LINEスタンプで近隣の市町村、この海部津島を調査しました結果でございますが、あま市のキャラクター「あまえん坊」がありました。LINEスタンプの作成につきましては、弥富市及び市のシンボルキャラクター「きんちゃん」の知名度の向上ですとか地域活性化に資すると思ひますので、弥富市観光協会の平成29年度の事業として今計画をしておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、観光協会のほうで今年度中に頑張っていくということなので、できた際には私自身も使いますし、ぜひ皆さんも使っていただいて弥富市のPRをしていただければと思ひます。市民一体となって弥富の応援をするということで、一緒に弥富市を盛り上げていけたらよいと思ひます。ぜひ御協力のほうをお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思ひます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は3時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時12分 休憩

午後3時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に永井利明議員、お願ひします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

通告に従いまして、教育の分野で1つ、まちづくりの面で1つ質問させていただきたいと

思います。

まず1つ目、教育の分野で小・中学校の道德の教育について質問させていただきます。

教育の目的は知・徳・体の調和的発達を目指すものでありますが、この中でも徳育は極めて重要なものであると同時に、広い捉えどころのないものと言われます。私は、日本人は一般的に昔も今も道德的な心を持ち合わせている方が多いと思っております。マスコミでも時々出てまいります。諸外国に比べ、日本の公共的なところはごみが少ない、おもてなしなど他人のことを考えて行動する人が多いなど、まことに誇らしいことであると思っております。

さて先般、大阪の某幼稚園での様子をテレビで見えておりましたが、まさに怖く感じさせられたものの一人であります。幼児は言われたことをそのまま覚えてくれます。そういう意味で危険なこと、事の善悪についてはしっかりと教えることが大切であります。家庭におけるしつけは、物心ついたころからしっかりと定着させることが重要であります。食事の前の手洗い、食後の歯磨きなど、大人になってからも続けられるよい習慣だと思っております。家庭教育は、小学校・中学校の生活態度につながっていく大変重要なものであると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 家庭教育の重要性について答弁申し上げます。

近年、社会情勢の変化に伴い、都市化や少子化など多様な家族形態、そして雇用環境の変化等、子育てや家庭教育を取り巻く環境が変動する中で、子育て世代の保護者がゆとりを持って楽しみながら子育てができていない状況であり、家庭の教育力の低下は否めません。

家庭教育は、家族の触れ合いを通して、子供が基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的マナーなどを身につけていくなど大変重要な役割を果たすものであります。学校と家庭の関係がよくなないと、子供さんに悪影響を及ぼすことも考えられることから、全ての教育の出発点が家庭教育でないかと認識しております。

市としましては、教育大綱の基本理念であります知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成のために、あすの本市を担う人材の育成に向け、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力向上など教育活動の推進のため、家庭教育に関する学習の機会や親子の共同体験の機会の充実、子育て支援のネットワークづくりの推進、保護者の方の家庭教育参加の支援・促進を図ってまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私は、近年、家庭教育という言葉が余り発せられなくなったのではないかと思っております。数十年前は家庭教育推進協議会なるものがどこの自治体でもつくら

れ、それにあわせてPTA活動も随分活発に行われていたように思います。今はどうでしょうか。家庭に余裕がなくなっているのではないかと。つまり、両親ともに忙しい家庭がふえているように思います。もちろん、保育園や幼稚園でもしつけは行われるでしょう。しかし、どんなに忙しくても、家庭教育はおろそかにはできないと思います。

さて、本題に戻します。

小・中学校では道徳の授業があります。現在の道徳指導は、昭和33年度の学習指導要領から4度の改訂を経て約60年間、現在に至っております。週1時間、年間35時間です。しかし、これまでは教科ではなく特設として行ってまいりました。しかし、平成30年度から小学校、平成31年度から中学校で教科化をされるわけです。それによって道徳の指導がどうなっていくのか。また、本市としてどう対応していくのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 平成30年度から教科化される道徳指導への対応について答弁申し上げます。

このたびの学習指導要領の改訂に基づき、道徳教育の充実に関しては、先ほど議員も言われたとおり、先行して小学校では平成30年4月から、中学校では平成31年4月から特別教科化されます。道徳的諸価値についての理解をもとに、自己を見詰め、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を育てることが目標です。今回の変更点では、問題解決や体験的な学習なども取り入れ、考え議論する道徳教育を目指しています。

また、何を知っているかだけでなく、知っていることを使ってどのように社会・世界とかわかりよりよい人生を送るかの資質・能力にまで引き上げることを目指すとしており、教師は今まで以上に多様な展開と指導方法の工夫が求められていくことになると考えられます。

特定の考えを押しついたりせず、道徳的な価値を自分のこととして捉え、よく考え、議論する道徳へと転換し、特定の考え方に無批判で従うような子供ではなく、主体的に考え未来を切り開く子供を育てていくように展開していきます。

本市の平成29年度の道徳教育については、豊かな心の育成に向けて、教師と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めることを基盤とし、自立心や自律性、自他の生命を尊重する心の育成を目指して人権を尊重する精神を養い、人間としてよりよく生きていくための道徳的実践力の向上に努めること、そして我が国及び地域の伝統や文化などを学ぶとともに、弥富市民憲章を児童・生徒の発達段階に応じて活用するなどして、地域に根差した生き方を考え、よりよい社会の形成に主体的に参画しようとする態度を育てていきます。

また、平成28年度に県の委託を受けて弥富中及び日の出小で実施した道徳教育の抜本的改善・充実にかかわる支援事業の取り組みの成果を生かしながら、本年度は海部地方教育事務

協議会研究委嘱校である桜小を中心に、弥富市全体の道德教育のさらなる充実を図ってまいります。

どうか議員の皆様にもおかれましても、お時間が許せば、桜小学校の研究発表会に参加していただければ幸いです。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁によりますと、本市の小・中学校道德教育は、研究指定等を受け、県下の中ではまさに先進的であると思います。したがって、評価についてもよく研究されてきたのではないかと思います。

これまで道德の評価は行われたことはないわけですが、来年度から指導要録に記録するために行わなければなりません。これは大変難しいことだと思います。このことについて教育委員会はどのように考え、学校現場を指導していくのか、教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 教科化される道德の評価について、基本的な考えを答弁申し上げます。

道德科の評価は、学習状況及び道德性にかかわる児童・生徒の成長の様子を継続的に把握し、指導の改善に生かすこととし、通知表には数値による評価は行いません。他の児童・生徒との比較ではなく、児童・生徒がいかに成長したかを積極的に受けとめて認め、そして励ますという一人一人のよい点や可能性、進歩の状況を評価する個人内評価として記述により行っていく方針であります。授業中の活動の様子や道德ノートの記述、授業後の感想文等を蓄積することが本人の評価につながっていくものと捉えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいま通知表のことが出されました。通知表に文章表現で評価をするということですが、通帳表にはこれまでも文章で評価する欄があります。小学校高学年では外国語活動、総合的な学習、そして教科の学習・行動等についての総合所見の3つの欄があります。中学校は外国語活動以外の2つがあります。

そこでお聞きしたいのが、これまでの行動の記録はどうなっていくのでしょうか。保護者の方は御存じのように、行動の記録は10項目から成り、十分満足できる場合は丸印がつき、その他は空欄となっております。そして、全体の所見を文章であらわすわけですが、この10項目と道德の内容項目とダブっているものが多くあります。このあたりはどう考えてみえるのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 通知表及び指導要録には、議員が言われたとおり行動の記録欄というものが、各教科、道德、特別活動、総合的な学習の時間、その他学校生活全体にわた

って認められる児童・生徒の行動について項目ごとに学年別の趣旨に照らして、十分に満足できる状況にあると判断される場合には丸印を記入するとあります。項目は10個ありまして、基本的な生活習慣、健康・体力の向上、自主・自立、責任感、創意工夫、思いやり・協力、生命尊重・自然愛護、勤労・奉仕、公正・公平、公共心・公德心です。

評価は絶対評価で、人との比較ではなく、個人としてすぐれている点についての記録です。子供のよさや可能性を気づかせ、自己のよさを伸ばしていくようにするための評価です。

教科道徳の評価は、授業において道徳的諸価値を理解し、自己を見詰め、物事を多面的・多角的に考えられたか、自他の生き方について考えを深めることができたかを評価するものであり、片や通知表の行動の記録は、学校生活での個人の行動としてあらわれた記録です。当然、道徳的価値としてダブっているところは連動する場合が少なくないかと思えます。

いずれにしても、道徳の授業の結果、行動としてよい面が加わっていくことは望ましいことと言えるでしょう。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） とにかく、初めてのことであります。道徳の評価は大変難しい問題だと思っております。週1時間の授業で道徳心が評価できるのかという課題が残ります。よく道徳は、全教育活動の中で行われるものだと言われますが、道徳的実践力などはなかなかはかることができません。小・中学校を卒業して将来的に出てくるものもあります。したがって、指導する側も大変難しいものがあると思えます。

指導内容は4つの大きな柱があり、指導項目として学年に応じて19から22の項目があります。1つの柱を例にしますと、主として人のかかわりに関することで5つの内容項目があります。親切・思いやり、感謝、友情・信頼、相互理解、寛容であります。いわゆる道徳的価値と言います。よく価値の押しつけはだめだと言われますが、どれをとってみても問題のない項目であります。

これまでの道徳教材は、読み物を読み、主人公の心の変化などを読み取っていく国語的手法が主であったと思いますが、これからはどうなっていくのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 今回の改正により、検定教科書が導入されます。内容については、児童・生徒が発達段階に応じて答えが一つではない課題を一人一人の児童・生徒が道徳的な問題と捉えて向き合う考える道徳、議論する道徳へと転換を図るものであります。また、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに見直すとともに、アクティブラーニングを取り入れ、問題解決的な学習や体験的な学習等を取り入れた指導方法の工夫を行うことも示されております。

これまでの型の授業が否定されるわけではなく、学校、児童・生徒の実態を踏まえた指導

方法を選択し、先生自身がアレンジして実践していくことが重要であると考えております。
以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） どの指導項目も、多くは小1から中3まで9年間にわたって行われていくわけでありますが、国語や算数のように学問として体系化していない内容を学年に応じて系統的に指導していくということは大変難しいものがあると思います。私は、道徳教育は必要だと思っております。まさに人間教育であります。

最後になりましたが、道徳教育全般につきまして、市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員にお答え申し上げます。

今までの御質問の中に教育長が答弁させていただいておりますけれども、道徳教育の重要性、必要性ということにつきましては、御理解もいただいたところではないかなあと思っております。これは、皆さん御承知のように、大津のいじめ問題が契機となりまして、2013年に教育再生実行会議というのがございまして、その中で道徳教育の重要性が指摘され、それが具体的に道徳が教科になることが決まってきたわけでございます。そうした形の中で、しっかりした児童・生徒を育てていこうということの本気になってやっつけいこうということだと思っております。

私どもも、その教育再生実行会議に基づきまして、しっかりと本市においても道徳教育を積極的に取り組んできているわけでございます。そうした形の中で、数年前から各小・中学校に道徳教育に対してさまざまな授業・研究を行ってきております。そして、その一環として、ことしの秋には、11月21日でございますけれども、桜小学校におきまして海部地方の事務協議会の研究委嘱の2年目となるということで、桜小学校で発表を行うことになっております。どうぞこの発表において、弥富市の道徳教育はどのような段階に来ているかということにつきまして、議員各位の御出席をいただきたいというふうに私のほうからも御要望申し上げます。大変お忙しいときではございますけれども、ぜひ弥富市の道徳教育という形の中でごらんいただければと思っております。

しかしながら、私は教育のさまざまな会議の中においてお話をさせていただいているのは、教育というのは3つの大きな柱がしっかりと組み合っこそ、子供たちを育ていけるんだということを言っております。1つは、もちろん学校教育の重要性でございます。しっかりと学校教育の中で児童・生徒を育てていただきたい。

そして、2点目におきましては社会教育でございます。子供たちがどんな地域であるとか社会と向き合うことにおいて自分自身を啓発していくとか、自分自身を育てていくとい

うようなことを学んでいかなきゃならないと思っております。

そして3点目が、今、大変重要なのは家庭教育だろうと思っております。家庭教育の中にこそ、我が子供に対してしっかりと教育をしていただきたいと思っております。どうもこの辺が最近では、保護者の方が忙しいとか、いろんな形の中で子供と本当に向き合う時間が非常に少ないのではないかなあと思っております。

私たちの子供のころという形の言い方はよくないかもしれませんが、親からはいろんなことを言われたし、また反感、抵抗もした記憶もございます。そうした形の中において、自分自身が親から学ぶというようなことが多々あったわけでございます。そうした家庭教育というのが私は大事だろうというふうに思っております。

そして、先ほど言いましたそれぞれの教育の柱を1本に組み合わせることにおいて、弥富市としての子供を育ていけるのではないかなあと思っておりますので、道德教育に限らず、市の教育全般につきましても、永井議員からもまたいろいろと、御経験者でございますので御示唆いただければと思うところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 貴重なお考えをありがとうございます。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

増加する空き家対策についてであります。

先日、テレビを見ておりましたら、全国的にすごい勢いで空き家がふえているというニュースが流れました。新聞では近隣市町村の様子が報道されました。4月12日の中日新聞で稲沢市の例が出され、空き家が445件、このうち32件が倒壊の危険性があるとされています。岩倉市では518件、一宮市では1,776件、弥富市では約300件と報道をされました。

弥富市の市の答弁では、24年度調査で、過去の一般質問ですが64件ということでありました。たった5年の間に約5倍もの空き家ということであります。

そこでお伺いしたいと思います。

市内での現時点における空き家のはっきりした件数及び倒壊等の危険家屋数を教えていただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答え申し上げます。

平成28年度に区長・区長補助員さんの御協力を得て実施しました居住者がなく適切に管理されていない家屋の実態調査及び空き家等データベース作成業務委託結果によりお答えいたします。

空き家件数、こちらは適切な管理がされている空き家を含むものでございますが315件、このうち倒壊等の危険を伴う特定空家と思われる空き家は12件となっております。

なお、平成24年度調査結果は64件でしたが、当時の調査対象は居住者がなく適切に管理されていない家屋でした。これは空家等対策の推進に関する特別措置法施行以前であり、空き家の定義も明確でなかったことから、28年度調査結果との増減比較は難しいと考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ちょっと調査の方法が違ったということではありますが、いずれにいたしましてもこのふえ方はまさに驚きであります。この先、この勢いでふえ続けるとは思われませんが、さらにふえていくということは明らかであります。市といたしまして、将来予想はされてみえるのでしょうか。もし推定値というようなものがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 人口減少化は弥富市でも予測されていることから、空き家に関しても将来的に増加することは懸念されますが、推定値までは算出しておりません。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 空き家増加の現象は全国あちらこちらで問題になっているということのはきに述べたとおりであります。その数や1,000万件に近づく勢いだそうであります。

そこで、国は平成27年2月に空家対策特別措置法をつくり、5月に完全施行をされました。この法律の趣旨を教えてくださいたいと思います。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 近年の少子・高齢化等の社会的構造や産業構造の変化に伴い、全国的に空き家が増加しており、中でも所有者がわからない、または所有者が空き家を放置し続け適切に管理しない等のため、この空き家が倒壊等の危険な状態になったり、放火の危険や衛生上有害な状態が社会問題化してきたことから、市町村等自治体がこれらに適切に対応できるよう法律の整備がされたものであります。

施策の主なものといたしましては、まず1つ目、国、県、市町村の役割がそれぞれ明確になりました。

2つ目としまして、市町村は空き家等に関する対策を計画的に実施するため空き家等対策計画を定めることができ、体制整備としましては協議会を組織することができるようになりました。

3つ目といたしまして、情報収集につきましては法律で規定する限度において空き家等の調査が可能になり、所有者等を把握するため、固定資産税情報の内部利用が可能となりました。

4つ目に、特定空家等に対しまして、除却、修繕等の措置の助言または指導、勧告、命令が可能に、さらに行政代執行により強制執行が可能となりました。

これらにより、市町村が空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施できるようにしたものであります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 建物は必ず朽ちてまいります。危険家屋と言われる近くに住んでいる方々は、年々その不安が増してくると思います。しかし、その土地に建物があると、土地の固定資産税が優遇されるそうですが、それはどうなっているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 現在、固定資産税のうち住宅用地に対しては、税負担を軽減する必要から、その面積の広さによって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されています。200平方メートル以下の小規模宅地用地の課税標準額は価格の6分の1とされ、200平方メートルを超える面積は一般住宅用地と区分され、課税標準額は価格の3分の1の額とする特例措置が適用されております。

しかし、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、市町村長が特定空家等の所有者等に対して周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合には、当該特定空家等に係る敷地について、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外することとなりました。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 何にしましても、解体するのにも多額の費用がかかり、更地にすれば税金が上がるということで、なかなか撤去するという事に結びついていきません。そうかといって、そのまま放置することは許されません。そういう意味で、この法律がつけられたのではないかと思います。

この法律が施行されて以降、本市としてどんな手を打ってきたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） これまでにも、危険な空き家に対する相談等があった場合、できる範囲で相談や指導等はさせていただいております。しかし、所有者等がわからない、相続等の問題があるなど、対応にも限界がありました。しかし、特別措置法施行後は、所有者等の把握をするため固定資産税情報の内部利用等により、相談に対して担当としても動きやすくなってまいりました。

また、平成28年10月には、特別措置法に基づく弥富市空家等対策協議会を設置いたしたところでございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいま空家等対策協議会が立ち上げられたという答弁がありました
が、現在この協議会でどんなことが話し合われ、この先どうなっていくのかをお教えいた
きたいと思います。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 昨年10月17日に第1回弥富市空家等対策協議会
を開催いたしました。協議会委員には、司法書士会、不動産鑑定士協会、建築士事務所協会、
土地家屋調査士会、宅地建物取引協会の専門家の各代表の方々と、また市民代表として弥富
市区長会長さんをお願いしております。

協議会会議では、平成28年度の適切に管理されていない空き家等実態調査結果の説明をし、
特定空家等を判断する基準案をお示しして御意見をいただいております。

近々には愛知県よりガイドラインが出されるとお聞きしておりますので、それを参考にし
た判定基準案を協議会の専門家の委員の方々にお諮りし、弥富市の判定基準を作成したいと
考えております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 危険家屋の撤去はいろいろな段階を経た上での最終的な方法である
と思うんですが、持ち主がわかれば、よく話し合い、円満解決が最も望ましいと思います。

さて、他の市町村では空き家の利活用にまで及んでいるところがあると聞きます。本市で
も十分に使える空き家の利活用について考えていく方向はあるのでしょうか、お答えくだ
さい。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 平成28年度の実態調査で抽出された空き家の中
には、不動産市場等に上がっている物件も相当数あることや、利活用について相談があつた
場合には情報等の提供はさせていただいておりますことから、当面は特定空家の対応を急ぎ
たいと考えております。

しかし、将来的にはさらに空き家がふえることも予測されていることから、空き家等の利
活用につきましては、市区域の約8割が市街化調整区域であり、都市計画法の制限等により
用途によってはハードルが高いなど課題もございますが、活用できる空き家及び空き家等の
跡地活用を含め、空き家等対策計画の中で考えていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 安易な考えかもしれませんが、私は空き家の有効活用として、地方か
ら来ている名古屋の大学に通っている学生さんたちに安い家賃でグループ貸しするなども、
この地の利の便で、まちの活性化という意味でおもしろいのではないかと思います。この先

いろいろと知恵を集め、いろんな方法を考えていったらどうでしょう。

最後になりましたが、市長にふえ続ける空き家対策についてのお考えをいただきたいと思っています。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員にお答え申し上げます。

当市でも空き家が年々年々ふえてきているということは、今までの御質問、答弁の中で御理解いただくところでございますけれども、適切な管理がされている空き家ということも300件以上あるということと、一番問題なのは全く危険を伴う家屋があるということだと思っております。十数件、そういった形の中で危険家屋があるわけでございますけれども、こちらのほうも年々増加しているというような状況でございます。

空き家として残る住宅には、それなりの理由があるというふうにまずは思うわけですね。基本的には、高齢者のみの世帯が住んでみえる方が空き家になる確率が非常に多くなってきております。通常、住む人がなくなった住宅につきましては、不動産物件という形の中で流通して売買、あるいは賃貸というような形で活用されるわけでございますけれども、それがなかなか思うように進まないということと、もう一つは相続がされていないということが実はあるわけですね。

御承知のように、相続というのは一定の期限までにしっかりとやりなさいというようなことの定めがないものですから、そのままほっておかれるということが非常に多いわけでございます。そしてまた、再建築が非常に不可能な土地であるというようなことも、この空き家の問題については課題としてあるかなあと思っております。

国のほうでも、ふえ続ける空き家に対して特別措置法という形で、市町村に対して権限を与えるという形で、強制執行というようなことにも及んでいいよということはあるわけでございますが、ことしいっぱいはしっかりとその協議会の中で、先ほども答弁させていただきましたけれども、判定基準の策定というものをしっかりと我々としては市としてつくってきたいと。そして、この空き家に対してどうしていくんだということが必要かなあと思っております。

いずれにいたしましても、強制執行する上においても大変重要な税を使うわけでございますので、わかりました、じゃあ強制執行で壊しましょうというわけにはまいりません。仮に壊させていただいても、さまざまな形の中でその請求に対してはお願いをしていくというようなことにもなっていくわけです。そういった形の中で、ほっておけば自治体が壊してくれるよという安易なことは絶対してはならないだろうと思っております。

そんなふうに考えるわけでございますけれども、一つの判定基準を策定した場合においては、全く危険を伴う家屋については、これは自治体として考えなきゃならないと思っております。

ます。そういった形の中で子供たちが出入りをしたり、あるいはいろんなことの悪さをされたりというようなことがあって、非常に他に影響を及ぼすというようなことがあろうかと思っています。そうしたときにおいては、その案件につきまして議員の皆様にもしっかりとお話をさせていただいて、平成30年度からはそういったような予算も組んでいくことが必要だろうと思っているところでございます。そして、予算を組んで強制執行していくということも視野に入れていきたいと思っております。そして、地域の住民の皆さんが安心して生活がしていただけるように、一歩先の策を講じていかなきゃならないと思っておりますので、今後とも各議員の皆様方の御意見等もお聞かせいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） どうもありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 本日はこの程度にとどめ、明日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時05分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光



平成29年6月9日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 朝 日 将 貴 | 2番  | 江 崎 貴 大 |
| 3番  | 加 藤 克 之 | 4番  | 高 橋 八重典 |
| 5番  | 永 井 利 明 | 6番  | 鈴 木 みどり |
| 7番  | 那 須 英 二 | 8番  | 三 宮 十五郎 |
| 9番  | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 12番 | 堀 岡 敏 喜 | 13番 | 炭 竈 ふく代 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 奥 山 巧   | 総 務 部 長                    | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長                    | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼<br>総 務 課 長     | 立 松 則 明 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長     | 渡 辺 秀 樹 | 総 務 部 次 長 兼<br>収 納 課 長     | 鈴 木 浩 二 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 | 民 生 部 次 長 兼<br>介 護 高 齢 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>農 政 課 長     | 安 井 耕 史 | 開 発 部 次 長 兼<br>都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 山 守 修   | 教 育 部 次 長 兼<br>学 校 教 育 課 長 | 水 谷 みどり |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 羽 飼 和 彦 | 庁 舎 建 設<br>準 備 室 長         | 伊 藤 重 行 |
| 秘 書 企 画 課 長                | 佐 藤 雅 人 | 危 機 管 理 課 長                | 伊 藤 淳 人 |
| 税 務 課 長                    | 佐 藤 智 雄 | 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 横 山 和 久 |
| 保 険 年 金 課 長                | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長 兼<br>十 四 山 支 所 長   | 柴 田 寿 文 |

|                                      |      |        |        |
|--------------------------------------|------|--------|--------|
| 福祉課長                                 | 山下正己 | 児童課長   | 大木弘己   |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 村瀬修  | 商工観光課長 | 大河内博   |
| 土木課長                                 | 伊藤仁史 | 下水道課長  | 小笠原己喜雄 |
| 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長         | 安井文雄 | 図書館長   | 山田淳    |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書記 | 土方康寛 |
|--------|------|----|------|

6. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、堀岡敏喜議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

最初に質問される江崎議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたのでよろしくお願ひします。

まず江崎貴大議員、お願ひします。

○2番（江崎貴大君） 2番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、本日トップバッター元気よく質問していきたいと思ひます。

それでは、今回は本市の福祉計画について質問をいたします。

市長の施政方針の中の高齢者支援の取り組み、障がい者支援の充実という項目でも触れられましたが、平成30年度から新たに3年間の福祉計画の策定を各自治体で行わなければならなくなっております。障がい福祉分野、高齢者福祉分野とありますので、それぞれについて質問いたします。

まず、弥富市第5期障がい福祉計画策定に関してです。平成29年3月31日に厚生労働省から出された指針を踏まえて質問いたします。

平成27年度から平成29年度までの3カ年で、「ともに認め、支え合うまち、その人らしく生きるを支援する・弥富」を計画の基本理念に掲げた弥富市第4期障がい福祉計画が現在進行形で実施されております。対象者へのアンケートや関係者へのヒアリングをもとに本市の障がい福祉施策の基本的な考え方や方向性、障がい福祉サービスのあるべき姿と見込み量、達成のための方策について定められています。また、近年の障がい者施策の特徴としてノーマライゼーションが上げられます。障がい者が家族とともに地域社会の中で障がいのあるなしにかかわらず、ともに生きる社会を目指しています。施設から地域へ、福祉施設から一般就労へなどの移行を目指しています。

この計画においてもそのような目指すべき数値目標を立てておられますが、その数値目標

の設定根拠はどのようになっておられたでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） おはようございます。

それでは、議員の御質問にお答えさせていただきます。

障がい福祉計画につきましては、障害者総合支援法において都道府県、市町村は厚生労働大臣の定める基本方針に即して障がい福祉計画を定めるものとされており、数値目標の設定根拠といたしましては、この基本方針に示される数値目標等の考え方、障害者総合支援法の趣旨、平成24年に策定された第3期弥富市障がい福祉計画を踏まえ設定をいたしました。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） では、その数値目標の達成状況はどのようになっておられるでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 数値目標の達成状況についてでございますが、第4期障がい福祉計画の現在の達成状況につきまして、平成27年度の実績分でお答えをいたします。

障がい福祉サービスにおきましては、訪問系サービスにつきまして5項目中1項目が達成しております。日中活動系サービスでは9項目中5項目が、居住系サービスでは2項目中1項目が、相談系サービスにつきましては3項目中1項目が達成をしております。

地域生活支援事業につきましては、必須事業が21事業中17事業を実施しておりまして、そのうち9事業で見込み量を達成しております。任意事業につきましては、4事業中3事業で見込み量を達成しております。

障がい児通所支援につきましては、4事業中1事業で見込み量を達成しております。

障がい児相談支援につきましては、目標が3名でございますが、実績は2名となっております。

また、第4期障がい福祉計画につきましては、本年度が3カ年計画の最終年となっており、現在設定いたしました目標に向け事業を行っているところでございます。また、この計画につきましては、海部南部障害者自立支援協議会によるPDCAサイクルの実施により各年ごとの実績の把握、分析、評価を行っております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） まだ途中経過ということなんですけれども、達成できてないものも見受けられるように感じます。国からの基本方針に合わせて目標設定を行っている、達成するのが困難な現実があるかと思えます。国からの基本方針はあくまでも指針としての目標値を示しているものであり、それぞれの数字は各自治体において作成することを念頭に置いて

いると厚生労働省の方から伺いました。

この地域がどのような状況に置かれているのかを認識することがこの計画策定の一つの目的でもあり、それにかかわる関係者が策定委員会で議論するテーマにもなると思います。本市の現状を認識した上での数値目標を立てるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 本市の現状を認識した上での数値目標を立てるべきではないかとの御質問でございます。

議員の言われるとおり、今回の計画策定に当たりましては弥富市の現状を把握することが必要であると考えております。計画策定の工程において、障がい福祉に関する基礎データの整理、分析、関係者へのアンケートやヒアリング、第4期障がい福祉計画の達成状況などを検証し、国等の上位計画との整合性も考慮し、目標を立ててまいりたいと思っております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 策定委員会の中での活発な議論がなされることを期待しております。

続いて、児童に関する質問に移ります。

児童発達支援の利用者数が27年度見込みで月31名利用見込み、29年度見込みでも39名見込みであったのに対して、27年度実績では44名利用と大変多くなっております。また、のびのび園の利用者も増加していると伺いました。障がいのある子供に対する支援は今後ますます増加していくと考えられます。

また、前回の計画策定時のアンケートによると、知的障がい者81名中41名、半数の方が教育関連分野で差別や嫌な思いをしたと回答しております。その上で今回の福祉計画策定において、障がい児支援の提供体制の整備等という新たな項目も設定されておりますし、第5期障がい福祉計画にあわせて第1期障がい児福祉計画の策定が求められております。

前回の策定委員会においては、障がい児にかかわる委員はごく少数でありましたが、今回は障がい児にかかわる委員をもっとふやす必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 第1期障がい者福祉計画の策定が求められ、障がい児に関する委員の増員が必要ではないかという御質問でございます。

第1期障がい児福祉計画につきましては、障害者総合支援法、児童福祉法が改正されたことに伴い、市町村において障がい児通所支援等についての計画を策定することとされました。今回、第5期障がい福祉計画策定委員につきましては、前回の策定委員をベースに考えておりますが、障がい児福祉計画の策定をするに当たり、障がい児支援等に関係してみえる委員

の増員も検討してまいります。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） よろしく願います。

また、今回の福祉計画策定の指針で新たに医療的ケア児支援の協議の場の設置を求める項目ができました。医療技術の進歩を背景として、新生児集中治療室等に長期間入院した後、引き続き人口呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児が増加しているという背景から、医療的ケア児が地域において必要な支援を受けることができるよう地方公共団体は保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。また、昨年改正児童福祉法においても、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健、医療、福祉等の連携促進に努めることと規定されました。今までは保護者の方がいろいろな方面に出向いて個々に相談したり、調整したりしていて、保護者の負担が大きくなっていったものを、関係者が集って会する場を圏域単位でもいいので提供するようにすることだそうです。

そこで、これまでも医療的ケア児が存在してきたと思いますが、今までの対応と今後の方針をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 医療的ケア児の今までの対応でございますが、明確に把握することができておりませんが、医療的ケア児の対応といたしましては、関係各課におきまして必要に応じて対応してきております。

また、今後の方針といたしましては基本指針に示されているように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関で連携を図り、協議の場の設置に努めてまいります。また、市単独での設置ができない場合におきましては、圏域内の設置も考えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今までも保護者の方から要望があれば、その都度対応してきていただいていると思いますが、これからますます親身な対応を求められていきますので、調整等大変かと思いますが、よろしく願います。

次に、障がい福祉サービスを利用するに当たっては、原則として相談支援事業者が作成するサービス利用計画書の提出が必要です。障がい児に関しては障がい児支援利用計画書の提出が必要です。相談支援事業者が見つからなかったり、御家族の希望等で本人、家族、または支援者が相談支援事業者を通じずに自身で計画を立てるものをセルフプランといいます。障がい児のセルフプラン率は同規模の他市町と比較して高い状況になっております。

海部南部3市町村のサービス等利用計画の作成状況という資料を配付させていただきました。障がい児支援利用計画という表を見ていただきたいのですが、弥富市のセルフプラン率は82.1%となっております。お隣の蟹江町も82.2%と、同じような数値であるわけですが、下のほうの同規模市町村のサービス等利用計画の作成状況の障がい児支援利用計画の表をごらんください。

人口規模が同程度の市町ですが、セルフプラン率は東浦町で37.2%、岩倉市でも37.2%、高浜市ではセルフプラン、ゼロとなっております。愛知県全体でもセルフプラン率は37.2%となっております。これらと比較しても本市のセルフプラン率はとても高い水準となっております。これらと比較しても本市のセルフプラン率はとても高い水準となっております。一方、3つ目の表にあるように障がい児の福祉サービス受給者数は年々増加傾向になっております。利用計画の策定には、本来十分な知識と経験が必要であり、セルフプランであると将来を見据えた適切な計画が立てづらい、客観性に乏しい、また支援者会議の調整をみずから行わなければならないという不便性があるという観点からも、セルフプランより相談支援事業者を通したほうが望ましいと言われておりますが、他市町に比べて本市においてセルフプラン率が高い原因をどのように分析しているのか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 計画書作成につきましては、市が指定いたしました指定特定相談事業者が行うことができるとなっております。市では3事業所を指定しております。

しかしながら、各事業所におきまして利用者の急増に見合った相談員の配置ができておらず、その中でも障がい児の相談に乗れる相談員が不足をしております。さらに更新時において、従前の方々がセルフプランからの移行がスムーズに行われていないことが原因であると考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今後、この高いセルフプラン率は解消されていくものと考えられますが、それにどのように対応していきますか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） セルフプラン率の解消への対応につきましては、計画を策定できる事業所の新規参入や専門的な知識を習得した相談員の育成を事業所へ依頼してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 相談員が充実するように、よろしく願います。

また、第4期の計画でも一番最初の重点施策として、相談機能の充実、そして相談支援体制の強化と書いてあります。相談支援の役割は大きくなっています。特に障がい児に対する

相談支援は大きくなっています。相談員の負担も大きくなっていますし、全てではありませんが、それが障がい児に対する相談支援まで手が回らない一因としても上げられています。第4期の計画においても設置を視野に入れると記述されておりますが、広域も含めて基幹相談支援センターの設置の考えはございませんか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 広域を含めた基幹センターの設置はという御質問でございます。

基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を担い、地域の相談支援事業所、行政、関係機関等の連携の支援を行う機関として必要とされるものであります。現在のところ海部南部障害者自立支援協議会におきまして、基幹相談支援センターの設置及び課題解決に向け、広域での設置も含め、協議、検討を行っているところであります。以上です。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

江崎議員の御質問にお答えするわけでございますけれども、障がい者福祉計画を第5期ということで、平成30年から向こう3年間の計画を立てていかなければなりません。今、担当部署におきましてはアウトソーシングも含めまして、今までやってきたことのさらに障がい者に対してどういうことが市としてできるかということについて検討を加えておる状況でございます。後ほど介護のお話なんかもいただくわけでございますが、現在、介護の認定をされている方が弥富市には1,800名ぐらいお見えになります。また、障がい者の数も非常に多くなってまいりまして、約1,700名ぐらいの方が身体障がい、そして最近では精神の障がいをお持ちの方、あるいは知的な障がいをお持ちの方が非常に多くなってきているのも事実でございます。

介護のほうにおきましては、よく言われるように老老介護というようなことが今叫ばれておるわけでございます。お年寄りをお年寄りがみるというような状況でございます。実は障がい者の方もそういう傾向が出てきているというようなことでございます。

センターの必要性ということもあるわけでございますけれども、そういった形に対して、私たちはこの第5期の障がい者福祉計画に、いわゆる介護施設と同じような形でのグループホームというものを考えていかなきゃならない。いわゆる保護者の皆様方に対するさまざまな負担を軽減していくというようなことについて考えていかなきゃならん。障がい者の方が大変お年を召してきているということも、一方では事実であろうというふうに思っております。そんなような形の中で、施設のほうでお願いをしていく、あるいは民間の方にお話をさせていただくというような形で、障がいをお持ちの方のグループホームということを第5期の障がい者福祉計画の中にしっかりと織り込んでいきたいということ、あえてきょう私のほうから言わせていただきたいというふうに思っておりまして、ちょっと質問の内容とは異

なっておりますけれども、次の段階の御質問に入られると思いますので、そういった形の中でお話をさせていただきました。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 基幹相談支援センターについては、海部南部障害者自立支援協議会のほうでも協議していただき、イメージを共有して設置に向けて進むことを期待しておりますし、グループホームにつきましても先日勉強会というか、研修会みたいなものもあったと聞いております。徐々に進んでいるのかなと思っておりますので、何か進捗状況があったらまた教えてほしいなと思います。今、何かあればお答えいただいてもいいんですけれども、また後日お知らせください。障がい者については以上で質問を終わらせていただきます。

続いて、弥富市第7期介護保険事業計画、高齢者福祉計画に関してでございます。

こちらの計画は、将来へ持続可能な介護保険制度としていくための今後の社会保障費がどうなっていくかという側面があると思います。また、こちらは厚生労働省からの指針はまともまっておらず、まだ出ていないようですので、今出ていることを受けて質問させていただきます。

介護サービスを受けるにおいて、要介護認定が必要となります。また、要介護度はサービス料に大きくかかわってくるものです。高齢者の方に長く元気でいられる状態を続けていただきたい。また、社会保障費の抑制という観点からも、要介護度、要介護認定率の目標を立てていかないでしょうか。また、本人の健康維持に対する努力、市の健康講座等の努力もございしますが、事業所によって努力しているところもあります。事業所ごとの要介護度の維持、改善を評価するシステムは考えないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） おはようございます。

本市における要介護認定率につきましては、平成28年3月末時点で15.3%でありましたが、総合事業開始により平成29年3月末時点では14.5%まで減少をいたしました。介護認定申請をされる方をスクリーニングし、総合事業で対応できる状態であれば介護認定、介護保険サービスではなく総合事業で対応をしております。第7期計画では自立した日常生活の支援、要介護状態などの予防、軽減、悪化防止、介護給付などの適正化への取り組みと目標の記載が義務づけられることになりました。夏以降に国の基本指針の詳細が提示される予定でありまして、仮に認定率が国の提示する目標指標となれば、全国の市町村全てが認定率の目標を設定することになります。

次に、事業所ごとの要介護度の維持改善を評価するシステムにつきましては、介護サービス利用者も介護事業所も市町村をまたがって利用している現状では混乱を招くおそれがありますので、市が独自に評価し報酬を給付するシステムは今のところは考えておりません。既

に介護報酬に規定されている維持改善を評価する加算や自立支援への取り組みを評価する加算を算定している事業所もございますが、ただし、いずれも一部の事業所に限られておりますので、今後関連事業所には啓発をしてまいりたいと思っております。

すぐれた取り組みをしている事業所への表彰や実績ランキングの上位を公表するなどの榮譽、啓発に関する部分については今後研究をしてまいります。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 運営に苦勞されている事業所とかもございまして、そういう方たちがモチベーションが上がるような施策をしていただけるとありがたいなと思います。

続いて、よく言われているとおり要介護状態の維持、改善を図ることが今後は必要なこととなっていきます。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律によって、要介護状態の維持、改善に対して国から自治体に財政的インセンティブの付与が制度化されることとなります。これを有効に活用する考えはございませんか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 国では市町村を評価する指標として、要介護状態の維持、改善の度合いや1人当たり介護給付費の水準など、協議されているようでございます。無論、制度化されれば有効に活用したいと思いますが、まだ詳細は通知されておりませんので、確認でき次第検討してまいります。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今までにないような制度だと思いますので、こちらを有効に活用できるよう確認とれ次第、また一緒に考えていただきたいなと思います。

続いて、今回の計画策定から今まで5年間の計画であった医療計画が平成30年度から6年間の計画期間と変更になる初年度でございます。今まで介護と医療が3年と5年ということで、15年ごとにしか整合性がとれなかったものが、6年ごとに同時期に見直すことができるよう変更されたわけでございます。よって、今回の福祉計画の重要なポイントの一つともなりますが、より医療と介護の連携、整合性が重要になっていきます。どのように医療機関と連携を、医療計画の面では県と連携をとっていこうと考えているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に構築が進められている地域包括ケアシステムにつきましては、暮らしに密着した医療制度、介護制度をどう活用していくかがポイントでありまして、医療、介護の連携の必要性はこれまで以上に高まってきております。

医療法等の改正によりまして、医療計画の計画期間が議員のおっしゃったとおり5年から6年となり、より介護保険事業計画との整合性を確保することが必要となりました。現在、

愛知県におきましても地域保健医療計画と介護保険事業計画の見直し及び整合性確保に向けて協議中でございますので、県からの情報収集に努め、本市の事業計画に盛り込みたいと思っております。

なお、平成27年度から在宅医療介護連携推進事業が介護保険法の地域支援事業に位置づけられ、市町村が主体となり、医師会等と連携をしつつ、実現可能な市町村は平成27年4月から取り組み、平成30年4月には全ての市町村で実施することとされました。本市におきましては、事業体制のあり方について現在協議中ではございますが、医療資源、介護資源の効果的、効率的な活用という観点から、医師会と連携し、広域で取り組みたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） ますますの医療と介護の連携をよろしく申し上げます。

一方で、介護人材の確保が重大な課題となっております。現に市内の高齢者施設、介護施設においても人材の確保に頭を抱えている事業所さんを見かけます。地元でもどうやって人材を確保していくかを考えていかなければなりません。介護職員として復職した場合の奨励金や介護職を目指す学生に対する就学資金などの支援制度があります。現在でもさまざまな機会に事業所にお知らせしていると思っておりますので、今後もこのような支援制度を活用していただき、介護人材確保への御尽力を要望とさせていただきます。

この2つの福祉計画に向けて、これから本格的に進んでいくかと思っておりますが、3年間の方向性を立てていくということですので、活発な協議の場としていただくことをお願いいたします。まして私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 次に質問される高橋議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたのでよろしくお願いいたします。

次に高橋八重典議員、申し上げます。

○4番（高橋八重典君） 4番 高橋八重典でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回、私は1点、防災教育を今にを題として質問させていただきます。

昨今、震災等の節目にはマスコミ等も取り上げ、いろいろな式典等が各地で行われております。実際、幸いにも震災当事者でない私たちは災害の教訓が日々薄れつつあると最近感じます。6年前の東日本大震災の際、私は区長をさせていただいておりました。3月11日に震災が発生し、4月1日より区長として学区等のコミュニティにかかわってまいりました。市民の方々から早い復興を願う意見と同時に、今までのような防災訓練ではだめではないかとお叱りの声を至るところでいただきました。そのとき平成23年は非常に個人一人一人の防災意識が高く、私の地元でもまだ未結成だった自主防災会の組織まで時間を要することなく、住民一致のもと立ち上がりました。今はどうでしょう。訓練参加者は年々減少し、1軒に1人

でよいとか、今度参加するとか、全く興味がないなど、防災意識に差が大きく出ております。被災直後から行政が何とかしてくれると思っている方々がいまだ多くいられることは現状でございます。

自助・共助・公助の三助のうち、よく取り上げられますのは公助が多く取り上げられるように見受けられます。特に避難所が少ない、ないなど、非常食の備蓄はどうなっているか、堤防、護岸整備などハード面をよく言われております。当市も公助については服部市長のリーダーシップのもと、計画を持って毎年整備されてきております。

今進められている新庁舎建設も最も重要な公助の代表の一つではないかと私は考えております。今、南海トラフ地震の確率が今後30年70%とも言われております。天気予報の降水確率ではございませんが、70%であれば間違いなく雨の確率でございます。その今を生きる私たちは無事に一日が過ぎれば、地震の起きる確率は間違いなく日々向上しております。日々の生活の中で一番重要なのは自助、自分の命は自分で守るという簡単で明確なことであると思います。個人が集まり家族となり、隣近所が集まり自治となり、それが共助となります。そこで一番重要な自助を市民一人一人が自覚し、学んでいくためのシステムが防災教育であると思いますので、防災教育について伺います。

それでは、防災教育の現状を各所管ごとに伺います。

まず最初に、市内保育所、小・中学校の現状を伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 高橋議員に御答弁申し上げます。

初めに、保育所におきましては保育所ごとに年間計画の中でNPO法人の防災コーディネーターの協力を得て、地震、津波、火災などさまざまな状況下での想定で救命胴衣を着用するなど、避難行動訓練を毎月2回行っております。保育園児には紙芝居や絵本、DVDを使って災害の恐ろしさや災害時に必要な行動を伝えております。また、保育所職員は図上訓練など、さまざまな状況下を想定した訓練や研修を行っております。

次に、小・中学校では特別活動として、地震、津波、火災などさまざまな状況下での想定で実践的な避難訓練を各学期2回程度実施しております。とりわけ大藤小学校の地震、津波訓練では、全児童が救命胴衣を着て、大藤保育所、大藤児童館、はばたき幼稚園と合同で弥富中学校へ避難する訓練を実施しております。そのほかに小学校では、消防署と連携して地震体験車を使った地震の揺れの体験や保護者への引き渡し訓練を実施しております。また、防災学習で一人一人が知っている情報を出し合い、地域の実情を確認し合いながら、災害時の重要な情報源として防災マップを作成しております。

平成27年度には、文部科学省からの委託事業で、十四山中学校をモデル地区として中学生を中心に災害ボランティアの疑似体験として、避難所が開設された場合を想定して、中学生

として協力できる内容について実践的に学び、防災意識の向上を狙いとした訓練を行いました。さらに十四山地区では、保育所と中学校の連携、西部小学校と海翔高校との避難訓練で連携を図っております。

今年度は白鳥小学校区において、11月18日土曜日でございますが、白鳥小学校の児童、保護者、地域住民の緊急時避難行動訓練を実施してまいります。小・中学校で学んでいることを児童・生徒自身が家庭や地域に知らせることや、市内防災施設、南部地区防災センター、十四山中学校、十四山保育所の屋外避難階段、小・中学校の屋上避難場所などの存在と役割、意義を伝えることで、防災意識を高める教育に取り組んでおります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 次に、高齢者に対する現状を伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

高齢者につきましては、福寿会を中心に要望に沿ったテーマで年間3回から4回出前講座を行っております。災害が発生した場合における被害状況は、家屋の倒壊、液状化、津波による浸水などが考えられます。災害への備えでは、家屋の耐震化や家具の固定、ふだん身につけているもの、眼鏡、入れ歯や常備薬、備蓄品の準備といった防災意識の高揚と備えなどの講話を行って、災害に備えてもらうように啓発、自助を考えてもらうことを行っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 最後に、生産年齢世代に対する現状を伺います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 生産年齢世代に対する現状でございますが、自主防災会、自治会単位や民間事業所で出前講座を年間約20回行っております。

講話内容は先ほどと同じでございますが、例えば公共交通機関が運行を停止している状況下においては帰宅困難者となります。従業員の安全の確保を図るため、施設内に待機してもらうなどニーズに合わせた講話をして、災害時にはどのような行動をとるとよいかを考えてもらっています。

また、消防団については指導的な役割を担うことを目的に、指導者講習や消防署と連携した実践訓練を行っております。昨年行われた愛知県・弥富市津波・地震防災訓練では、全国的にも消防団が行うことが珍しい実践的なへりの誘導訓練を愛知県航空防災航空隊、海部南部消防署の協力のもと実施いたしました。今後とも防災教育の自助・共助・公助の役割などについて、普及啓発に努めてまいります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ただいま各所管ごとに現状報告を答弁いただきました。

では、3月議会の市側の答弁の中にございました自主防災会に一步踏み込んだ対策について、平成29年度の対策を伺いますが、その中に防災教育のプランがあれば一緒にお聞かせ願います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

まず、自主防災会組織の現状でございますが、今年度に入り3団体が結成いたしましたので、現在、全体の87%に達しました。一步を踏み込んだ対策でございますが、自主防災会を全ての地区に結成していただくことは大変重要ではありますが、防災会設立にこだわるのではなく、例えば各学区のコミュニティ単位での避難所開設、運営訓練など課題を持って行っていただくなど、地域の連携を意識した防災訓練を実施していただき、実情に応じた組織づくりの推進をしていきたいと考えております。そうした組織の中で、あわせてボランティアコーディネーターの育成にも力を入れてまいります。

今年度の防災教育としましては、6月11日日曜日10時から、あさってでございますが、十四山スポーツセンターにおいて自主防災会全体会を行います。東日本大震災において被災された宮城県名取市閑上地区の元自主防災会会長をお招きし、発災前、発災後の自主防災活動の実体験を講話していただき、自主防災会の運営に役立てていただきます。市議会の議員の皆様にもお時間の許す限り御参加いただければと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 防災教育は非常に課題が多いテーマであると思います。文科省も現在の防災教育における課題を報告しております。防災教育に携わる人、携わる可能性がある人を3類型としています。

1つ、防災教育の必要性等に気づいていない人や防災教育の必要性に対する意識が余り高くなく、後回しになってしまっている人。2つ、防災教育が必要だと思っているが、やり方がわからない人や防災教育を始めたがどのような教材を使うべきかわからない、おもしろい教材が見つからない、担い手、つなぎ手が見つからない人。3. いろいろな資源を集めて防災教育に生き生きと取り組んで成果を上げられている人。この3類型で分類ができるとされております。

防災教育を面的に広げるには、今述べた3番目の人たちが作り上げた成果が2番目の人たちの刺激や支援となり、1番目の人たちに防災教育を実施するための気づきを与えることが重要であると提唱しております。現在は、防災教育のすぐれた取り組みが特定の学校や地域等の点で行われているのみにとどまることが多く、市町村の防災部局や教育委員会、警察、消防、自治会等から成る面的なネットワークの構築、それにかかわる人材が不足していると

指摘しております。

今申し上げました課題をクリアし、実践している地区が当地区にはございます。先ほどの防災フォーラムでも発表があった十四山地区でございます。保育所、小学校、高等学校、地元企業、地元住民が連携し、防災・減災に取り組むことにより、点から線に、線から面につながり、広げられております。当市にはすばらしいモデル、手本となる地区があるわけですから、市内各地区で早急に広め、取り組んでいくべきであると考えますが、いかがでしょうか。市側の考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

南海トラフ巨大地震の被災予測では、河川堤防の決壊により早期に水没する危険性が危惧されております。そのために短時間に高所に避難する必要があるため、十四山保育所の取り組みは命を守ることを最優先に継続的に訓練を実施してきた好事例でございます。

市としましても、このような危険に対する心を持ってもらうように防災意識を広め、推進してまいりたいと考えております。また、地区において自主防災会全体会を活用し、今後各地区で先進的に行われている事例、例えば保育所、小・中・高校と連携した訓練を紹介する発表会など、自主防災会の情報交換や交流の場を提供して役立てていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 防災教育の素材や中身については、災害時の現場の様子や教訓に加え、科学的知識、助け合う心、災害から立ち上がる力等のバランスのとれた知識を学ばせる教育、災害の仕組みやイメージ、それに対してできること、できないことを踏まえた上で、何を伝え、何を学ばせるか明確にする必要があると考えます。

きのうの答弁でも服部市長のほうから御提案がございましたアイリンプロジェクトのことも一つの例だと思いますが、市側の考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

小・中学校では各学校で作成している学校安全計画の中に位置づけられ、小学校段階における防災教育の目標として、日常生活のさまざまな場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、ほかの人の安全にも気配りできる児童、また中学校段階における防災教育の目標として、日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる生徒とし、発達の段階に応じた防災教育を理科や社会、保健体育など各教科や道徳、総合的な学習の時間などの中で行っております。

地区においては、自主防災会全体会や学区コミュニティ単位でのワークショップ、出前講座にて知識の共有が重要であることから、昨年度は津波避難計画策定のワークショップを学区コミュニティ単位で行い、自主防災会、自治会を中心に小・中・高校の先生、保育所の保育士、消防団とともに各地区の実情などを共有いたしました。今年度も学区コミュニティ単位での防災に関するワークショップを行い、情報や知識の共有、そして防災教育として意識の向上に努めてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 防災教育の重要な受け手として児童・生徒を対象としていることに鑑み、小学校、中学校、高等学校等、学校種別、学年別のつながりを発達段階に応じて整理することが必要と考えます。

例えば、小学校に対しては家族や地域とともに災害に立ち向かう態度や防災に関する基礎知識を学習させ、中学生に対しては地域防災を担う必要性を学習させ、さらに高校生に対しては防災教育を学ぶことで社会の中での役割や将来の課題を自分の力で解決する方法を学習させるといった視点が必要であり、このような体系化の確立が必要です。こうしたことを踏まえ、防災教育を早急に取り組むことにより、自助の必要性、共助の大事さが育まれることにより、公助が最大限に生きてくると考えます。

防災教育を施策として取り組んでいく上で、統括する部署が必要となります。まず、現状一連の防災・減災等の施策でそれぞれの各部署間での情報共有、情報交換はなされていますか、伺います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

現在は防災教育に関する情報共有、情報交換としては決まった会議など行っておりませんが、非常配備など各部署間での防災に対する情報の共有や連絡などは行っており、今後さらに部署間の連携を図ってまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

それぞれの各部署の垣根を越えた情報共有、情報交換の統括する部署を設置する考えはございますか。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

特別に設置するわけではなく、今後各課における防災担当の設置に向けた協議を行い、一層の連携がとれるような取り組みを考えてまいります。現状においては危機管理課で実施してまいります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今の御答弁でないとのことですので、ぜひそれぞれの各部署の垣根だけでも下げてください、職員同士が活発な情報交換、共有ができる環境整備をしていただき、防災教育の指導側として英知を出し合ってくださいたいと思います。

次に、防災・減災、防災教育のあらゆる場面に欠かせないのが消防団の存在です。しかし、現在慢性的な団員不足が当市を含め全国的に深刻な問題となっております。今、お手元のほうにお配りいたしました資料を見ていただきますとわかりますが、これが当市における消防団の団員事情でございます。少し補足させていただきますが、この表は各分団が所管する地区を危機管理課よりお聞きいたしまして、区長所管の地区、世帯と人口を私が個人的に集計したものでございます。なお、消防団の全体の定員数に団長1名、副分団長3名は含まれておりませんので、あらかじめ御承知おきのほどよろしくお願い申し上げます。

本題に戻りまして、消防団全体の定員368名に対しまして14%の欠員率で、人数にして50人です。全定員368人は市内全体世帯1万7,360世帯から、仮に1世帯から1人参加していただいたとして計算すると2%にすぎません。しかし、分団によっては欠員率が高い分団がございます。なぜなのか。分析すると、地域によって分団地域世帯数、人口が少ないために欠員率が高い分団がございます。逆に世帯数、人口も多いにもかかわらず、欠員率が高い分団があるのも事実であることがこの表からも分析ができます。消防団につきましては、実際の火災発生時の消火活動、水害時の水防活動、災害時の救助活動、平常時の訓練、啓発活動、自主防災会等の訓練等で深くかかわっていただいております。しかしながら、いま一つ理解されないところが多分にあるのが現状ではないかと思っております。この状況を市側はどう分析されていらっしゃるのか、伺います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

災害が各地で起き、地域の防災力確保のかなめである自主防災活動や消防団活動においてはますます重要になっております。現在所属している団員ですが、平均年齢から申し上げますと、平均34歳、全国平均の40歳よりも若い方に加入をしていただいております。就業状況では、被雇用者は全体の約82%、自営業者は約12.42%、学生は約1.3%でございます。職業別では市町村職員46名に続き、農協職員が多いのが特徴でございます。勧誘されるタイミングなどにおいて、消防団活動により仕事との両立が難しいと感じている方や、地域活動に対する意識が低くなってきていると分析しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

何か分析された上での対策や検討をされておるのか、伺います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

まずは消防団活動の取り組みの継続として、春祭りなどイベントや成人式のPRを兼ねて団員の勧誘の実施、小型ポンプ操法大会、観閲式等での通常の活動の広報、地域の自主防災会の訓練指導、防災に関するワークショップへの参加、コミュニティ活動においても運動会、盆踊り、防災訓練などの参加で地域と密にしていまいります。毎年3月にはホームページ、広報1ページを使用した団員募集の記事を掲載しており、継続した募集活動を実施してまいります。団員減少には特効薬はないと考えておりますので、引き続き粘り強く魅力ある消防団活動への理解を団幹部とともに努めてまいります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 例えば愛知県が現在取り組んでおりますあいち消防団応援の店の制度がございます。こういったものが愛知県が取り組んでおるものでございます。近隣では蟹江町が以前より町、商工会ぐるみで取り組まれております。

内容は、市町村が発行する消防団員カードと消防団員家族カードを応援する店で提示すると、愛知県内の消防団員や消防団員を支えていただいている家族に料金割引などのサービスを提供することにより、消防団を応援していく制度でございます。当市での取り組み状況と、今後の展開を伺います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

あいち消防団応援の店とは、お店や事業所等に消防団応援の店として登録していただき、地域の安全・安心のために活動している愛知県内の消防団員や団員を支えている家族に料金割引などのサービスを提供することにより、消防団を応援していただく制度でございます。

消防団員には、5月の分団長会において全員分のカードを配付させていただきました。しかしながら、愛知県においてもまだ周知の途中でございます。207店舗の登録にとどまっております。弥富市商工会員においては6月下旬、もしくは7月初旬にチラシを商工会経由で配付をさせていただき、周知、加盟のお願いをしてまいります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

もう一例は、昨今はもとより全国的に広がりを見せている取り組みが女性消防団の導入です。当市も本年度団員の中に女性が1名おられますが、女性消防団の結成の予定があるのか伺います。もしなければ、その理由もお聞かせ願います。

○議長（武田正樹君） 危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁申し上げます。

女性の活躍も期待するものでありますが、現状は具体的に女性消防団の結成の予定はございません。まずは現在の消防団運営の充実を図ることを優先してまいります。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 市民の間に防災教育が浸透し、自助・共助、点から線、線から面が成熟していけば、当市の課題でもある消防団の担い手不足等の解消につながると考えます。いざというときに頼りになる我がまちの消防団でございます。市民の皆様には消防団活動に理解をいただきますようお願い申し上げます。

防災教育の取り組みは、ごみの分別の取り組みに似たところがあると思います。一昔前は今みたいにごみの分別の習慣はなく、あえて言えば可燃と不燃ぐらいでした。分別が始まった当初は面倒で、皆さんもなかなかなじまなかったと思います。特に不理解者には幾ら注意しても聞き入れられず、衛生委員の方々は大変苦勞されてきました。このような人たちも子供の当たり前世代から日々の説得努力もあり、徐々に理解していただけるようになり、現在では日本全国どこでも当たり前の日常生活の一部に溶け込んでおります。ごみの分別とは違い、防災教育は生命にもかかわることなので、一日も早い時期に日常生活の一部となり、当たり前になってほしいと思います。

最後に、服部市長に防災教育の必要性と取り組みについて総括を求めます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 高橋議員に御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

ことは伊勢湾台風から58年目でございます。そしてまた、東日本大震災から6年有余たっております。また、去年は熊本地震というような形で大きな地震が相次いで起きたわけでございます。そうした形の中での教訓から、我々はさまざまな形のものを学んでいかなきゃならないというふうに思うわけでございますが、先日もおとといまで私は東京のほうで市長会がございまして、熊本の市長さんが熊本地震に対する体験というか経験ということについてお話を伺っておったわけですが、震度7の地震が2回立て続けに来たら、もうマニュアルとか、あるいは防災に対するさまざまな連携だとか、とても考えられない。とにかく天地がひっくり返ってしまうような状況で、何をしてもいいかわからないというのが現状だったと。まさにそのとおりではないかなというふうに思っております。まだまだこれから熊本城を含めまして復旧、復興が続いていくわけでございます。また、6年前の東日本大震災においてもさまざまな地域における首長さんであるとか、さまざまな防災の関係者の方からお話を伺うわけでございますけれども、やはりそのときも同じだったなというふうに思うわけでございます。

そうした形の中で、訓練は生きる、あるいは防災教育は生きるということを我々は信念として持っていかなきゃならないというふうに思っておりますけれども、今、高橋議員の御質

問のようにそれぞれのところで、例えば公の機関でありますと、保育所から小・中学校というような状況の中でやっているわけでございますけれども、繰り返し繰り返し経験していく、体験していくということが大事だろうというふうに思っております。また、私も教育創造会議の中で提案していきたいと思っておりますけれども、教育というのは耳から聞いて学ぶ、目で見て学ぶ、そして考えて行動するということが私は教育ではないかなというふうに思っております。

そうした形の中で、小・中学校の教室の中で最低限これだけのことは児童・生徒はやろうということを徹底して、目で見る、そして先生からお話を聞いて、先生と一緒に行動をするということが私は基本になるだろうというふうに思っております。それが自助という形においては、我が身がまず大事なわけでございますので、自助においてはどういうことが項目として自分にインプットしていくか。あるいは共助という形の中で地域の中でどう連携をとっていくかということに対しても、それぞれの地域の公民館の中で、最低限この地域はこれだけのことをやろうということを私は目で見、そしていろんな会合の中でお話をさせていただく。広域的な形で大災害になりますと、私どもの公助の限界性というのが大きな地震の中でよくわかったわけでございます。やはりやらなきゃならないことはたくさんあるわけでございますけれども、なかなか最初から100%の力を持ってやるということはできません。幾ら準備をしておいてもできないというふうにおいて、公助の限界性もあるなというふうに思っております。

そうした形の中で、それぞれのところで訓練をしたり、あるいは防災教育という形の中で学んだりしていくことが大きな力になって、いろんな話を聞いてそういうことを私自身は感じるわけでございます。そうした形の中で、自助・共助・公助の連携こそが、そしてそれぞれのところで勉強していただいた、防災教育をしていただいたことが真の意味での防災教育になるだろうというふうに思っておりますので、そんなことも含めてソフトの充実が大変大事だなというふうに思っております。

よく片田先生、群馬大学から、今、東京大学の大学院のほうへお進みになってやってみえるわけでございますが、先日もお話を聞いたところでございますけれども、やはりあの釜石の奇跡というのは、てんでんこということがよく言われております。それぞれのところでみずから判断をすることによって災害を少しでも低めていく、いわゆる災害を最小にしていこうということが片田先生のとんでんこだらうというふうに思っております。そして、そのような形で行動できる、その準備というか、それまでの準備が大変だと思いますけれども、それも訓練だと思いますけれども、そういう状況になると本当の意味での防災教育だろうというふうに思っておりますので、そんなことを私たちが強く思わなければならないというふうに思っております。

先ほど所管の担当のほうから、6月11日に自主防災会の全体会議の中で講演会を行うと。名取市近辺の閑上地区の自主防災組織を立ち上げていただきました阿部会長にお越しいただいて、自主防災組織という形の中での組織のあり方と、そして大震災のときでの実際の行動というようなことについてお話を伺うということになっております。これも恐らく最初に私が申し上げたように、何もできなかつたというようなことから始まるのではないかなというふうに思います。そうした形の中で、それぞれのところで最低限3項目から5項目、しっかりとこういうことだけは実施する、行動するんだということを確認しながら、また防災教育、防災・減災に取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、消防団の結成の問題については、大変私どもも憂っております。定員数1分団に対して23名ということに対して、それぞれの分団の中で大きく団員数を割っているというところがございます。十四山地区におきましては、かつては8分団から再統合いたしました4分団という形の中でさせていただきました。こういうことは余りしたくないわけですが、一つの分団が機能していかないことには力にならないわけですので、南部地区においてもそんなようなことを考えていかないと、消防団としての機能が成り立たないというような状況にもございます。そうした形の中で、再編成、再統合ということも含めて、そしてまた新たな分団活動、消防団の入団の活動に対して、皆さんのお力添えもいただきたいというふうに思っております。

今、市の職員についても、私どももしっかりと自分たちの地域を守らなきゃならないということの中で、職員としての意識を高めさせていただいておるところでございます。そうした形の中で職員の加入率も相当アップしてきたというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 服部市長、ありがとうございました。力強い御答弁でしたので、よろしくお願い申し上げます。

結びに、防災教育が日常生活に溶け込み、自助・共助の理解が進んでいるまち、防災・減災先進のまちに当市がなることを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○12番（堀岡敏喜君） こんにちは。12番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

内容は、子供の貧困連鎖断ち切れと題しまして、前半は生活困窮者の自立支援について、後半では子供たちへの学習支援について質問させていただきます。

なお、この法施行の前に炭竈議員より同様の質問をされておりますが、重複を避け、以下数項目にわたって伺ってまいります。

子供の貧困対策推進法が平成26年1月に施行されてから3年が経過をいたしました。子供たちの健全な成長を願うのは社会全体の希望であり、責務であると思います。しかし、日本の子供の今を考えると、見過ごせない現状があります。

日本では6人に1人の子供が貧困状態であると言われ、子供の貧困率は年々増加をしております。貧困率とは、世帯収入から国民1人の所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分に届かない人の割合をいうと定義をされております。

深刻化をするこの問題で最も重要なのは、貧困が世代を超えて連鎖をしているということです。子供期を過ごす家庭の経済格差が教育格差を生み、大人になったときに獲得する所得の格差が生まれる負の連鎖こそが子供の貧困の正体であると考えます。

また、翌年、平成27年4月より生活困窮者自立支援制度が施行されてから2年となります。日本では、所得が平均的な水準の半分以下の相対的貧困と呼ばれる層が16.1%に達し、特に現役世代の単身女性は3人に1人が相対的貧困となっております。しかも今日見られるのは、貧困が支え合いや頑張りにつながるのではなく、逆に孤立や諦めを生み、そのためにますます貧困から脱却できなくなるという悪循環であります。20歳から59歳までの未婚の無職者で、家族以外とのつながりがほとんどない人々が162万人に上り、そのうち4人に1人が生活保護の受給を希望しているという研究結果もあります。急に家族の介護が必要になり、所得が減り、自分自身もストレスでまいってしまう。このような複数の要因が連鎖をすると、誰でも生活困窮につながる可能性があります。

ところが、これまで生活が著しく困窮したときに頼ることのできる制度は生活保護しかありませんでした。生活保護は最後のセーフティーネット、つまり安全網です。最低生活保障のための大変大事な制度ではありますが、そこには困窮から脱却をしていくことを支援する仕組みはありません。生活困窮者自立支援法は、この最後のセーフティーネットのいわば手前に、もう一つのセーフティーネットを張ろうとするものであります。生活困窮者自立支援法の施行を受け、本市では社会福祉協議会に委託、生活自立支援センターを設置し、対応をいただいております。そして、現状をどのように認識をし、今後どう展開をしていくのか、以下質問をしてまいります。

まず、相談の実態と事業の評価、課題について伺ってまいります。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 平成27年4月から弥富市社会福祉協議会に生活困窮者自立支援事業を委託し、生活自立支援センターを設置し、必須事業である自立相談支援事業、住宅確保給付金、就労に関する相談を行っております。

相談受け付け件数につきましては、平成27年度は55件、平成28年度は前年度からの継続を含め51件でございます。支援プランを作成した件数は、再プラン作成を含み平成27年度は10件、平成28年度は7件ございました。

事業評価につきましては、プラン作成による支援を受けた方に一般就労開始、就労収入増加、住まいの確保、家計の改善などの変化があらわれております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） この制度は、要は生活保護に向かう前に、その前に困窮されているという方に就労支援をしていく、生活保護の受給に至らないようにしていくというのがこの制度の中身ではありますけれども、その方が相談に来られたのが、27年が55件で、平成28年は51件ということでございますけれども、これが多いとか少ないとかいう問題ではなくて、ちゃんとそういう方々に、この制度があるよということが一般市民の方にしっかり伝わっているか、そういうところがまず問題かと思えます。

社会福祉協議会で支援に当たられているところでヒアリングをさせていただいたところ、相談している方々が、その後就労支援をもって生活保護に至っていない、順調にいつているということはお聞きをしておりますので、この支援にまで至った方に関しては、そういう部分で成果が上がっているのではないかと認識をしておりますが、こんな程度ではないんじゃないかと。今、生活保護を受給されている方、希望されている方がいらっしゃると思いますが、この制度を知らずしてそちらに行ってしまうという方がいらっしゃると思います。そういった方々を事前にどうやって周知をしていくのか。次の質問に移っていきますけれども、この辺を考えてまいりたいなと思えます。

現在、弥富市では義務づけられた自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給事業、今、部長のほうからも御紹介がありましたが、若干ですが就労支援や就労準備支援を行っております。また、この6月からは生活支援自立相談の窓口を月に2回、福祉課窓口でも受けられるようになっております。今後は窓口を訪れる一人一人への包括的支援にとどまらず、世帯ごとの状況への対応を強めることが大切です。

近年、安定した仕事につけない現役世代が親の年金に依存をする形で同居をし、さらにその子供が貧困に陥るなど、世帯の中で高齢者、現役世代、子供の貧困の連鎖がするようになっております。例えば父親が非正規雇用である場合、子供の貧困率は38%を超えております。

このことから、急速に広がる子供の貧困に対応するためには、学習支援事業など子供自身への支援とあわせて親の就労や債務など、世帯が抱える問題を全体として把握をし、支援をしていくことが不可欠と考えます。

現在の自治体で世帯ごとの支援を実現できるのは、この生活困窮者自立支援制度以外ほとんどないのではないのでしょうか。特に家計相談支援は、世帯の問題に総合的に対処する上で有効であることがわかっております。今後は自立相談支援と家計相談支援の一体性を強めていくことも考えていかなければなりません。

そして、さらに就労支援を進めることが重要です。現在、多くの地域で中小企業などで人手不足が深刻になる一方で、多くの生活困窮者は依然として就労機会を得ることができておりません。生活困窮者は健康の問題や家族のケアなどで、すぐに企業の求人に応じることが難しい場合が多いと考えられます。自立相談支援の窓口配置を就労支援員が企業に働きかけ、一人一人の事情に応じた業務の切り出しや労働時間の調整を交渉することが求められております。

一般的就労の前の段階で、もっと緩やかな条件で働いてみる中間的就労も大切です。就労支援で高い効果が期待をされる中間的就労とは、単なる訓練と一般的就労の中間という意味で、実際に働きながら知識や技能を身につけたり、コミュニケーションスキルを磨いていくものであります。こういったことを支援員任せにせず、自治体がイニシアチブを発揮して福祉部局と雇用関係部局をつなげ、地元の企業との対話を広げていくことが重要です。

また、深刻な困窮に陥っている場合、就労準備の訓練などを受けるにしても、当面の収入の見通しがつかなければ活動ができません。自立準備期間の所得保障について検討していくことが求められております。必要に応じて生活保護を受給できるように措置をすることも自立支援のために必要です。以上のことから、今後、任意事業の取り組みについて市の考えを伺ってまいります。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 生活困窮者自立支援法の改正による任意事業としましては、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業がありますが、現在、任意事業については本市は実施しておりませんが、自立相談事業の中で就労や家計相談など支援についても行っております。

今後の取り組みにつきましては、市としましても生活困窮者の方が自立できるよう支援が必要であると考えておりますが、それぞれの支援を行うには環境整備や専門的な知識を有する相談員の確保などが必要となってまいります。任意事業につきましては、既に県内で実施している先進地などを参考にし、研究をしてまいります。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） この質問に至ったというのはいろいろ事例がありますが、3年前でしたか、部長と答申のときにもお話をしましたけれども、千葉県銚子市というところでお母さんと中学2年生の娘さんが2人で暮らしておりました。千葉県の県営公団に住んでいたわけですね。お母さんは時給850円のパートで一生懸命働いていらっしゃったんですけれども、小学校、中学校といいますと子供さんが急に熱を出して休まなきゃならないとか、そういう家庭の事情でなかなか正規の雇用につけないわけですね。その中でやっていたんですけども、なかなか生活が向上しなくて、それでも中学の娘さんは明るくて、学校でも人気者でおったわけです。とうとう困窮をしていく中で、お母さんは四方いろいろ手を尽くされていたんですけれども、御近所では娘に惨めな思いをさせたくない、そういう思いで取り繕っていたというか、そういう姿を出していたんですけれども、とうとう国保の滞納がありまして、国民健康保険がとめられてしまった。だけど、病気をして一時的にでも国保の健康保険が使えるようにということで、市役所に相談に行ったわけですね。そのときに事情をよく知らない、窓口の方も聞けばいいんですけども、知らずに申請を許可できなかったために、お母さんはとうとう万策尽きた状況になってしまって、このままでは娘を育てていくことはできない、自分自身の中でポジティブに物事が考えられない状態になってしまって、自分の娘さんに手をかけたんですね。それも運動会があった4日後、娘さんが巻いていた鉢巻きで首をとるということで、そのニュースを見たときは本当にやり切れない、いたたまれない思いがあります。

この事件の後に各県であるとか自治体の中で、どうしてこの母子を救えなかったのかというところがかかりの問題になりました。こういう事件があつて、結果がわかっているから考えられるのかもしれませんが、こういう方が弥富市の中にもいらっしゃるかもしれない。そういう方が相談に来たときに弥富市としてどう対応できたのか。このお母さんが娘さんを手をかける前に何とかできなかったのか。この方法を考えることがこの制度の意味の深さといえますか、そこを考えることにつながるのではないかと思います。

いろいろ発見する機会がありました。先ほども申し上げましたけれども、生活困窮者自立支援法というのは生活保護に至る前の段階で相談につなげるというのがこの制度の趣旨でございまして、いかに見つけるか。後の質問にも出てきますけれども、例えば国保税の滞納があるとか、弥富市にはないですけども、公団住宅の家賃の滞納というのが千葉県の母子の場合はあったんだそうですけれども、その段階でこういう制度があれば、就労の支援の相談をしましょうとか、そういうことにもつなげたのかなと思うんですけれども、相談する方に見れば何とか頑張りたいと、何とかこの現状を打破したい、それしかないんですよ。だから、フラットで見ている人からすれば、こうしたらああしたらと言えるんですけれども、1点しか見ていないお母さんに見れば、相談員さんとの信頼関係をつなげなければなら

ないですし、言ったことをそのまま自分の生活に落としていけるような、そういう安心感を与える、そこが相談することの意義だと思います。ただ受けるだけではない、相談窓口を置くだけではない。実際にその人がちゃんと就労支援に立って、自分の自立した生活を送っていけるように、1回だけの相談でそれがぱっとできるわけじゃないですよ。新しい就労を見つけるにしても、さまざまな就労の機会というのが必要であって、先ほど質問の中でも言いました中間的就労というのがありますけれども、ここにつなげていくのが任意事業の一つでもあると思います。

今、市でやっていただいているのはハローワークと連携をすとか、また求人広告ですね、そういったものを見ながら、本人と相談をしながら、きめ細かくやっていただいているのは感謝なんですけれども、そういう弥富市、または弥富市近郊で就労訓練ができる事業者、これは県の認定が要るわけなんですけれども、県は募集をしていますよ。こういうところ、市からも積極的に企業のほうに働きかけていただいて、ただ単に生涯就労というだけではなくて、たしかスキルが要る仕事なんかですとすぐには雇えない部分もございますけれども、そういう教育の関係ができる企業なんかですと、ぜひひとつ協力をしていただいて、協力をしていただくようお願いをして、就労認定事業者として認定を受けていただく、そういう周知も必要ではないかなと。そうすると、弥富市の中でもこの認定事業をやる上でも環境が整っていくことができるんじゃないかな、このように思いますので、これはしっかり検討していくということですので、具体例を出しましたけれども、要望していきたい。絶対そういう千葉県の銚子市のような母子の最悪な事態にならない、させないんだという強い意思で、そのためにはどうしたらいいか、そういう形で今回質問させていただいておりますので、考えてまいりたい、そのように思います。

次に、先ほど前段で申しましたけれども、周知のあり方について考えていきたいと思いません。

生活保護を受ける前の段階でさまざまな支援を行うのが生活困窮者自立支援法であります。先ほどから何度も申し上げております。生活困窮につながる事態が発生をし、不安を抱えた方が迷わず相談に来れるよう周知しておかなければなりません。しかし、生活困窮者はみずから支援を求められないことも多く、窓口で待っているだけでは地域の生活困窮の実態はつかめません。施行前のモデル事業でも、人口10万人単位で見たときに月平均新規相談が25人を超えた自治体は1割以下にとどまっております。生活困窮者支援は早期に解消すると回復もスムーズであります、そうでなければ難しいのが現状です。

滋賀県野洲市では相談支援の窓口と税、保険、年金、子供家庭の部局が相互のつながりを密接にして、税や保険の滞納があったり、子育て世帯が経済的に行き詰まっているとき、本人が希望するならば相談支援の窓口につないで早期に支援を開始することとしております。

その結果、支援をめぐる部局間の連携もスムーズになっているといいます。周知のあり方とともに、今、生活自立支援センターというそのままの名前ですけれども、親しみやすい、覚えやすいものに考えることも必要だと思いますが、市の考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

まずは2014年9月に銚子市で起きたまな娘をあやめた悲惨な記事に関係課に配付し、本市ではこのような事件は絶対に起こさない、生活状況を把握しないまま対応を押しつけることは絶対にしないという注意をいたし、相談内容を十分にそんたく、酌み取るよう関係部局に周知をいたしました。生活自立支援センターでの支援事業については、関係各機関の窓口、市社会福祉協議会ホームページ、それから福祉だより、回覧文書などで周知を行っております。また、各課において生活困窮に該当しそうな方がわかった場合、相談窓口の連携ということでございますが、関係各課どのようなことができるのか、調整を行えるか、今後研究してまいります。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 例えば、まずはネーミングを見ますと、生活自立支援センターでの相談事業というのは各自治体が2年前に一斉にスタートをしておりますけれども、愛知県だけで見ますと、高浜が生活相談センターころん、親しみやすいですね。豊明市ですと生活相談センターよりそい。あと、清須市がくらし・しごとサポートセンター、わかりやすいですね。長久手市もくらし・しごと・つながり支援センター、わかりやすいですね。もう一つ言いますと、三重県の伊勢市が生活サポートセンターあゆみ。うちも考えてみたんですね、弥富とかいって。こういう親しみやすいネーミング。生活自立支援センターといいますと、自立が必要な人が受けなあかんという、そこだけでもハードルになっちゃうんですよ。

それと、もう一つ申し上げたいのが、こういう冊子を各部局で置いていただいているというのがありますけれども、これも先進市のやつを持ってこれたらよかったですけど、ごっつい長いので、インクが切れてしましまして出せなかったんで申しわけないんですけど、例えば生活暮らし相談センターというのだけでもあると、どんなかなと。対象でない方も割ととれるじゃないですか。別にきれいなパンフをつくらなくても、白黒じゃなくて、せめて黄色でやるとか、ピンクでやるとか、目立ちやすいもの。そして、関係部局に配付するのはもちろんそうなんですけれども、市民が生活をしているわけで、例えばお買い物に行く、例えばここで言うたら、固有名詞出してもいいのかわからんですけど、旧155沿いの大きなスーパーであるとか、たくさんありますよね、マーケット。また、コンビニであるとか、必ず人が行かなければならないところをお願いをして配置をしてもらおう。そうすると、その人の親しい人から、また本人から、こういうのがあるけど一遍相談してみたらどうと、相談を受け

る垣根というのが随分と低くなるんじゃないかな。先ほどの部長の決意のまま、こういう最悪の状態を出さないんだということになれば何でもできるじゃないですか。別にお金かかるわけでもなし。それを事業者に話をすることで、その方もこういうことが今自治体として取り組んでいるんだということが伝わりますし、それを一遍受けてみたら、パートで勤めている方からでも広がるでしょうし、いろんな人から伝わっていくということが大事じゃないかな。そういう形で周知というものを問題のない人から考えるんじゃなくて、また一旦相談してきた方に聞いて、わかりやすかったとか、どんなふうがもうちょっとわかりやすいとか、そうやって聞いてみることも大事ですし、寄り添っていくことが大事かなと。

この制度に関しては、大きな側面としましては、そういうことで自立につなげて、社会保障費の抑制、また自立をすることで、一般就労につくことで税収の増と、これは理想ですけど。理想とはいえますけれども、理想の実現というのはこういう現実世界での一步一步の積み重ねでしかないと思うんですね。ですから、細かいことですけど、そういうことから始めていくことが大変重要じゃないかなと思います。

続けて質問させていただきます。

繰り返しになりますが、切迫した状況であるにもかかわらず、助けてとみずからSOSを出せない方は多くおられると思います。市の相談窓口に来たり、電話で問い合わせをするほうが少ないと考えられます。相談する先もない、もしくはどこに相談すればよいのかわからない、混乱して思い詰めてしまい、最悪の状況に至ってしまう場合があります。だからこそ生活困窮者自立支援制度におきましては、行政は待ちの姿勢ではなく、より積極的に支援を届けるという、いわゆる搬送型の支援が必要です。生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業は、相談窓口を設置することで終わるのではなく、困窮されている本人に寄り添いながら、時に本人を代弁して関係機関と積極的に調整する役割を担い、必要な支援までつなげ、たらい回しを防ぐことが求められているのではないのでしょうか。市の認識を伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、生活困窮者の抱えている課題を評価、分析し、そのニーズを把握し、それぞれに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を作成し、その計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行うなどの業務でございます。

議員の言われるとおり、相談窓口を設置して終わるものではございませんので、チラシ等の置き場所につきましても、今後関係機関にお願いをしてみたいと思っております。

また、生活困窮者本人の意欲や自己決定を大切に、経済的自立だけでなく、日常生活自立や社会生活自立ができるまでの支援を行っておりますので、1人で問題を抱え込まないで、困ったことがあれば、まず何でも御相談をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 部長がおっしゃるとおりだと思いますし、この質問をするに当たって各相談部局のほうでいろいろヒアリングをさせていただいて、実際に相談支援の方が一人一人、先ほど生活自立支援センターのほうでも年で55件、多いのか少ないのか別にして、一件一件は決して同じではなくて、それぞれの生活の困窮する原因とか探りながら、それをいかに自立につなげていくかということを考えますと、一件一件は大変重いものでして、自立相談支援員1人がそれを抱えてしまえば、同じように同調すれば同調するほど精神的なつらさというのはあると思いますので、先ほど関係機関とは申しましたけれども、一弥富市民、住民である以上は、大切な大切な弥富市の住民でございますので、守ってあげたいですし、先ほども言いましたけど、自立すれば税収増のほうにつながる。その可能性だけを信じて、寄り添って支援をお願いしたいなと思います。

その支援相談員さんも、先ほど人員配置といいますと、行財政的な問題もさまざまあるとは思いますが、支援の事業が成熟をしていきますと、やっぱり成果として確実にそういう困窮に陥る方というのは減っていくわけです。これがずっとふえていくというのは、これまた大きな問題ということですので、この間民生部長と答申した際に、愛知県としては困窮率というのは全国的に比較しますと比較的少ないという数字が出ておりました。少ないからこそ取り組めるという部分もありますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

続けて質問させていただきます。

生活困窮者自立支援制度は福祉と雇用の連携、縦割り行政の克服など、これまでの自治体行政のあり方の転換を迫るところがあります。それだけに当面の課題は少なくありません。弥富市にとっては、これから支援の事業をふやしていく必要もあるかもしれません。しかし、この制度は地域の活力を高める上で不可欠なものであります。排除される人がいない、皆が支える地域づくりのために生活困窮者自立支援制度をどう生かすかを考えていくべきだと思います。

これまで申し上げてきたとおり、相談者の現状は個々異なります。せっぱ詰まった相談者に対し、なるだけ負担にならないように窓口と支援は縦割りを排し、包括的にワンストップの対応ができる体制が必要であると考えます。今後の市の対応を伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 自立相談支援事業は、生活困窮相談者の現状に応じた支援を行うため、生活と就労に関する支援員を配置し、相談窓口による情報とサービスの拠点となり、相談者に負担のかからないようなワンストップ型の相談ができるような職員体制の充実を図っていくよう努めてまいります。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 子育てに関してもそうですし、高齢者福祉に関してもそうですけれども、庁舎建築と新庁舎ができたと同時にそういう総合相談事業というのを始めていくというような答弁を以前にいただいておりますけど、その中にもしっかり組み込んでいただいて、庁舎内であっても相談した人が2階へ行ったり3階へ行ったりするのではなくて、ここで待っていてくださいと、次はこの部局につなげますと。その人が動かなくても役所の所管の人たちがその人の周りを埋めていく、そういう支援のあり方でしたら今でもできるじゃないですか。そういうことだと思うんです。あそこに回せる、ここへ行ってくれとなると、それだけで気持ちが切れちゃって、もういいわと。先ほど言いましたけど、困窮に陥ったときに一番問題なのが諦めてしまうことだと思うんですよ。誰にも頼られへんわと。そうなってしまうと、たとえ助けの手を差し伸べたところで、差し伸べた人との信頼関係を築くことからまず始まってしまうので、早目に見つけて相談して、相談支援員との信頼関係をつくって、その人の悩みの根源といいますか、本質にしっかり迫っていただいて、そういった支援をお願いしたいなと思います。

議長、ちょうどええ切れ目なんですけど。

○議長（武田正樹君） それでは、堀岡議員、質問の途中ですが暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

堀岡敏喜議員、お願いします。

○12番（堀岡敏喜君） それでは、午前中は生活困窮者自立支援制度について、弥富市の現状と今後について質問をしてきたわけですがけれども、ここで子供の貧困対策に話を戻していきます。

最初に申し上げましたが、子供の貧困対策法が成立をして3年、依然日本の子供の約6人に1人が貧困状態にあります。総務省がことしの子供の日に合わせて発表をした15歳未満の子供の推計人口は、1,571万人と発表されておりますので、人数では約260万人ということになります。ひとり親など大人が1人だけの世帯の貧困率は5割を超えていて、先進国の中でも高い水準にあります。

貧困には、負の連鎖がつきまといえます。経済的な理由で進学を断念せざるを得ない子供は、成人をしても安定した収入を得られる職につけず、親と同じように貧困にあえぐケースが多いといえます。生まれ育った環境で将来が左右される事態は、本来あってはなりません。市

の現状と今後の対策について、以下伺ってまいります。

まず、子供が貧困状態にある世帯の実態を市はどのように把握、認識をしているのか伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 本市におきまして、子供が貧困の状態にある世帯の具体的な件数や実態については、特に調査をしておらず把握しておりませんが、経済的理由によって就学困難な小・中学校に就学するお子さんをお持ちの保護者の方に、学用品購入費や学校給食費などの援助をする就学援助補助金という制度がございます。

対象者の所得を一定基準以下の方としておりますが、このことをもって貧困状態としてよいかは判断に迷うところがございますが、平成28年度、この援助を受けてみえる児童・生徒の人数は、小学生、中学生を合わせて約300名でございます。

次に、重複している世帯もございますが、生活保護費を受給する子供のいる世帯は27世帯、離婚や死別により暮らすひとり親世帯は、母子世帯で267世帯、父子世帯は19世帯でございます。

昨年12月に愛知県が県内の小・中学校と保護者を対象に実施した愛知県こども調査とひとり親家庭実態調査の集計結果によると、県内の子供貧困率は、国民生活基礎調査の全国平均16.3%でございますが、これより大幅に低い5.9%であったとのことで、この要因は、自動車製造業等ものづくりが盛んな1人当たりの県民所得が高水準であるということが関連しているとのことでございます。

しかしながら、ひとり親家庭では52.9%に達し、半数を上回っており、抱える生活不安について支援が必要と考えております。

愛知県のひとり親家庭等実態調査の結果から、ひとり親家庭になって困ったという調査項目では、子供の養育・教育が最も多く、期待される事業としては、仕事から帰るまで安心して子供を預けられる制度という回答が多く寄せられており、保育所や児童クラブ等子育て支援の充実が今後も必要であると考えております。

また、就労・収入の状況、病気や借金、人間関係のトラブル等に巻き込まれていないかなど、総合的に支援していくことが貧困家庭を救い、貧困の世代間連鎖の解消を図るための支援体制づくりを目指し、関係各課を交え努めてまいります。

本市では、新庁舎建設にあわせて、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援ができるよう子育て世代包括支援センターを開設する計画でございますので、連携しながら支援を提供できるのではないかと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 民生部長から子育て支援を切れ目なくやっていくと、行政主導でや

る部分に関してはいいんですけれども、この生活困窮者自立支援と子供の貧困対策法のあわせて平成24年ごろから、国からのモデル事業というのが各自治体、政令市合わせて40から50の自治体の中で展開をされております。

特に子供の貧困対策で割と先進的に取り組んでいられて、いろいろその事業の報告をされている大阪府の箕面市というところがあるんですけれども、ここらでは、子供の貧困対策を何とか改善していくために、それだけじゃなくて包括的に子供の教育全般を見ていくと。貧困であるから学力が低いと、これは統計的には出てるんですけども、それだけではなくて、それを具体的にどう支援していくか。先ほど貧困の子供とは言いましたが、貧困と困窮とはまた意味が違っていて、所得が低くて貧困状態にある御家庭と、実際所得はあるんですけども、以前の所得よりも減ったがために困窮感を感じて、両親、また片親が一生懸命仕事をするがために子供さんに目が届かない、そういう家庭も実は多くございます。それは所得が400万であったり500万であったりする場合もあるんですけど、結局その事業が、確実に勤めているお仕事、会社がずうっといいというわけやないんですよ。人だってやっぱり浮き沈みがあるように、企業にも浮き沈み、景気の上昇というのがあるって、それによって所得が減るということは当然あるわけなんですけれども、生活水準を守るために親は結局一生懸命働くことに追従せざるを得ない。そこでやっぱり犠牲になるのは子供だと。

ですから、貧困の子供だけを対象にするのではなくて、結果として学力の低下であるとか、肝心な社会に出るための基礎的な子供さんの自立心を養う、こういうところを本来は、きのう永井議員のお話でありました家庭教育の中で環境をつくると、それを基礎に学校でまた基礎知識を得て、そういういい循環の中で子供さんって育っていくもんだと思うんですけども、残念ながら最近では人と人とのコミュニケーションがかなり希薄化になっている時代でして、全体というよりもプライベートが重視をされているがために、なかなか人とかかわりをどっちかといったら持たれない親御さんが多い世代ですので、こういう自治体がそういう人と人をつなぐきっかけづくりを、こういう制度を通じて行っていただきたいと思っております。

先日の木曾三川下流部広域避難実現プロジェクトでも、最後に片田教授がおっしゃっていましたが、コミュニティが崩壊していると、これは言っても過言じゃないと思うんですけど、これは大きな原因は、地域の人らと共通して取り組むことがなくなったからだと。昔は、例えば長屋で火事があったら、みんなで消さんと自分のところにも燃え移ってくるみたいな、あとはまたお葬式であるとかそういったことは地域単位でやっていたという部分もあって、いやが応でも地域でつながりがあったわけなんですけれども、最近は本当にお祭りとかはありますけど、いわゆるみんなで労をねぎらうというお祭りよりも、どっちかといったら行事的なものになってしまっていて、出ても出んでもいいやないかみたいな、そういう風潮があるんですけれども、結局そういうことが人と人とのつながり、比べるとかということがなくな

ってきたために、ある意味モラルのハザードといたしますか、常識感というのがひとり歩き、それぞれの価値観で行くようになってしまって、モラルが破綻しているんじゃないか、そういうこともこういう貧困の原因にもなっているんじゃないかな。誰も相談する人がいないと、まさか役場でこのことを相談して解決できるなんて思っている人というのは実は少ないんですね。こっちから声をかけてあげないとわからない状況というのはたくさんあるんじゃないかなあと思います。

ちょっと質問を続けますけれども、そうすれば、ひとり親家庭、親の就業支援など、先ほども申し上げてまいりましたけれども、子供の貧困にかかわる所得や資産の格差解消に向けた取り組みについて、市の考えをまずは伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 先ほど議員のほうからもお話がございましたけれども、国民の平均的な所得の半分を貧困ラインというふうに呼ばれておりますが、国民生活基礎調査では、平成24年の貧困ラインの所得は122万円でした。

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担っていかなければならず、現在4つの大きな支援策で就業や自立に向けたさまざまな支援が行われています。

1つ目は、生活支援でございまして、総合的な窓口として本市では母子・父子自立支援員を2名配置し、面談を通して生活の安定に必要な情報提供を行っております。

2つ目は、愛知県の就業支援事業として、専任のキャリアカウンセラーが職歴や適正に応じ就職についてアドバイスを行うキャリアカウンセリング事業や、母子家庭等就業支援センター事業が行われ、無料で就業紹介や就職に必要なパソコン操作の講習、介護資格取得等のための各種講座が行われ、市では受講への窓口業務を行っております。その他、就職に役立つ技能や資格取得のための支援といたしまして、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金などの各種給付金を支給する制度もございます。

3つ目は、愛知県の養育費確保支援策として、弁護士相談や養育費相談が実施され、離婚した後に子供が生活に困窮しないように情報提供を行っております。

4つ目は、経済的支援で、18歳到達年度の末日まで児童を監護養育する一定の要件を満たす保護者に対し、児童扶養手当や遺児手当を支給し、また生活の安定と向上を図るため母子父子寡婦福祉資金などの低利な貸し付けが行われています。医療に関しては、母子父子家庭医療費受給者証を交付し、自己負担分を公費で支給し、安心して医療が受けられるように支援が行われております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 今、部長から御説明があった弥富市独自のもの、それに対して、また県の福祉制度をいろいろつけて相談に来られた方、また相談の対象になり得る方を見つけ

たときに、こういう冊子ですね、これは県の自立した生活を送るためにといういろんな福祉制度の紹介が書かれています。これを市の福祉相談員さんは、その人に合った支援を、これを全部読めと言ってぱっと渡すとわかりませんから、例えばどうしたいのというようなことを寄り添いながら聞いていただいている、それは本当に感謝を申し上げます。そういう窓口がまず、もうちょっと充実をすること。それと、いかにそういう家庭に陥っている方々を見つけるか、ここが一番の鍵なんじゃないかなあと思います。

それでは、時間も迫ってまいりましたので、ちょっと続けて質問をさせていただきます。

さきに質問をした生活困窮者自立支援制度で、生活困窮家庭、先ほど民生部長からも報告がございました生活保護家庭、就学援助受給家庭等に対して、国はさまざまな支援メニューを総合的に行うことを自治体に求めており、その中でも貧困の連鎖を断ち切るために、学習支援を行うメニューが組み込まれております。自治体が学習支援事業を実施しますと、それに係る費用の2分の1を国が補助する仕組みになっております。困窮家庭の親が就労支援を受け、自立を目指す場合、安心して就労に専念ができるよう子供の居場所、学習支援などをあわせて行う必要があります。

また、その学習支援の取り組みも、育てていくべき力を、テストの結果として測定される学力ではなく、自分の学習をマネジメントできる能力の育成が必要です。

愛知県下でも、弥富市とほぼ同規模の自治体で先進的に取り組んでいる高浜市が参考になります。高浜市の学習支援では、学習のP D C Aサイクル、いわゆる計画、実行、チェック、改善を身につけさせるために、当面の目標とともに、参加したその日には必ず目標シートを書き、帰るときに振り返るという習慣づけを行っています。さらに支援すべき大事なこととして、子供自身がその後の自分の人生をどう生きていくのかの根幹を育てることに力を入れております。学力の背景にあるなりたい自分へのイメージを育て、そのイメージに向けて、自分が学ぶことで近づけることへの手応え、自己効力感を育てることなくして、学習支援がない環境でも自立的に成長していく子供にはなりません。ともすれば、民間の個別指導塾のように懇切丁寧に教え過ぎ、教えられることに依存体質になってしまうおそれがあります。そんな状況で結果として学力が上がっても、高校進学後やその後にサポートがなくなったら、そこで行き詰まってしまいます。経済的に厳しい状況に置かれているからこそ、自発的に行動し、みずからの成長をマネジメントできる習慣づけを早期にしていくことが貧困の連鎖から脱出するための最大の課題であります。

また、高浜市では学習支援事業の中で、ただ勉強を教えているだけでは不十分として、信頼できる大人・地域との出会いを生み出し、大人との多様な人間関係づくりをさまざまなイベント、講座などで行っております。地域の方と一緒に竹切りから準備をした流しそうめんパーティーや、異文化の人々との交流、3Dプリンター講座などを実施し、子供たちはさま

ざまな大人との出会いの中で、初めて来たときとは違う自発性が生まれ始めているそうです。

学習支援を先進的に行っている多くの自治体で、学力の支援よりも切実な問題は食事の問題です。生活困窮家庭は、食事環境においても厳しい状況に置かれていることから、とりわけ給食がない夏休みなどの長期休暇中は、劣悪な栄養状態に置かれていることがわかっています。現在は、地域のまちづくり団体、婦人会等が持ち回りで100円の手当のみで食事を提供してもらい、食事の準備や片づけ等も子供たちもともにやることで、大人との出会い、協働の場にもなっているそうです。地域にとっても、食事の提供を通じて地域の子供たちの実情を知るつながりの場にもなっています。

ここで紹介した高浜市の事例も、まだ端緒についたばかりで、試行錯誤が続いているとのことでもあります。大事なことは、学力にせよ、食事にせよ、貧困な家庭に生まれる切実な課題解決をきっかけとして、人とのつながりを育み、そこからどれだけ自立心を育ていけるかです。経済的に厳しい状況に生まれても、遭遇する高い困難や壁に対して、エレベーターやエスカレーターではなく、自分の力で一步一步上っていける階段、ステップをつくるのが大切です。経済格差が開いている時代だからこそ、安易に目先の学力を支援することではなく、その子供が成長し、役割を担っていくまでのプロセスを広角的に見た上での効果の高い学習支援プログラムの構築が今求められているのではないのでしょうか。

以上のことから、学校をプラットフォームとして地域との連携を図り、学習支援のあり方を地域の課題として共有をしていくことが大切だと思います。

学習支援について、市の認識と今後の取り組みについて伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 学習支援事業につきましては、制度の中で貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供に対する学習支援を各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らし実施することができるとされております。

議員の発言にもございましたように、学習支援事業につきましては、ただ単なる勉強の場の提供だけでよいものではないと考えております。生活困窮という環境の中で、子供たちが学力の向上とともにさまざまな課題に向かい、解決していく力や自立をしていく力も支援していく必要があると考えております。

この制度では、生活保護世帯や生活困窮世帯の子供たちが支援の対象となりますが、生活困窮世帯の子供だけどうぞとなると、困窮世帯の子供は来づらくなれないのかとも心配をしております。学習のできる環境や場所などに配慮し、学力だけでなく専門的な知識等を有する人材の確保などが不可欠となりますので、既に実施をしている先進市を今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 部長の御心配ももつともだと思います。ですので先ほど申し上げましたとおり、貧困家庭の子供さんだけではなくて、所得がある程度あるんだけど、困窮感を持って生活をされている親御さん、またひとり親の家庭というのが実はあります。ですので結果として、例えば学力が低下して学校の授業に集中してついていけない、人とのコミュニケーションがとれないがために学校におること自体が苦痛だと感じる子供さんもおるとい調査結果もございます。

ですから、何も学習支援、またその居場所づくりが貧困家庭の子供さんだけに対応するものであると、やはり部長が心配される子供さんは何も考えないけど、親御さんにしてみれば何か嫌だわみたいなの、行きたいんだけど行けないみたいなの、そういう形にもなりますから、貧困の部分と子どもの居場所という部分は、ある意味関連はしていますけど、別次元で考える必要もあるんじゃないかという思いで、今回はこの質問は学習支援の部分と分けさせていただいたんです。

実際にきのうも家庭教育の話もございましたけど、親御さん自身がなかなかそういう時代に育ってこなくて、そのままそれが当たり前として子供を育てているという現状がありますから、そういう方が困窮になって市役所に相談に来たときに、それは違うよという頭ごなしに否定をしても、否定されたときに身の置き場がなければ受け入れることができないんですよ、相談した側というのは。ですから、ある程度そのことがそういう環境の時代なんだということをわかった上で相談に乗って、まずはそうだねと受けてあげて、やっていただいているとは思いますが、それで正しい方向といいますか、本来この人が進むべき方向、その人の個性が活かせる方向にみずから気づけるように、そういう相談体制をとっていただきたいなあと思います。

子供に関しては、だからといってその親がすぐ変わるわけでもないですし、実際に1人で塾に行っている。あいた時間はカップヌードルとか即席のものを食べて、劣悪な環境の中で栄養もとらずに、どんどん日々時間を過ごしているという状況の子供がおるわけですね。そういう子供たちにやっぱり勉強だけ教えるといつて、幾らただやといつても、子供さんは喜んで絶対来ないんですよ。わざわざ勉強したいと手を挙げる子供はいないと思いますので、来たら楽しいよと、そこでやっぱり勉強する意味をしっかりと教えていかなきゃならない。今親にそれが頼れない家庭もあるんであれば、やはりそれを誰かが手を出さなきゃならないわけで、ほっておくと連鎖が続いていくだけですからね。そういった中で地域のつながりというのがどうしても必要になってくるんです。

だから僕はこの困窮の問題も、やはり困窮に陥る人だけの問題ではなくて、誰もがそうなり得るんだという思いで周知して、弥富市の問題として市民にもしっかりと共有をしていただく。市のために何かしたいという人はたくさんいらっしゃいますよ。そういう連携の中で、

こういう問題もあるんですよと、それ何とかしなあかんねとやっぱり前向きに考えてもいただけます。そういう方とそういう求める方をつなぐというのも行政の一つの役目なんじゃないかなあと、そのように思います。

ある調査によりますと、子供の貧困を放置すれば、43兆円が失われ、政府負担も16兆円ふえるといいます。地域で高齢化が進む中で、支える側と目されている現役世代が経済的に弱体化をし、倒れてしまっています。政府は一億総活躍社会や地方創生などと掲げておりますが、この子供の貧困対策、生活困窮者自立支援制度は、その根本に置かれるべきものと考えます。誰もが活躍できる地域づくりのために、住民と自治体が共有・協力をして、この制度を育てていくべきではないでしょうか。

子育てするなら弥富という言葉がございます。実は、子育てするならという自治体は全国にたくさんございますけれども、本当の意味で、どういう家庭の環境に育っても、その子供は弥富市の教育、また福祉の中で健やかに自分の力を、個性を十分に発揮できるような、そういう環境づくりというのをしっかりしていただきたい、そのように思います。最後に市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員の御質問、生活困窮者自立支援制度と、そしてもう一つは子供の貧困対策という形でお尋ねをいただきました。この問題につきましては、大変大きな重要な問題であろうというふうに私どもとしても受けとめておるところでございます。

最初の生活困窮者自立支援事業におきましては、先ほども話がありましたように平成27年、28年ともう2年間経過をしてきたわけでございます。生活保護に行く前のセーフティーゾーンという形の中で、それぞれの支援員がしっかりとその御相談に応じて、いろいろと改善をさせていただいておる。現在では社会福祉協議会のほうに委託をさせていただいておるわけでございますけれども、非常によくやっていたらということでございます。

それは、弥富市における生活保護世帯が、今現状としては世帯数としては180世帯、そして人数としては261名でございますけれども、大きくふえていないということが一つ大きな効果だろうというふうに思っております。

そうした形の中で、この支援制度というものがますます大きな力を発揮していただいて、我々行政と社会福祉協議会がタイアップしながら進めていきたいというふうに思っております。

また、子供さんの貧困の原因ということにつきましては、その生活環境にあるということが先ほどの御意見、あるいは私どもに対する答弁という形の中にあるわけでございますけれども、貧困からの自立ということは、もちろん子供みずからができるわけじゃないんですよ。子供には何の責任もないということだろうというふうに思っております。そうした形の

中で、そういう子供たちをはっきりと発見するというのは、学校の先生であるとか、あるいはそういった形の中で保護者と一緒になって話し合いをしていかなきゃならないというふうに思っております。

子供の貧困対策につきましては、子供の健やかな成長、あるいは将来ということに対して、生まれ育った環境に左右されないような形で我々としても支援をしっかりとしていきたいというふうに思っております。そういった形の中においては、保護者への就労支援ということもしっかりやっていかなきゃならないなあというふうに思っております。

今、弥富市として生活保護を受けてみえる方の中においては、本当に今、就労支援という形の中においてはしっかりとやらせていただいているということが、これだけの数がふえていないという状況でもあろうかなあというふうに思っておりますので、御理解もいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 市長のおっしゃるとおり、数がふえていない、一つの効果だと私も思います。だけれども、実質、子供の就学援助金を受けている世帯もいらっしゃいます。実際に学力の伸びといいますか、全国的に自立心の失われたというか、そういう世代、現役世代が少なくなって、これからどんどん世に出ていっていただかなければならない。企業においても人材が不足しているという時代になっています。その中で、先ほども申し上げました千葉県の銚子市みたいな事件が起こってしまうことが本当に悲しい、そしてまた社会的なすごい損失だと思います。そういった方が一人もこの弥富市から出ない、先ほども申し上げましたけど、本当にどんな家庭の環境であったとしても子育てするなら弥富なんだと、どういう側面からいっても子育てするなら弥富なんだと、そういった福祉制度、また教育の関係でしっかりと個性を出して、実質的な成果を、今度はふやさないじゃなくて減らす、出さない、そこまで目標を掲げて、今後も、議会も他市先例をしっかりと学んで、この議会の場で提案もしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に加藤克之議員、お願いします。

○3番（加藤克之君） 3番 加藤克之。通告に従いまして2点の質問をさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

サカキ葉の緑も新緑になりまして、いよいよアジサイも色鮮やかになってまいりました。その季節を迎えるということによって、水無月のきょうこのごろ、きょうは非常に天気がいいです。30度ある状況でございますが、平成29年も弥富市におかれまして各おのこの地域行事が進み、きょうもきんちゃんも寄り添ってやってまいりました。その中で、はや5カ月が過ぎ去りまして、半年を納める月日のこの水無月でございます。そういう意味で、皆さんも

楽しんで、喜んで、笑顔で明るく、家族と子供と孫と、よき仲間と、それぞれ清らかなお心で、よい水無月を送っていただきたく願う次第でございます。

さて、我がまちにおかれましては、すばらしき市におかれまして、子供たちの元気と成長と、そして笑顔を見ますと思わず笑顔になって喜びます。うれしさが増すわけでございます。さて、その成長する過程の中で、誰もが人生を儀礼は尽くさないといけない状況でございます。そして、小学生、中学生と歩む中で、自転車の交通事故とさまざまございます。大変多い状況は各地で新聞やメディアでは扱いが拡大をされております。

その中でも、弥富市でもいま一度、小学生、中学生に対して、市としてどのような保険体制、そういう依頼体制、取り組み、現状を聞かせてください。お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 小学生、中学生の自転車保険の加入につきましては、各校入学時に民間の保険とPTA総合保険の2種類を紹介しております。紹介をさせていただいた保険については、中学生は自転車通学ということもあり、学校で加入の取りまとめをしております。

取りまとめた分の加入率は、60%ほどであります。残りの40%もほとんどが家庭で子供の総合保険等に参加してみえるというふうに聞いております。小・中学生の自転車保険の加入促進については、各校が実施している交通安全教室の際に自転車による事故における損害賠償について説明し、そのときに自転車保険についても案内をしております。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 続けて質問させていただきます。

特に中学生は自転車で行き交う状況が多々にあるわけでございます。その中でも中学生は部活動をし、そしてまた体力をつくり、成長し、忍耐と仲間の大切さを養い、そこで部活動等での他校への移動があるかと思えます。移動する際、車の事故、またけがに対して、市としてはどのような対応を生徒、また親に対してどのような取り組みをしておりますか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 部活動等でのけがの補償でございますが、本市では小・中学校に在学する児童・生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでおります。この災害共済給付は、学校の管理下において、児童・生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の方に対して行う制度であります。

御質問の部活動の移動中のけがに対しましては、学校の管理下の活動でありますので、医療費として給付の対象となります。給付の金額は、医療保険並みの療養に要する費用の10分の4が支給されます。ただし、本市の場合は子供医療等福祉医療制度により、医療費の自己

負担がありませんので、子供医療等助成分を控除した後の額を受け取ることになります。また、初診から治癒までの医療費の総額が5,000円以上の場合が対象で、同一の災害の負傷についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

なお、災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅いたします。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 市におかれまして、そのようにきちっと細かな対応、そしてまた子育てに対する対応、非常に市としてもしっかりと保険、また補助としておられます。これは自治体によってさまざまな状況でございます。出してみえるところもあれば、また半額というところもあるわけでございますけど、市としては全てきちっと取り組んでいただいているので、非常にありがたいお話だと思う次第でございます。まさしく本当に安心・安全に子供さんに対して努めていただいて、感謝する次第でございます。

引き続き、学校支援対策内容とボランティア保険に取り組んでいく中で、これからの人生を余暇する人生の先輩たち、健康で地域に根づいて、そしてまた地域に御奉仕をしていただいて協力していただける、本当にすばらしく、日々からの営みに感謝をする次第でございます。

今後は非常にボランティア活動というのは重要視を占めてくるかなあと感ずる次第でございます。多くの言葉が、皆様方もよくわかっておられるかなあと思う次第でございますが、改めて各この弥富市におかれましても、スクールガードから指導員、また部活動の指導員の皆様方14名、青パトとそれぞれ多くの方にお世話いただいて、地域の安心・安全が取り巻く環境が、状況が丸くなっておるわけでございます。

そういう意味でそれぞれに対して、安全の対策、また保険対策、市としてはどのような取り組みと扱いをしておられますか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校の支援対策の内容とボランティア保険への取り組みでございますが、学校でのさまざまな活動における支援対策として、学校支援ボランティアがございまして。この学校支援ボランティアは、地域の教育力を生かした学校の教育活動を推進するため、地域の方々などがボランティア登録をして、学校を支援する活動をしていただいております。これによりまして、地域に一層開かれた学校づくりを進めるとともに学校教育の活性化を図ることを目的としております。

支援をしていただく内容としましては、各教科の授業支援や教材作成補助などの授業支援、部活動、体験学習、学校行事の支援などの特別活動支援、心身障がい児への対応、介助などの児童・生徒生活支援、学校設備の補修、修理、樹木の手入れなどの教育環境整備支援、登

下校の付き添い、通学路の巡回などの学校安全支援でございます。

ボランティア活動いただく方には、ボランティア活動中の事故によりボランティア御本人がけがをした場合や、ボランティア活動により他人に対して損害を与えたことにより損害賠償問題が生じた場合に補償する保険であるボランティア活動保険に市のほうで加入いたしております。今後も全小・中学校においては、地域とのつながりの中で多くのボランティアの方々の協力、支援をいただき、教育活動や教育環境の整備等を引き続き図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 非常に細かい対応でありがたい状況だと思います。

また、その中でもまた市民からいろいろな声がありましたら、寛容なお心でお迎えをいただいております。その一つ一つの積み重ねで、またよりよいまちづくりと、そしてまた子供たちも住んでいく上でも親から子へいろいろなお話ができるかなあと。また、地域からも、地域の皆さんが子供に接しながら、姿を見ながら、そういうことの対応も多くの方が出向いていただいて、地域、地域に根づいていただいて御支援をいただくと子供も喜ぶかなあとと思う次第でございますので、どうぞ寛容な心で今後も続けていただきたいなあとと思う次第でございます。

そしてまた、もう一つの質問をさせていただきますけど、当市におかれましても子ども会の連絡協議会があるわけでございますけど、本当に子ども会の活動においては、たくさんの行事がございます。各地区、また各コミュニティ、そしてまた自治会と、そしてまた自分たちの子ども会の活動という中で、積極的に若い世代、子育て世代の皆さん方は大変頑張っておられます。子育ては、地域の人生における先輩たちとの触れ合ういい機会、寄り添ういい機会でもございます。そして、さまざまな多くの教を導き、知識や昔話、これからのそれぞれの人生におけるありがたいお話もあるわけでございます。聞いて感謝をし、また私たち20代、30代、40代、50代の方は聞く耳を持って、その方とともに導きをいただき、そしてまた成長することがうれしいことだと思っております。

そこで、子育て支援の一環といたしまして、子ども会に加入をしてみえる皆様方が、まずはそれぞれ子ども会の育成をする中で、たくさんの思いがあるわけでございますけど、いろいろな負担という言葉もあるわけでございますけど、その負担の中でも、やはりまた一つの新しいことを改良する、また解消するべきことは大変大事なかなあとと思います。少しでもお話の中で、子ども会の加入を皆さん方がしている方、またしていない方とあるわけでございます。

活動する中で、それぞれ活動する保険料というのがあるわけでございます。そしてまた、お一人の御家族に、またお一人の子供にと、それぞれかかる経費はあるわけでございます。

そういう意味で、子ども会に入ってみえる、また加入特典というわけではございませんが、市のほうからとしても、少しでも補助の取り組み、また子供に対しての活動、そしてまた子ども会が新たな活発な活動や事業をする際、例えば親子や地域で書道教室をしたり、また親子で今、将棋がはやっておりますので将棋をしたりとか、そしてまた伝統文化事業でしめ縄づくりをしていただいたりとか、竹とんぼをつくったりとか、いろいろなことがあります。そしてまた、身近な私らのすばらしい企業があるわけがございます。愛知は産業のものづくりでございますので、建設会社、またそういう業界の皆さん方に子供と大工づくりをするとか、いろいろな新しいことをする際に当たりまして、そういうような熱意ある子ども会もこれから出てくればうれしかなあと思います。

そういう意味で地域を交流する中で、子ども会が取り組んでいくことが多く例えの話をさせていただきました。その中でも、新しい試みをする際にそういうような力の御支援、また御助成、手を差し伸べていただけるような心持ちはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 本市の子ども会活動は、弥富市子ども会連絡協議会と各地区で組織された単位子ども会がございまして、単位子ども会の数は平成29年4月1日現在、48子ども会、会員数は1,364人が加入をしております。

市全体の子ども会連絡協議会の主な行事といたしましては、ドッジボールを行う夏季スポーツ大会と大縄跳びを行う冬季スポーツ大会、その他秋に輪番の学区の子ども会が発表を行う弥富市子ども会大会が行われております。

単位子ども会の活動としましては、廃品回収やクリスマス会など各地区によりそれぞれ行われておりまして、これらの活動に対して1万5,000円と、会員数1人につき100円を加えた助成金を子ども会へ補助をしております。

さまざまな子ども会活動を安心して行っていくために、全国子ども会安全共済に加入していただき、活動中に起こった事故やけがに備え、現在子ども会活動の補助を行っております。

助成につきましては、新たに取り組みたい活動や特に充実させたい活動がございましたら、子ども会連絡協議会で十分協議をなされ、事務局まで申し出ていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 部長、ありがとうございます。新しいことを考えていくことも、子育て世代のお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんにもお願いをするところもたくさんあるわけがございますけど、やっぱり多く触れ合うことによって、子供の勉強にもなりますし、またおじいちゃん、おばあちゃんや親も元気をいただけるかなあと思いますので、

もしもとまた願ひまして、たくさん新しいようないろいろな地域との交流、地域とのおつき合い、そしてまたそういう形が多く出てきて、子供さんたちがストレスもなく、また円満にと、そしてまた元気いっぱいに育っていただけるような状況になってくるとすばらしいことだなあとと思いますので、一つ一つまたお話がございましたら、気持ちよく聞いてあげていただきたいなあと、取り上げていただきたいなあと、思う次第でございます。

一番目の質問に当たりましては、これでおさめさせていただきます。

さて、続きまして次の質問のお話をさせていただきます。

平成28年11月6日、弥富市におかれましては県と市の合同津波・地震防災訓練を初め、平成29年4月19日、防災フォーラム、また6月3日土曜日、広域避難実現プロジェクト、そしてまた6月4日、海部地方総合防災訓練と、多くの水無月におかれまして話が、防災について県も市もと取り組んでまいります。

国では防災の日は、皆さん御存じのとおり9月1日でもございます。また、愛知県では11月13日があいち地震防災の日でもございます。

そういう中で、我ら弥富市におかれましては、各自治会の取り組み、また自主防災等の取り組み、仲間との会話、それでいろいろが皆さん方がその胸に考えと、思いを、どうしていったらいいだろうかと進んでいるところでもございます。

その中でも、市内におかれまして、町内におかれましてもよき取り組み、見習うところと、たくさん町内を挙げて一生懸命取り組んでいただいている地域もございます。その中でも活動をプランニングしていること、発揚をしているところ、そして伝える機会の場合、そういうことを考えていくことも大事であろうかなあと、思います。

そして、その町名、また活動内容を聞かせていただけるとありがたいと思う次第でございます。よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 加藤議員に御答弁申し上げます。

各自主防災組織を全体的に見ますと、主な訓練としましては、訓練用消火器による消火訓練、消火栓を活用した消火訓練、消防団及び消防署の指揮による救急法訓練、普通救命講習、出前講座による防災意識の高揚などがございます。

その中で先進的に取り組んでいる団体と訓練について、幾つか御紹介させていただきます。

まず、下之割防災会、毎年、小・中学生を含む住民およそ160名により、シェイクアウト、初期消火、放水、心肺蘇生、煙ハウス体験、担架による搬送訓練等で、消防団、消防署と連携した総合的な防災訓練を行っております。ほかにも避難場所までの避難誘導訓練、DIG訓練、防災会保有のボート訓練と、実践的な訓練をなさっております。

次に、中六北地区・中六南地区自主防災会では、避難カードの設置訓練、前ヶ平自主防災

会では、避難所運営ゲーム、地区防災計画の策定、佐古木自主防災会は、避難者名簿作成を含めた避難訓練、操出自主防災会では、自主防災会と民間企業との避難場所協定に伴う避難訓練、東平島・平島西自主防災会では、ひので保育所や子ども会と連携した避難訓練や炊き出し訓練を、餅つき大会に置きかえてされております事例もございます。

大藤学区では、学地区の自主防災会が合同で愛知黎明高等学校と連携した避難訓練、十四山地区では、十四山中学校が実施する防災訓練に各自主防災会や関係機関が連携をして防災訓練を行っているという事例もございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 多くの事例を挙げていただいて、もっともっと話す地域もあるかなあとございますけど、課長さんのほうでしっかりと見ていただいて、きょう述べていただきました。

その中でもすぐれたまちの名前が出てきた地域におかれましては、本当にすばらしく一生懸命取り組んでいただいてありがたい、そういうお言葉しかございません。

特に下之割防災会の皆さん方は、本当に前からお話は聞いておりますが、すばらしい方が行っていて、1人でも2人でもと出ていただける声のかけ合い、人との交わり、誰がどこに住んでいるかもすぐわかるような、そこまで行くようなよい体制かなあと思っております。

どうか皆さん方も参考になるところ、見習うところ、またできるというところまでの可能性は少しずつ持っていただいて、各地区地区、また今後とも自主防災、新たなお話もつくっていただいて、取り組んでいただけると思う次第でございます。

今後は、この防災についても、皆さん方が多く語っても、ずうっと語っても最終的な結論は出ないかなあとございますけど、しっかりと一つ一つ前向きにと捉えていくことが大事じゃなかろうかなあと思います。

そういう意味で多くのいいところの自主防災会の皆さん方に、少しでも市民に参加をしていただくようにこの市の行事においても意識する中で、町内の活動や、また資料をつくっていただいて、そしてまた市のブース等もつくっていただいて、何かの市の行事のときに、ブースでも設けていただいた中で活動していただけるお話や、また配付物、資料づくり、また提供と、そのようなことに運びができるのもっとまた皆さんに多く知られて、まちとまちの結びつきもよくなるかなあと、そしてまちの現状というのはまちそれぞれ違うわけでございますけど、先ほど申しましたけど、できるところ、自分たちはここはできるんかなあと、ここは難しいかなあと、そういうことも考えることも大事でもございますんで、そういうような中で、そういうような形の資料づくりなり、また市民参加のブースをつくってあげたりとか、やはり防災の力を知らしめていくことも知っていただくことも大事かなあとございますんで、市としては今後、そういうことの取り組みはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 御答弁いたします。

今後、自主防災会全体会や学区コミュニティ単位での防災に関するワークショップなどで、各地区で先進的に行われております事例や活動プランニングなどを発表できる場、あわせて資料提供などを行い、各地区自主防災会の情報交換や交流をしていただきたいと思いますと考えております。

いずれにしましても、各地区の実情に沿った訓練内容や資機材購入についても、自主防災会の皆様と考えてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 課長の答弁と僕も同様に近いお話でございます。そのような形で今後もし取り組んで進んでいただけるといいかなあとと思います。そのことによって、市民の皆さん方もわかる、自分たちのまちを再確認しながら進んでいくまちづくりでもございますので、どうぞ新たにまたいろんな話を聞いて始めていただいて、そしてまた進んで、取り組んでいただいて、そしてまたまちがよくなること、そしてまた防災力をつけていただくこと、それが一番大事かなあとと思いますので、どうか今後とも新しいそういう提供をしてあげていただきたいなあとと思います。ありがとうございました。

これで私の質問、全ておさめさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は2時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時56分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり。6月議会、最後の質問者です。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、私は今回2点の質問をさせていただきます。

まず1点目です。高齢化する自治会の課題についてを質問させていただきたいと思っております。

町内会、自治会とは、ある地域に住む人たちが親睦や住民自治のためにつくる団体です。つくる、つくりたいはそこに住む人の自由で、強制するものではありません。この町内会、自治会は、全世帯、全住民が参加する権利があります。地域を代表する包括型の組織であり、行政との接点を持つ組織です。

市民と行政との協働のまちづくりとして、市民の目線を重視する新しい公共の形成が求め

られています。また、市民と行政とが信頼関係を深め、持続可能な協働のまちづくりはここから始まるのではないかと思います。

町内会、自治会の入会は強制ではないというものの、入るのが当たり前だという認識でいました。ここ数年、日本では大きな災害に見舞われました。今後、さらに大きな地震が来ると言われています。防災の面から見ても、この組織、地域とのつながりがいかに必要なのかを改めて感じます。

しかし、一方では、住民の高齢化が組織を運営していくに当たり、さまざまな問題を生み出していることも事実です。弥富市の高齢化も愛知県の平均より高く、これから先を考えると今のままでいいのか、改善していけるところはないのかを考える時期に来ているのではないかと思います。

町内会、自治会の活動を調べてみますと、防犯・防災活動として、災害時に備えた自主防災組織の結成、防災訓練の実施、防犯灯の設置要望や電気料の負担、防犯パトロール、子供の見守りの活動。広報活動としては、回覧板やポスター掲示による情報の共有化、市政の現状把握と情報提供。親睦活動としては、運動会、盆踊り大会、スポーツ大会などレクリエーションの実施、福寿会、子ども会などの参加や支援。福祉活動として、社会福祉活動への協力、ひとり暮らし高齢者の見守りや安否確認。環境美化活動として、ごみ集積所の設置や維持管理、地域の一斉清掃、資源回収、道路や花壇の緑化整備などが上げられます。大変な仕事の量です。

一番の問題点は、このような活動を今までどおりに高齢化社会を迎える中でできるのかということ です。

町内会、自治会は世帯単位で組織されています。しかし、この世帯が核家族から世帯の人数が減り、家事や育児・介護の負担などが重くのしかかるようになりました。また、ひとり暮らしの高齢者もふえ、地域の活動にさえ参加することが難しい世帯がふえてきました。高齢化に伴う高齢独居者、老老介護、高齢認知症者を抱える世帯が多くなってきています。

自治会、町内会の参加意識の希薄化、役員以外の住民の方の行事参加が少ないなど無関心が気になります。高齢化のため、持病を持っている方が多く、体を気にしながらの自治会の仕事が負担に感じている。高齢化といっても個人差があり、年をとってもますます自治会活動に積極的に参加される方もいれば、諸事情を抱えてとても活動は無理だという方もいらっしゃいます。このように、さまざまな理由から役員のなり手不足になり、役員改選時には苦勞しているところが多いのではないのでしょうか。

市民の方で何人か相談に見える方もいるかと思いますが、それはどのような内容のものなのでしょう。差し支えがなければ教えてください。そのときどのような対応をされたのでしょうか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

議員のおっしゃられたとおり、毎年さまざまな相談等が寄せられており、大変貴重な市民の声として真摯に受けとめております。

自治会、町内会は、一部の人たちで当然つくるものではございませんので、地域に住む人たちの総意でつくられ活動していくものであります。皆様お住まいの地域をよりよくしていくために、役員さんのみならず役員以外の方も協力し合って自治会、町内会を運営していただくことは大切であると考えております。

御相談いただいた方々には、さまざまな事情や背景がございますので、もう一度、自治会長さんなり町内会長さん、地区役員、その他の相談役といったような立場の方に、もう一度御相談していただくことをお勧めしておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 自治会、町内会の問題なので自分たちで解決してほしいという考えではなく、市民の方は適切なアドバイスを期待して相談に見えろと思います。

しかし、今の現状では行政ととても深い関係にあると思いますが、市側としては町内会、自治会の位置づけはどのように考えてみえますか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 自治会の位置づけについてでございますが、自治会、町内会は、先ほど言ったように住みよいまちづくりを実現するために、隣近所に住む人たちで地域内のさまざまな問題解決に取り組むとともに、親睦を図りながらまちづくりを進める自主的に運営されている住民自治組織でございます。

自治会、町内会では、地域内の清掃活動や地域住民の交流、親睦などのための行事など、また地区防災会もありますけれども、災害に備える自主防災活動など地域の中で安心して暮らしていくためのさまざまな活動に取り組まれております。

市といたしましては、このような地域活動の中核となる自治会、町内会と市行政との関係につきましても、自治会、町内会は市の下部組織ではなく、団体相互の関係であると認識しております。市民と行政が相互にもたれ合うのではなく、お互いを尊重し合い、相互に自立した関係を築くことで地域の実情に即し、協力をして各種の活動を行うことができると考えております。

自治会、町内会において、よりよいまちづくりに向けた積極的な活動や提言がなされ、また地域での公益的な活動について役割分担と協力の体制が可能となれば、市民との協働による自治運営が展開できるものと考えております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 今お答えいただいたように、市民と行政が相互にもたれ合うものではない、これは私もそうだと思います。もたれ合ってしまうと、結局は地域のさまざまな問題点が解決されないことになるし、地域のつながりもなくなってしまう可能性もあるからです。

自治会のことは自治会で決めていくというのが本来の形なのでしょうが、実際のところは煩わしいとか、高齢化とか、地域の希薄化で脱会される方がふえつつあります。

今、市で町内会、自治会に入っていない世帯はありますか。あればどのくらいあるのか教えていただきたいし、また入らない理由等はおわかりになるでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 自治会、町内会への加入状況につきましては、市としては確認したことはございません。

加入については、さまざまな事情や考えを持つ方がございますが、自治会活動の必要性への理解を得ることが大切だと考えております。市民の方から加入など相談があった場合には、いざというときには一番頼りになるのは御近所の力であり、大きな災害時には地域に住む人たちの助け合い、支え合いの精神、常日ごろのつながりがいかに重要であるかが、過去からの大災害において実証されておるということをお伝えし、今の時代だからこそ従来からの助け合いの精神やつながりの大切さ、必要性が見直されているというようなことを丁寧にお伝えいたしまして御理解いただき、町内会、自治会への加入を勧めておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 初めに言いましたように、ここ数年で日本各地で大きな災害に見舞われています。幸い私たちの住む地域では、まだそのようなことがありません。どうしても危機感が薄れてきますし、また自分は大丈夫だと思ってしまうのは仕方がないことです。結果、町内会、自治会の必要性も薄れてきてしまいます。

市では、区長会の集まりがあると聞いていますが、問題点としてこのような議題で話し合うことはありますか。また、どのような内容が話されているのでしょうか、差し支えがなければ教えてください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

区長会につきましては、毎年4月上旬に新年度の区長にお集まりいただき区長会を開催しております。

区長会の議題といたしましては、主に各地区の代表であります区長、区長補助員様に御協力をいただく事業や制度の説明や、依頼事項が中心でございます。

これまで議員のおっしゃられるような内容を議題として扱ったことは特にございません。

役員の選出につきましては、自治会、町内会によっては輪番制や推薦、選挙や抽せんなど地域特性に応じてさまざまな方法で行われておると聞いております。

役員の選出は、自治会、町内会の運営にとって重要なことでありますので、皆さんで十分話し合った上で、会員の方相互が納得できる選出方法を選んでいただきたいと思いますと考えております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 例えば、75歳以上の方でとっても元気な方もいれば、そうでない方もお見えになります。ある方は、年をとってくるとどうしても家にこもりがちになってしまうから、こういう役があると外に出る用事ができていいわと前向きに考える方もお見えになります。一概に年齢で役員を規制するのも問題ですが、負担が覆いかぶさるような世帯については、何らかの対処が必要だと思います。

それは、役員になられた方が1人で頑張るのではなく、役員という肩書にとらわれず、できる人ができることをするというような組織づくりがこれからは必要になってくるのではないかと考えます。それには、日ごろの近所つき合いも大切ですし、コミュニティの行事にも積極的に参加していただき、きずなを深めていただきたいと思います。そして、行政側にも相談された場合には協働の立場として、助言や提案をしていただきたいと思います。

今すぐにこの問題が解決できるとは思っていませんが、今後、ますます高齢化する自治会の役員さんの負担を少しでも軽くしていく、例えば充て職も本当にその職が必要なのかどうか、いま一度見直していただくことを要望いたします。

最後に市長の見解をお聞きして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木議員に御答弁申し上げます。

まずはこの場をかりまして、平素は区長さん、あるいは区長補助員の皆様方、役員の皆様方には、私どもの行政の運営に対しまして大変なお手伝いをいただいておりますことを心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

この区長、区長補助員さんの設置ということにつきましては、私ども弥富市の設置規則という形の中でお願いをしておるところでございます。弥富市は今現在、34の行政区がございます、34人のいわゆる区長さん、そして地区名といたしましては134ございますので、134人の区長補助員さんという形の中で構成をさせていただいております。そうした形の中で、先ほど申し上げましたように行政の各分野においての手伝いをいただいております。

そしてまた、それぞれの自治会というか、そういった形の地域の課題ということについては、私どもに要望であるとか、こういう課題があるから取り組んでほしいという形の中で、

いわゆるまちづくり、あるいは地域づくりという形の中で、私ども行政とのパイプ役をしつかりとやっていただいているということに対しては、非常に大きな意義があるというふうに思っております。

こういった形の中で、私どもにおいてもそれぞれの地域における役員さんの選出につきましては、毎年大変な御苦勞をなさっているということにつきましては、私どもといたしましても重々理解をしておるところでございます。しかしながら、地域におきましては、一定のルールのもとお決めになっていただいているということが非常に多いわけでございますけれども、誰々をどうのこうのという形で私どもが行政の立場としてそれぞれの地域に対して意見を言う立場にはございませんので、やはりよく話し合いをしていただいてそれぞれの役員選出については、お決めいただきたいというふうに思っております。

最初に申し上げましたように、我々行政のお手伝いをしていただくと同時に、地域づくり、あるいはまちづくりという形の中で区長さん、区長補助員さんは欠かせません。そういった形の中でしっかりと私どもも十分そのお努めに対しては理解をし、これからも御意見をいただきながら、地域づくり、まちづくりに励んでいきたいというふうに思っておりますので、何とぞ御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） では、続いて2点目のほうに質問を移らせていただきたいと思います。

2点目のほうは、弥富市の観光業務についてお伺いしたいと思います。

今回はここにきんちゃんがいるので、観光業務ということできんちゃんと一緒に頑張りたいと思いますので、お願いします。

今や愛知県の芝桜の見どころとして三ツ又池公園は欠かせない場所となりました。毎年4月には市外からもたくさんの方が見にいらっしゃいます。弥富市民としてもとても自慢のできる公園です。私たちから見れば茶臼山の芝桜よりすばらしいと、手前みそではありますがそう思っています。

なぜなら、三ツ又池公園の芝桜は、毎年各種団体の協力で、いわば行政と市民とが協働でつくり上げてきたものだからです。毎年11月に200名ほどの市民と1万5,000株ほどの苗を植えつけます。その作業は腰が痛くなるほどの大変な作業です。痛くなる人もたくさんお見えになりましたけれども。しかし、来年の4月にはまたこの花がきれいな花を咲かせ、たくさんの人々に感動を与えることができると思うと自然と手に持ったシャベルに力が入ります。

そんな苦勞も忘れさせてくれるのが芝桜まつりの開催です。5年ほど前、初めて行われた芝桜まつりは、今のようにイベント性がなく寂しいものでした。2年目は各種団体の協力もあり、販売コーナーが設けられました。年々協力店舗もふえ、今ではさまざまな販売コーナ

一が所狭しとにぎわいを見せています。

そして、桜まつり、芝桜まつり、森津の藤まつり、三花まつりとしてPRされるようになりました。また、今年度は森津の藤まつりに合わせて弥富市が生んだ漢詩人、服部擔風先生の書齋「藍亭」が移築され、一段とにぎわいを見せました。森津の藤公園もさらに憩いの場所として整備されつつあります。

それぞれ特色ある祭りではありますが、これをもっともっと市外にPRしていくことが弥富市の観光の発展につながるものと考えます。

本市では、観光協会という単独の組織はないですね。近隣の市町を見てみますと、それぞれ商工会などを中心に単独の観光協会があるそうですが、弥富市の場合、その存在については曖昧でよくわかりません。書類をいただくときに、観光協会事務局と書いてあるものもありますが、商工観光課と観光協会、商工会の境というかそこら辺がよくわからないんですが、どこでどう区別をしているのか、どのような業務をしているのかを説明していただきたいと思います。

また、今後、本市では単独の観光協会を設立する考えはないでしょうか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） それでは、御答弁申し上げます。

近隣の市町村を調査しました結果であります。法人格を有している観光協会というのは津島市のみでございます。愛西市観光協会とあま市観光協会、あと蟹江町の観光協会というものもあるんですが、法人格は有しておりません。

また、事務所の所在につきましては、津島市観光協会、あま市観光協会、愛西市観光協会は市役所と別の場所に事務所が存在しております。また、蟹江の観光協会につきましては、役場の中に存在しております。

また、商工会とのかかわりでございますが、観光協会の役員の構成メンバーとなっておりまして、観光協会との二大行事でありますやとみ春まつり、芝桜まつりの運営事務を商工観光課と共同で運営しておりますし、観光協会の会長さんは、今後の弥富市の観光を推進していく中での民間活力も重要であると考えておりまして、現在は商工会の会長さんについていただいております。

さらに、もう一つの御質問であります。今後市では単独の観光協会を立ち上げる考え方があるかどうかという御質問でございます。

市町村の規模とは別に、市を取り巻く環境により観光協会の運営方法は千差万別であります。本市の場合、観光に関する依存度や近隣の動向を踏まえながら検討すると、現状の商工観光課の職員の兼務もやむを得ないかと考えております。今現在は単独の観光協会を設立する考え方はありませんが、必要が出てきたら今後考えていくことになるかと思っております。以上

でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 昨年、きんちゃんのTシャツが1,000円で販売されました。色は白一色のみで背中にいろんな表情をしたきんちゃんがついています。私は最初に見たとき白だったので、薄いかなと思って要らないと思ったんですけども、買ってみえた人に見せてもらったら、生地がとっても思ったよりよかったので、私もそこで欲しいなと思って買ったんですけども、私たち議員も皆さん購入しました。もちろん友人にも弥富のきんちゃんのTシャツということでお勧めして何枚か買っていただきましたが、その感想を聞いてみますと2,000円払ってもいいからカラーのTシャツだとよかったという意見でした。やっぱり白一色でしたので、後ろにいろんな表情をしたきんちゃんとそこにいろんな、私は目指せてっぺんを買いましたけれども、字が書いてあるんですが、あれがカラーになるともっとそれが浮き上がってとてもいいんじゃないかなあと思ったんです。

この弥富の観光PRにマスコットキャラクターきんちゃんは欠かせません。また、このグッズは、縫いぐるみを初めストラップ、ファイル、ボールペン、ピンバッジ、いろいろ種類があるんですが、今年度、成人式を迎えたきんちゃん商品、もっともっと市民の皆さんに知っていただきたい、そんな思いです。

これは、きんちゃんの周知度にも関連すると思うのですが、きんちゃんグッズは年間どのくらいの売り上げがあるのでしょうか。また、目標金額はありますか。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） まず最初に、グッズの売り上げの件でございますが、まず最初に、販売品目は昨年の9月より御指摘のTシャツを販売し始め、現在15種類ございます。

販売場所につきましては、28年5月より十四山支所に商工観光課が移転したあと、支所まで行くのは不便という声もありまして、28年10月より土・日、祝日開館しております、また一般市民の出入りが多い社会教育センターで販売をお願いしております。現在、商工観光課と2カ所で販売しております。

売り上げ金額ですが、歴年で5年分をお答えさせていただきます。24年中、28万4,040円、25年中、53万9,520円、26年中、46万450円、27年中、53万4,100円、28年中、65万950円、合計になります。246万9,060円となります。

最後の御質問であります目標金額設定のことでありますが、弥富市及びきんちゃんの知名度向上や地域活性化を目的として販売しておりますので、利益追求をしておりませんので目標金額の設定まではしておりません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 新庁舎が完成した折には、きんちゃんグッズショップというのか、

きんちゃんの居場所をしっかりとつくっていただき、市民の皆さんにもこんなかわいいきんちゃんの商品を各家庭1個は何か買っていただけたらいいんじゃないかなあと。そして、それをまたお友達に広めて、市外の方にもこのきんちゃんを知っていただけないなと思います。

いずれにしましても、弥富市の地域振興が発展するように協力できることは協力して、さらなる展開を願ひまして今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時37分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代



平成29年6月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 朝 日 将 貴 | 2番  | 江 崎 貴 大 |
| 3番  | 加 藤 克 之 | 4番  | 高 橋 八重典 |
| 5番  | 永 井 利 明 | 6番  | 鈴 木 みどり |
| 7番  | 那 須 英 二 | 8番  | 三 宮 十五郎 |
| 9番  | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 14番 | 佐 藤 高 清 | 16番 | 大 原 功 |
|-----|---------|-----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 奥 山 巧   | 総 務 部 長                    | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長                    | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長                    | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼<br>総 務 課 長     | 立 松 則 明 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長     | 渡 辺 秀 樹 | 総 務 部 次 長 兼<br>収 納 課 長     | 鈴 木 浩 二 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 | 民 生 部 次 長 兼<br>介 護 高 齢 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>農 政 課 長     | 安 井 耕 史 | 開 発 部 次 長 兼<br>都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 山 守 修   | 教 育 部 次 長 兼<br>学 校 教 育 課 長 | 水 谷 みどり |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 羽 飼 和 彦 | 庁 舎 建 設<br>準 備 室 長         | 伊 藤 重 行 |
| 秘 書 企 画 課 長                | 佐 藤 雅 人 | 危 機 管 理 課 長                | 伊 藤 淳 人 |
| 税 務 課 長                    | 佐 野 智 雄 | 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 横 山 和 久 |
| 保 険 年 金 課 長                | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長 兼<br>十 四 山 支 所 長   | 柴 田 寿 文 |

|                                      |      |        |        |
|--------------------------------------|------|--------|--------|
| 福祉課長                                 | 山下正己 | 児童課長   | 大木弘己   |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 村瀬修  | 商工観光課長 | 大河内博   |
| 土木課長                                 | 伊藤仁史 | 下水道課長  | 小笠原己喜雄 |
| 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長         | 安井文雄 | 図書館長   | 山田淳    |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書記 | 土方康寛 |
|--------|------|----|------|

6. 議事日程

|      |                                                   |
|------|---------------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名                                        |
| 日程第2 | 議案第26号 弥富市税条例の一部改正について                            |
| 日程第3 | 議案第27号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について                  |
| 日程第4 | 議案第28号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について                      |
| 日程第5 | 議案第29号 市道の廃止について                                  |
| 日程第6 | 議案第30号 市道の認定について                                  |
| 日程第7 | 議案第31号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第1号）                     |
| 日程第8 | 議案第32号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）               |
| 日程第9 | 請願第1号 「共謀罪」（組織犯罪処罰法）改正に対する貴議会の意見を採択し政府に送付を要求する請願書 |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、佐藤高清議員と大原功議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第26号 弥富市税条例の一部改正について

日程第3 議案第27号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第4 議案第28号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第5 議案第29号 市道の廃止について

日程第6 議案第30号 市道の認定について

日程第7 議案第31号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第32号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第2、議案第26号から日程第8、議案第32号まで、以上7件を一括議題とします。

本案7件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず、三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） おはようございます。

私は、ただいま上程されております議案のうち、国民健康保険特別会計について、とりわけ執行上の理由で大変心配なことがありますので、お尋ねいたします。

このさきの3月議会で、28年度末に新たに1億3,000万円のその他会計繰入金で補正をされまして、弥富の場合は平成22年度にもこういうことがありまして、当時は税収がおおよそ前年に比べて5,700万円ほど減ったのと、もう一つは国庫支出金と療養給付交付金、前期高齢者交付金の国と社会保険がその他のところから入っております調整の国保が、高齢者が多いということで抱えております問題を緩和するための収入が前年に比べて1億5,000万円の減少と。そして一番大きかったのは前期高齢者交付金でございますが、前年の7億8,800万円が6億5,200万円に急減をいたしまして、結局そのときも大規模な補正で何とか赤字にならないようにということで、当時、市はやったわけでありましたが、そのときにはさすがに最後の繰り入れは一切しなかったわけでありまして、積立金が全部合わせて年度末に国保会計に残ったお金は現金で1,800万円というような状態で、結局、23年度分につきましては、当初予定しておりました2億円余りのその他繰入金を2億3,000万円にふやすことと、さらに

大幅な値上げを予定しておりましたが、値上げ幅を縮小することで2億3,000万円の繰入金を行うことといたしまして、一定の値上げが行われました。

その値上げ幅は、想定したよりも高かったことや、国からの23年度のさっき言いました3つの支出金が相当変わったこともありまして、その年とその翌年は2億円の繰り入れをしましたが、大変お金が余って、その後は繰入金を1億円に減額するとかというようなことで今日に至っておりますが、それに似たような状況になっておりますが、いよいよ年度末も終わりましたが、この年度末の収支見通しからやったことが、先ほど申し上げましたように、22年のときと同じような状況になると、今度、新制度に移っていく上でますます大変になってきますが、実際の収支見込みはどの程度になったのかをまず御説明いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） おはようございます。

国民健康保険の御質問にお答えをさせていただきます。

国民健康保険特別会計の平成28年度決算見込み額は、歳入48億294万8,810円、歳出が46億8,695万1,465円で、次年度への繰越額は1億1,599万7,345円の見込みとなります。

平成29年3月議会において、国保会計の歳入不足が見込まれ、一般会計から1億3,000万円の繰入金を増額する補正予算をお願いいたしました。

しかし、歳入では国及び県の交付金や共同事業交付金を合わせて8,300万円ほど増額となりました。一方、歳出では後半の医療費の減少に伴い、保険給付費及び共同事業拠出金が見込みより1億4,300万円ほど減少となりました。

3月補正の議決をいただきましたが、一般会計からの繰入金1億3,000万円の執行の必要はなくなりました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 22年当時の心配は結果として杞憂に終わったわけではありますが、非常に国の制度が複雑なこともありまして、このような収支見込み違いが発生するような状態は、やっぱりぜひ是正をして、もっと市町村がきちんと収入を見込める、支出も見込めるような制度に改善をするように御尽力いただきたいと思います。

続きまして、この間、社会保険への加入促進などで、加入者の減少とあわせまして平均所得や保険料が1人当たりでかなりの違いが生じていると思いますが、既に決算書で示されております平成26年度の1人当たりの前年度課税分は10万2,868円、27年は10万2,450円ほどでございましたが、28年度につきましては、28年度の2月段階の加入者数を当時の調定額で割ると10万円を割り込んでいるように私は感じておりますが、この辺の、要するに国の指導によります小規模事業者、数人を雇用している人たちが社会保険に入っていない、今まで国保に入っていたのを国の制度としても4時間以上の就労につきましては健康保険や年金の加入

者にするということ、もともとイオンなんかの場合はそういう4時間以下のパートやそういうもので、コンビニだとかイオンだとか、あるいは回転ずしはそういうものを逃れる仕組みを導入しておりますが、小さい事業所だとそういうことはなかなかできんことありまして非常に御苦労されておりますが、それに対しまして、国の制度の中で今後も新年度に至りましてもそういう国保の中では所得の高い人たちが抜けていく。そして全体として無職の方、それから65歳から74歳までの高齢で医療費がかかる人たちの割合がふえ続けておりまして、先日もちょっとお伺いしたら、弥富市の高齢者の国保加入者の中で占める割合は県平均を上回っているというふうにお伺いをいたしました、今後の国保税の税収の見込みについてはおおよそどのようになっていくというふうにお考えか御説明いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 被保険者数の状況でございますが、平成28年度末は9,883人、平成27年度末は1万543人、平成26年度末は1万981人となっております、特に平成27年度から平成28年度を比較すると660人減少をしております。社会保険加入促進や雇用状況の改善により国民健康保険から社会保険への移行が進んだものと考えられます。

また、65歳以上の被保険者数は、平成27年度と比較をいたしまして、平成28年度は118人減少しておりますが、全体の被保険者数が減少したため、65歳以上が43.47%を占める状況でございます。

各年度の状況は、被保険者数の減少により所得額は減少しておりますが、現年度調定額で1人当たりの調定額は議員発言のとおり、平成26年度は10万2,576円、平成27年度は10万2,450円、平成28年度は少額ではございますが10万3,441円と増加をしております。

この数値から推測いたしますと、所得額の減少は高額所得の個人事業主が社会保険加入のみの原因ではなく、被保険者数の減少が原因と考えております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、私の試算に比べるとそんなに28年度も減っていないということですが、いずれにいたしましても、いよいよ30年度からの新制度に移行するわけでありまして、高齢無職者や生活困難な人のみにますます国保の加入者はなっていく。そしてもともと国民健康保険制度が昭和33年度に世界に誇る国民皆保険制度ということで発足したときには、他の社会保険に入れない全ての人たちをこの制度の加入者とする。したがって、当然無職や収入のない人もいるということを前提にして、国民健康保険制度の中には他の保険制度にない、必要なら保険料の100%減免だとか、医療費の自己負担分の減額、そういうものも含めた保険制度であると同時に社会保障制度、この制度によって日本の国民皆保険の制度は担保されるということ、これを国は高らかに発表して、当時はかなり後まで、国民健康保険の場合は社会保険と違って事業主負担がない分もありまして、実質的に医療費のほぼ半分を国が負担

をすると、国民健康保険で払う。

さらに、私も議員歴が古いわけでありますが、私、昭和43年からですが、当初は事務費負担金もかなりの額が国から補助金として交付をされておりましたが、今では国の負担は本当に驚くほど減少して、結局他の社会保険やそういうものからの負担と、たまりかねて市町村が、特に高齢者がある時期に集中して加入するという制度でもありますので、多くの市町が一般会計からたまりかねて支援をすると、こういう状態が続いて、知事会なんかは3兆円の国の負担を要求しておりましたが、その一定部分がとても要求にはほど遠いわけでありますが、国が負担をしていくということを通じて、30年くらいいよいよ県が主体になった制度にかわっていくということではありますが、保険料の徴収だとか、それから実際の現場の事務は今までどおりで会計全体が県のほうに移行するという仕組みになりますが、今、示されておる案なんかは、試算なんかを見ますと、国のその移行時からの負担も含めた費用負担ではなくて、実際に今試算されて公表されているのを見ますと、かなり弥富もさらに上がっていくということが想定される仕組みになっておりますが、今後、そういう、今国保が置かれている現状を考えたら、やっぱり医療と社会保障の複合体として国が位置づけてやってきた経緯を見ましても、国や県の支援を一層強化して今後の負担がそういう特別に条件に悪い人たちの重い負担にならないようにすることと、市としましてもいろいろ御検討いただいていると思いますが、必要最小限の負担はその他繰入金という形で今後も残していただきたいと思いますが、その辺についてはどのようなお考えでしょうか、御答弁ください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 国民健康保険は加入者の皆さんでお金を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための制度でございます。

その財源は国や愛知県などの公費による負担金を原則50%と被保険者からの保険料で原則50%を賄うとされております。

しかし、国民健康保険の財政運営は被保険者の高齢化や医療の高度化により毎年医療給付費が増加している一方で、保険料の伸びは低迷し大変厳しい状況でございます。

本来、国民健康保険財政は独立した会計としての運営を原則とするものでございますが、不足する財源を全額保険料に求めると大幅な保険料引き上げが必要となります。そこで、毎年一般会計から赤字補填、法定外繰入金をしているのが現状でございます。

平成27年度におきましては、不足する財源を賄うため、一般会計からの法定外繰入金を1億6,000万円、基金からの繰入金を9,050万円、合計2億5,050万円の補填をお願いいたしました。

平成28年度におきましても財源不足の状況は続いており、基金が枯渇した状況から一般会計からの法定外繰入金は1億2,000万円の補填をお願いすることになりました。

平成29年度当初予算においても、一般会計からの法定外繰入金1億2,000万円の補填をお願いしており、一般会計からの法定外繰入金に頼っている状況が続いております。

この負担は市財政にとっても大変厳しいものとなっております。こうした状況は本市に限らず全保険者が抱えている課題でございまして、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うことにより、制度の安定化を図ることとされました。

新しい国保制度では、愛知県の運営方針に基づきまして、市町村ごとの納付金の決定や市町村ごとの標準保険税率が算定、公表されます。現在のところ、新しい国保制度の市町村ごとの納付金の確定したものはございませんが、本年2月末の試算概要では、現状の国保税収入と納付金額とは大きく乖離していますので、引き続き、国、愛知県などの動向を注視してまいります。

今後、愛知県から示される標準保険税率を参考にし、県内市のバランスをはかった改定とし、国保運営協議会の御意見を伺いながら方針を決定してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

三宮議員に御答弁申し上げていきたいというふうに思っております。

新しい保険制度がいよいよ平成30年から、市町村単位から都道府県単位という形で導入されていきます。今、所管の部長が話をさせていただいたとおりでございますけれども、現段階では県のほうから国保税に対しまして、どれぐらいの税収入と納付金額というようなことは言われておりませんので、まだ具体的にはわかりませんが、先ほども話がありましたように、本年2月末の状況では大変厳しい状況もあろうかなあと。しかし、この間、国あるいは県においても新しい制度の移行に対してはいろいろとお考えをさせていただいておる状況でございます。我々としては、この辺のはっきりした数字を確認次第、現在の国保税がスムーズに運営できるような状況というものを見出していかなきゃいかんわけでございます。そうした形の中においては、今までやってまいりました法定外の繰り入れということにつきましても、これは考えていかざるを得ないというふうに思っております。国保税だけでは皆さんのほうに大きく負担をさせていただくというわけにはいかないだろうというふうに思っております。

しかしながら、一般会計からの繰り入れもやはり限度がございます。そうした形の中においては、新しい年度において、国保税の改正というようなこともやはり視野に入れていかざるを得ないという状況をあえてこの場で言わせていただくわけでございますけれども、そういった形の中で、この国保税に加入していただいている方に対しても一定額の負担をお願い

していくというような状況も出てくるかなあというふうに思っております。

いずれにいたしましても、もうしばらくいたしましたら、県のほうから私ども弥富市に対して国保税率であるとか、あるいは納付金額というようなものについてお話があるかなあというふうに思っておりますので、その辺の数字をしっかりと読みながら国保運営が安定的に運営できるような状況ということを見出していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長の御答弁の中で、そういった繰り入れをなくするわけにはいかんだろうと。ただ、保険税も上げざるを得ないかということなんですが、傾向としてはますます小規模事業所の人たちが抜けていくと、やっぱり所得の多い人たちが抜けていくことになるのと、高齢者の加入割合がずうっとふえてくるということは続くわけですよ。制度が発足したときには、まだ農業も中小企業も、あるいは零細企業も非常に元気で、それなりの収入がある人たちがいたんですが、今はもう年金者、特に国民年金の加入の方につきましては満額をもらっても6万幾ら、そこから後期高齢者だとか医療保険の保険料だとか、それから介護保険の保険料を引かれますと、本当に手元に残るお金はわずかになるわけですね。その中から払っていく。しかも資産割なんていう負担もあるということで、ほぼ私どもから見ると負担の限界になっていると言わざるを得ないような状況になっております。

同時に県の今までの試算は、国の30年度からの負担分はまだ入っていない状態のものだというふうに伺っておりますので、今の額がそのまま弥富市の納付金になるというふうには考えませんが、ただ制度発足当時に国民に約束したそういう他の保険に加入できない全ての人を抱えると。したがって、これは要するに保険としての相互扶助だけではなくて、社会保障として必要な人には保険料の全額免除や医療費の自己負担分の全額免除をするということを通じて国民皆保険制度は世界に誇る制度としてできると。このことがやっぱり日本の超高齢というか、必要なときに医師にかかれるとか、そういうことが長寿社会をつくった要因でもあります。同時にまた、長寿社会の中でそういう社会保障費の増大という問題もありますので、制度出発の趣旨に従って、この間、国がやったのは、要するに国の負担をほかの社会保険、公務員の共済金だったり、あるいは一般の社会保険、そこから負担をさせるという仕組みで切り抜けてきたんですが、やっぱり制度発足当時は50%を、それから事務費負担金も含めて国が負担をして、まだ財政状況がいいときにやっておったんですよ。その制度の趣旨に立ち戻ってやっていただくように強く要望していただきたいということを申し上げて、最後に1つお願いがあります。この補正予算に教育費で労働教育の関係でお金が県から入っていると思いますが、それに関連いたしまして、県のほうから、要するにそのための指針というか、方向が示された文書が入ってきていると思いますので、ぜひそれも議会に

お示しいただいて、この予算審議の中で十分反映できるようにしていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 社会保障と言われる、医療、介護、福祉ということが平成30年度から全ての事業単位のものが変わってくるんですね。例えば第5期の、今回の説明の質問もございましたけれども、第5期の障がい者福祉計画も新たに向こう3年間の計画を立てなきゃいかん。あるいは第7期における介護保険事業計画もやらなきゃいかん。当然、高齢化社会というような状況の中で、あるいは障がい者の問題についても扶助費というか負担は我々としては非常に大きくなっていく。その上、国民健康保険という形の中で、これはもう地方が負担をする限界があるんですよ。もうそういうような状況に来ている。そういうような状況の中で国がどのような形で行動していただけるかということは、これは愛知県市長会のみならず全国市長会のほうでも強く要望していることなんです。やはり平成30年10月にいわゆる改正されようとしている消費税の問題等々があるわけでございますけれども、これが可能かどうか私は現在ではわかりませんが、やはりそれに対する代替案を、代替財源をしっかりと国のほうが確保すべきであろうと。そしてそれぞれの都道府県単位になったこの国保の問題についても、スムーズに運営ができるように公費の負担をやはりしっかりとしていくということを我々はこれからは強く要望していきたいというふうに思っております。

しかしながら、これが現実的にはなかなか難しい局面もあるものですから、そういうような状況の中においては、国保税の改正ということも我々としては視野に入れておかないと、国保の運営が安定的に継続できないということを申し上げておるわけです。

これからは国のほうに、県を通じてそういったような要望も出していきたいというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 以上で質疑を終わります。

本案7件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 請願第1号 「共謀罪」（組織犯罪処罰法）改正に対する貴議会の意見を採択し政府に送付を要求する請願書

○議長（武田正樹君） 日程第9、請願第1号を議題とします。

紹介議員の三宮十五郎議員に請願の趣旨説明を求めます。

三宮十五郎議員。

○8番（三宮十五郎君） 請願第1号に対する紹介議員としての趣旨説明をさせていただきます。

す。

文書につきましては、以前もう既に配付されておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

なお、簡単にこの請願を私が紹介する趣旨を申し上げたいと思います。

もともこの請願団体、請願人であります津島市在住の河合坦さんという方は、この共謀罪と同じような内容を持ちます戦前は治安維持法と言われました法律の犠牲者またはその御家族であります。愛知県だけでもこの法律によります犠牲者というのは800人を超えているというふうに言われておりますが、実際にこの法律で戦前、逮捕・拘留され、拷問を受けた人は実際に起訴された人の……。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、説明の最中ですが、申しわけありません。趣旨説明はこちらでしていただくことになっていきます。

○8番（三宮十五郎君） ごめんなさい。勘違いをちょっとしておりまして、続けさせていただきます。

要するに、起訴された人の10倍近い人たちが逮捕され、拘留され、拷問を受ける。中には小林多喜二という有名なプロレタリア作家がおりますが、牢獄に遺族が迎えに行ったときには、手の指の全部の関節が折られる、本当にもうびっくりするような状態になって遺体で引き取らざるを得なかったというようなことが、もう日常茶飯事のように行われておりました。

戦後、戦争が終わって、占領軍によりまして、日本政府にこの法律は近代国家としてあってはならないことで、この法律による現在拘留されている人たちを全部釈放するようということが言われましたが、やっと数カ月たって釈放され、その後、日本の政府と国会はこの法律によって罪を問われた人たちに対しては一切そういうことがなかったとみなし、今後何の不利益も負う必要がないということを発表しましたが、しかし実際には、正式な謝罪だとか、この人たちに対する当然しなければならない国家賠償を行っておりません。そうした遺族なり犠牲者本人の人たちで全国的につくっております治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟89という名前で活動している方の一人であります。

政府は、過去3回この法案につきましては国会で審議をしたが、国会の議決を得ることができずに、今回4度目でございますが、今回これまでと違って新たに政府がつけ加えたのは、今、世界で頻発するテロ防止対策、そして東京オリンピック対策ということで言われておりますが、この立法ガイドを国連で執筆したパッサス教授が、これは6月5日付の中日新聞で、中日新聞の記者に対する一問一答が掲載されておりますが、その中で、簡単に申し上げますと、この組織犯罪防止条約（TOC条約）については、組織的犯罪集団による金銭的な利益を目的とした国際犯罪が対象で、テロは対象から除外されていると指摘し、非民主的な国では、政府への抗議活動を犯罪とみなす場合がある。だからイデオロギーに由来する犯罪は除

外されたと、条約の起草過程を振り返りつつ説明をした。TOC条約を締結するため新法の導入が必要かとの問いには、現行法での条約締結の条件を満たさなければ、既存法の改正か新法の導入で対応しなければならないと指摘をする一方で、条約はプライバシーの侵害につながるような捜査手法の導入を求めていると述べ、条約を新たな施策導入の口実にしないよう注意を促した。

さらに、当局に過剰な権力を与え、プライバシー侵害につながる捜査ができるようにすることを懸念するのは理解できると発言し、捜査主体や手法、それらを監督する仕組みを明確にするよう助言したということで、詳しいことはお手元に配付させていただいた資料に載っておりますので、熟読をいただきたいと思いますが、ところが、政府は国会に対しては、今回はテロとオリンピックのためだということできずうっと説明をし、今も説明し続けております。質疑の中でもそうでないということを認めていてもなおかつ国会に対しても国民に対してもこういう説明をし続けており、数を頼んでこの会期中に成立させると言っておりますが、これはプライバシーの問題でいえば、日本国憲法で定める国民の基本的な人権の根源にかかわる問題であり、これを警察の捜査機関の判断によって捜査をする。結局、テロ対策ということでは、テロリストはどこにいるかわからない敵でありますから、これを想定して疑う理由のある人物に限らず、国家にとって全人口が容疑者とみなされ、さらに通信技術の発展が全人口に対する監視を可能に今しております。

日本の市民もNSAというアメリカの監視機関によって監視されているが、これはジャーナリストの小笠原みどりさんが、あのアメリカ政府職員としてアメリカのこの盗聴問題を暴露したスノーデン氏との一問一答の中で聞いていることですが、日本の市民もNSAに監視されているか、スノーデン氏は、答えはもちろんです。なぜなら、それがコレクト・イット・オールだから、誰一人例外なく傍受され、同じバケツに入れられる。それが無差別監視ですと答えております。アメリカのオンライン誌インターセプトは4月24日、スノーデン氏が提供した新たなNSA機密文書について、日本のNHKと共同で報じました。注目すべきは、NSAが横田基地やキャンプ・ハンセンに監視拠点を構築するために、日本政府が何百億円という資金を提供し、その見返りにNSAは日本側にスパイトレーニングと監視装置を提供してきたという記録でした。エックスキースコアと呼ばれるこの監視装置をスノーデン氏は私にスパイのグーグルと語っていました。ブログやフェイスブックはもちろん、メールやチャットなど非公開のネット情報も含めて世界中の人々の通信を対象にキーワード検索ができるシステムです。

こういうことが既に現実に行われている中で、国連としてはそういうことはしないようにということをこの法案の条約の締結の条件にしているにもかかわらず、相変わらずテロやオリンピックのためということで国会や国民を偽り、数を頼んでこの法案を強行するなど、私

は絶対にあってはならないことだと思います。

NHKの世論調査でも、3月にはこの法案を支持するという人は45%ありましたが、国会審議が進む中で、一番新しい調査では25%と激減しております。こうした問題で国民が大きく声を上げ始めたさなかで、しかも共同通信の調査などによりまして7割近い国民がこの国会で決めるべきではないと言っております。国会で憲法違反の法案をつくっても、つくるとはこれは大臣にも国会議員にも憲法によって禁止をされていることですので、ぜひそれこそ日本国憲法に沿って、こうした無法が行われないようにすることを私はこの人たちの請願の一番、自分たち自身の苦しみとあわせて、今後二度とそういう苦しみを自分たちが受ける、また日本が戦争するような国に現実的にされていく、そしてマスコミなどはそういう監視の中で物が言えないようにしていく、そういう国にしてはならないという思いを強く持って請願が出されたと思います。

議員の皆さんの間から、この間、私に対してこの請願の趣旨そのもの全部には賛成できないけれどもどうしようということではいろんな御意見もありましたが、私は弥富市議会として意見書を出す場合には、賛同していただいた方がもし多数になれば、その多数の人たちが一致できる範囲でやっぱり憲法や基本的人権を守る対応をきちんと国会がしていただくようにするということが請願の趣旨であると思いますので、そこでの意見書の変更はできると思いますので、十分そういうことも御考慮いただきまして、請願は趣旨採択という方法もありますので、御賛同いただいて、そして意見書の中で、今一致できる方向で非常に急を要しますが、政府、国会に対して意見書を出していただく、多くの国民、市民の声を弥富市議会がしっかりと受けとめていただくことを強く要請いたしまして、請願に対する趣旨報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 私は、今回提出をされました「共謀罪」（組織犯罪処罰法）改正に対する貴議会の意見を採択し政府に送付を要求する請願書につきまして、反対、不採択の立場で討論をいたします。

まず冒頭、去る5月23日、そして6月3日とイギリスで起きた2つのテロ事件で亡くなられた方々に対し哀悼の意を表しますとともに、負傷者の方々の一日も早い回復を心から願うものであります。

国際社会におきまして、また我が国においても断じてテロを起こさせてはならない、そういった思いを込めて討論をいたします。

最近の北朝鮮の動きや多発するテロなど、日本を取り巻く環境はますます厳しくなっております。日本が直面をする脅威としては、北朝鮮のミサイルと日本が既に標的として名指しされてしまったテロであります。ミサイルについては、一昨年の平和安全法制においてアメリカとの間で協力をして対応ができる体制ができております。

ところが、テロについては、国際的に重要な条約を日本はまだ締結ができておりません。この条約は国際組織犯罪防止条約（TOC条約）といい、世界の187カ国、地域が締結をしておりますが、わずか11カ国だけがまだ国内の制度が不十分なために締結ができておりません。その一つが日本であります。この条約が締結をされれば、テロ対策のため、各国の警察や捜査機関同士の協力が進みます。日常的に情報交換も進むと考えられます。2020年のオリンピック・パラリンピックを控えて、しっかりと国内の制度を整え、各国と協力をしてテロ対策を進めていく必要があります。

請願書には、既に日本はテロ防止のための13本の国際条約を締結し、国内法整備もされている云々とあり、改正の必要はないとの記述がされております。日本が締結をしているテロを防止する条約として、外務省のホームページでは13の条約を紹介しております。そこには核テロリズム防止条約といったわかりやすいものもあれば、海洋航行不法行為防止条約や国家代表等犯罪防止処罰条約などテロをそれぞれの角度から防ぐための条約もあります。

TOC条約は、テロまたは国際的な組織犯罪の資金源を断つという意味でテロの防止にとって重要な一つの条約であります。実際に2000年の国連総会決議では、全ての国に対し、TOC条約で防止をする国際組織犯罪とテロ活動のつながりを認識すること、中略して、適用することを要請すると宣言をされております。また、2014年の国連安保理決議第2195号でもTOC条約を優先的に批准し、加入し、実施することを要請すると明記をされております。

テロ対策として必要だと国連も認めるTOC条約を世界のほとんどの国が締結をする中で、

日本はまだ締結ができておりません。

2014年6月には、テロ資金供与対策を協議する政府間会合（F A T F）で日本が名指しでT O C条約締結に必要な国内法の整備を行うよう勧告をされました。全く異例の勧告です。テロが活発化をする中、日本が他の国と同様にしっかりと国内法を整備して、世界と協力をしてテロ対策を行っていくことが、国際社会からも強く求められております。

また、T O C条約は重大な犯罪を行うことの合意、または組織的な犯罪集団への参加のどちらか一つを犯罪とするよう求めております。しかし、我が国には合意罪は一部しかなく、参加罪はありません。論理的に考えれば、条約に参加するためにはどうしても新たな法整備が必要です。

また、請願書にはテロ等準備罪法案に対して共謀罪との表現を使っておりますが、今回のテロ等準備罪は共謀罪とは異なります。ところが国会では某政党などからは過去3回も廃案になった共謀罪をまた持ち出すのかと批判をしております。某全国紙では、1面で我々は共謀罪と呼び続けるとの異例の宣言もされております。残念ながらそこに大きな事実誤認があります。かつての共謀罪も組織的な犯罪が対象なので、一般人が対象になってはおりません。しかし、犯罪の合意、つまり心の中で示し合わせた共謀で罰せられます。一方、今回のテロ等準備罪は単なる罪を犯そうという合意だけでは罰することができません。テロ等準備罪ではその犯罪のための具体的な準備行動が必要になります。例えば実際に凶器を購入したとか、現場の下見を行っているだとか、何か行為をして初めて罰することができます。内心の合意で罰せられる共謀罪と具体的な準備行為に踏み込まないと罰せられないテロ等準備罪は異なるものであります。

もう一つ大きな違いは、犯罪を行う組織が組織的犯罪集団でないといけないという点であります。共謀罪では単なる組織でよかったものが、今回のテロ等準備罪では重大な犯罪を起こすために存在をしている集団でなければ処罰の対象にはなりません。ですから、通常の民間団体、サークル、労働組合や国会前でデモを行う集団などは処罰の対象にはなりません。あくまでテロ等準備罪の対象となるのは、テロ組織はもちろんのこと、暴力団、麻薬密売組織や振り込み詐欺集団といった集団でなければなりません。ちなみに、T O C条約で書かれている基本は、内心の合意だけでも罰することができるかつての共謀罪に近いものであります。実はそれが国際的に認められているスタンダードなのであります。

今回のテロ等準備罪では、さらに準備行為が必要なこと、組織的犯罪集団でないといけないことといった上記の2つの条件をあえて厳しく世界水準の上につけ加えられています。ここまで厳しく条件をかけているのは日本だけであります。単純比較はできないものの、T O C条約を締結している187カ国の国の中で、最も抑制的な形で国内法にしているのは日本だと言えます。

念のために申し上げますと、請願書には共謀罪の創設は3回にわたって国民の反対で葬られてきたとありますが、そのうちの2回は衆議院の解散による廃案であります。残り1回は当時の民主党が提案をした修正案を与党が丸のみをしたにもかかわらず、なぜかひっくり返された2006年6月小沢一郎党首の時代であります。

また、請願書には捜査機関による市民生活の監視、盗聴が横行するとの記述がありますが、まずサークルやデモ行進、あるいは労働組合といった一般の団体や一般の市民の皆さんはそもそも処罰の対象ではありません。あくまでも犯罪行為を何度も繰り返しており、しかも重大な犯罪、重大な犯罪というのは4年以上の懲役となる犯罪のことを指します。この重大な犯罪を実行するために集まった集団でなければ、この取り締まりの対象となる組織的犯罪集団とはなりません。例えば、脱税を繰り返している会社があったとして、その会社の目的は重大な犯罪ではなく、脱税をしてでももうけることにあるため組織的犯罪集団にはなりません。犯罪を繰り返していたとしてもこの法律の対象となることはありません。また、今回の法案によって、常時から警察が例えば一般人へのネット監視ができるようになったり、盗聴が可能となったりということはありません。テロ等準備罪の取り締まりのために今までを超えるような捜査手法を認めるとはどこにも書かれておりません。テロ等準備罪もほかの犯罪捜査と同様、捜査機関が犯罪の嫌疑があると認めた場合でなければ捜査を開始することはできません。嫌疑の前の段階で日常的に捜査の対象になることはあり得ません。

今回、国会や一部のメディアでは一億総監視社会になるとの言葉も叫ばれておりますが、果たして1億人を監視するためにどれほどのマンパワーやコストが必要になるのでしょうか。そう考えただけでもいかに非現実的な指摘かがわかります。

こうした不安ばかりをあおるような議論をするのではなく、法案の中身を詰め、さらによいものにしていく審議が必要だと思えます。

請願書にはテロ対策と言いながらテロとは全く関係ない277の通常の犯罪も対象にしている旨の記述がございます。この法案はテロ等準備罪との呼称ですが、正式的には組織的犯罪処罰法改正案です。

では、どのような犯罪がテロ等準備罪、組織的犯罪処罰の対象になるのか考えたいと思います。

これまで申し上げましたように、組織的犯罪集団が行う懲役4年以上の重大犯罪の準備に限られております。具体的には組織的な殺人や建造物への放火、毒物の混入などの直接的なテロの準備から、麻薬の輸出入、人身売買、マネーロンダリングや逃走援助まで、277の犯罪の準備が対象になっております。また、277の犯罪に絞った根拠ではありますが、以前共謀罪を議論した際には対象犯罪は676あると言われておりました。これは単純に懲役4年以上の犯罪を数え上げたものであります。今回、共謀罪とは異なるテロ等準備罪となったことで

対象となる犯罪を絞り込んでおります。なぜ絞り込めたかといいますと、それは犯罪を行う主体の違いにあります。かつての共謀罪では、犯罪の主体は一般的に団体となっておりました。どんな団体かということは解釈に任せるということになっており、考え方に明確でない部分があったため676から絞り込むことができませんでした。ところが、今回、組織的犯罪集団として法文上で定義をはっきりさせております。この明確な定義に沿って組織的犯罪集団が計画をして進めることが現実的にあり得ないような犯罪を676の対象犯罪から除くことができるようになりました。例えば過失罪のように、過失で罪を犯すのは組織が計画をして行うものではありません。こうした検討の結果、対象犯罪が676から277に減ったのであります。こうしてテロ等準備罪は対象犯罪をできるだけ減らしております。

また、合意だけでは犯罪とはならず、実際の準備行為までを必要としております。これらは刑法の謙抑主義と言われる、刑罰は最終手段であって、安易に発動すべきではないという原則にのっとったものであります。

最後に、テロ等準備罪を治安維持法と同視をするような主張に対してであります。請願書にも現代版治安維持法との表現があります。しかし、治安維持法は国体を変革することを目的とした結社を処罰し、その執行において拷問や司法手続を経ない拘束までもが行われた悪法であります。そもそも現憲法と旧憲法では人権に対する考え方が根本的に異なっております。しかも治安維持法の問題は旧憲法下での制度、戦時体制が前提となっております。この成熟した民主主義と司法手続、マスコミ等による監視が行き届いている現在、治安維持法と同様の問題が生じる可能性は皆無であります。一部の政党、政治家がこのような不見識きわまりない主張を繰り返し、ポピュリズムを扇動するような政治は百害あって一利なしであります。そのことによって多くの国民の正しい判断をゆがめられているとしたら、逆に不安を感じます。

日本が今後テロの標的になる可能性は否定できません。国際情勢の中で、国際標準として187の国と地域が締結をしているT O C条約を早期に締結し、テロ等を含む組織犯罪から国民と日本に来る外国の方々を守るために法整備を行うことは法治国家として当然の責務であります。

以上、長々と申し上げましたが、国境を越えて行われるテロに対し、日本が法の抜け穴になってはならないためにも本法案の早期の成立を望み、「共謀罪」（組織犯罪処罰法）改正に対する貴議会の意見を採択し政府に送付を要求する請願書に対し、反対、不採択の討論といたします。

○議長（武田正樹君） 次に。

[挙手する者あり]

○議長（武田正樹君） 大原議員、賛成討論……。

○16番(大原 功君) 賛成じゃなくて、反対の、その今の意見を聞きたいの。

〔「それはできません」の声あり〕

○16番(大原 功君) 反対をされたんだから、反対の意見を聞かないかんがね、そうでしょう。どうして反対されたかがわからんでしょう。意味がわからん、私は。

○議長(武田正樹君) 反対討論の質疑ですか。

○16番(大原 功君) それは、今賛成、反対をしておるんだから、両方聞かないかん。

○議長(武田正樹君) 少し、大原議員、お待ちください。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時57分 休憩

午前11時12分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(武田正樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの大原議員からの質疑ですけれども、討論に対する質疑は認められないという記録がありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、賛成討論の方。

〔挙手する者あり〕

○議長(武田正樹君) 那須議員。

○7番(那須英二君) 私は、この貴議会の意見を採択し政府に送付を要求する請願書に対して、賛成の立場で討論させていただきたいと思ひます。

まず、この今の共謀罪と呼ばれるものに対して、今の政府がどのような態度をとってきたのかということでございますけれども、衆議院のときに強行採決を行っております。どうして強行採決なのかといえば、国民の8割以上の方がまだ説明不足、そして7割以上の方が国会で決めるべきではないという意見がある中で、質疑を途中で打ち切って、しかも討論をさせずにいきなり採決に入った。しかも、わざわざしている騒乱の中でいつの間にか可決されたということを私どもの国会議員のほうから報告を受けております。

そうした中で採決されたものに対して、やはりもう少し慎重に審議すべきではないかというのが私は参議院の役目だと思っております。

あと、治安維持法の再来と呼ばれるべきものでございますけれども、先ほど堀岡議員からもあるありましたけれども、基本的に治安維持法とはじゃあ何なのかということでございまして、絶対主義、天皇制のもとで1925年に制定されたものでございまして、宣伝扇動、財政援助などを禁じたものでございます。43年の創価教育学会事件を初め、キリスト教や仏教徒など、多くの宗教者を弾圧したのものになっています。この治安維持法によって逮捕者は

未送検を含めて全国では数十万人、拷問などによる虐殺、獄死者は1,800人とされておりまして、愛知県でも900件の記録がありまして、取り調べの名による激しい拷問によって虐殺をされたことがございます。

この今の共謀罪は、安倍首相自身が一般人には無関係と説明しておりますし、さっきの治安維持法とは違うと言っておりますけれども、この治安維持法自体も当時の政府の説明は同じ説明で、一般人には無関係ということで施行されたものでございました。ところが、それがだんだんとエスカレートし、何の関係もないような方々にまでそうした冤罪が及ぶことになっていったわけでございます。そうした中で、じゃあ、この今の政府の説明を本当にうのみにしてこのまま通していったら、現行はいいかもしれませんが、徐々に徐々にそうした侵食が起こっていく可能性が大きくあると思っています。

そして、行動としてはやってもいないのに監視される状況になっています。メールやLINE等も盗聴され、これはプライバシーの権利、憲法13条の幸福追求権、プライバシーの権利としてそっとしてほしい、そうした権利を侵害することにもなっています。

また、この参議院で金田法相が組織的犯罪集団構成員ではなく、周辺者が犯罪計画に加われば処罰されることはあり得ると答弁したことや、環境保護団体や人権保護団体を隠れみのに組織犯罪を企てた場合は、共謀罪で処罰されると答弁しております。周辺者や隠れみのにしているかどうかを見分けるには、日常的なものを監視しなければわからないとって市民を監視する権限を警察に与え、それを強大にする法案で答弁が動いているわけでございますので、やはりそうした今の現状においては、徹底審議が必要であり、今の国会で何としても決めるようなやり方は絶対に許すわけにはいかないと私は思っています。

また、新聞報道にもありましたとおり、民主団体や市民団体も対象となることが明らかになってきております。例えば、安保法制や戦争法などのデモ行進やパレードなども抑圧される可能性も出てきますし、実際には現在も警察が若者やママたちが参加する一般市民による原発反対の集会を監視している事実がございます。大衆運動に伴う違法行為や事故を未然に防止するために必要な警備措置を講ずると開き直っておりますけれども、そうした形でこうした共謀罪として、例えば座り込みをするにも、じゃあシート、ござを買った。それは準備をしている行為だというふうに警察が判断すれば、それは共謀罪として適用されていくことになっていく可能性があるということでございます。捜査機関が行うことでございますので、都合のいいように範囲を拡大することが可能になっています。

そうした中で、やはりこの共謀罪に対しては、今、この時点で、今国会の時点でやるべきことではなく、もう少ししっかりと国民に説明しながら行っていくほうがベターだと思っております。

仮に、先ほど言われたように、事実誤認とすれば、じゃあ、説明する必要があるんじゃない

いでしょうか。国民の8割がわかっていない状況、そして7割以上が今国会で決めるべきではないと言っているものに対して、何ゆえ今の国会で決めなければならないのか。そしてまた、さまざまな権利を侵害するおそれがあるとして違憲立法の可能性のあるものを、こうしたおそれがあるものを公職の立場で我々が黙って見ているわけにはいかないと思っております。

そうした意味において、廃案なりまたは慎重審議なりの意見書を私はこの弥富市議会から出すべきだと思っております。

そうしたことを強く述べさせていただきます、賛成討論とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 反対討論をいたします。

日本は2019年にラグビーのワールドカップ、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催をされます。

先ほど堀岡議員が討論されましたように、今や国境を越え、自爆テロ等による事件が多発をしております。テロを含む組織犯罪を未然に防止するため、新たな国内法の整備が必要であり、それがテロ等準備法案でございます。

政府は一般の人にテロ等準備罪に嫌疑が生じることはなく、計画をただけでは処罰にはできないと明確に述べております。

したがって、このたびの請願書の内容と異なりますので、反対をいたします。以上です。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 大原議員。

〔16番 大原功君 退場〕

○議長（武田正樹君） 請願第1号は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立少数と認めます。

よって、請願第1号は不採択とされました。

大原議員に入場を求めます。

[16番 大原功君 入場]

○議長（武田正樹君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時22分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 佐 藤 高 清

同 議員 大 原 功

平成29年6月21日
午後2時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 朝 日 将 貴 | 2番 | 江 崎 貴 大 |
| 3番 | 加 藤 克 之 | 4番 | 高 橋 八重典 |
| 5番 | 永 井 利 明 | 6番 | 鈴 木 みどり |
| 7番 | 那 須 英 二 | 8番 | 三 宮 十五郎 |
| 9番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 朝 日 将 貴 | 2番 | 江 崎 貴 大 |
|----|---------|----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長 | 立 松 則 明 |
| 総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長 | 渡 辺 秀 樹 | 総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 |
| 民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 | 民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長 | 半 田 安 利 |
| 開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 山 守 修 | 教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 | 水 谷 みどり |
| 監 査 委 員 長 事 務 局 長 | 羽 飼 和 彦 | 庁 舎 建 設 準 備 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 秘 書 企 画 課 長 | 佐 藤 雅 人 | 危 機 管 理 課 長 | 伊 藤 淳 人 |
| 税 務 課 長 | 佐 野 智 雄 | 市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 保 険 年 金 課 長 | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長 兼 十 四 山 支 所 長 | 柴 田 寿 文 |

| | | | |
|--------------------------------------|------|--------|--------|
| 福祉課長 | 山下正己 | 児童課長 | 大木弘己 |
| 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長 | 村瀬修 | 商工観光課長 | 大河内博 |
| 土木課長 | 伊藤仁史 | 下水道課長 | 小笠原己喜雄 |
| 生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長 | 安井文雄 | 図書館長 | 山田淳 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書記 | 土方康寛 |
|--------|------|----|------|

6. 議事日程

| | |
|------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第26号 弥富市税条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第27号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第28号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第29号 市道の廃止について |
| 日程第6 | 議案第30号 市道の認定について |
| 日程第7 | 議案第31号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第32号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |

(追加提案)

| | |
|-------|------------------------------|
| 日程第9 | 発議第1号 弥富市庁舎改築等特別委員会の名称変更について |
| 日程第10 | 議員派遣について |
| 日程第11 | 閉会中の継続審査について |

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、朝日将貴議員と江崎貴大議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第26号 弥富市税条例の一部改正について

日程第 3 議案第27号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 4 議案第28号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 5 議案第29号 市道の廃止について

日程第 6 議案第30号 市道の認定について

日程第 7 議案第31号 平成29年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第32号 平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第 2、議案第26号から日程第 8、議案第32号まで、以上 7 件を一括議題とします。

本案 7 件に関し、審査の経過と結果の報告を各委員長に求めます。

まず、炭竈総務建設経済委員長、お願いします。

○総務建設経済委員長（炭竈ふく代君） 総務建設経済委員会に付託されました案件は、議案第26号弥富市税条例の一部改正について初め 5 件です。

本委員会は、去る 6 月16日に、委員全員と委員外 2 名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第26、27、29、30号について、以上 4 件を一括審査しました。

議案第26号弥富市税条例の一部改正については、委員より、今回の改正で特別配当、上場株式等にかかわる所得について、所得税と市税、別々の課税方式を選択できるとあるが、選択によつての納税者のメリットはとの質問に対し、市側より、課税所得900万円以下である場合は所得税で総合課税を、住民税では申告不要を選択すれば、同じ課税方式より納税額は少なくなりますとの答弁がありました。

また、議案第29号市道の廃止について及び議案第30号市道の認定については、委員より、今回の廃止路線の内容はとの質問に対して、市側より、県道の昇格によるもので、県道と市道の重複した路線のうち市道を廃止したものであるとの答弁がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しま

した。

議案第31号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第1号）では、最初に市側より説明を受けました。

委員より、公職選挙法の改正による選挙システム改修費との説明があったが、その内容はとの質問に、市側より、都道府県選挙で同一都道府県内の転入・転出を複数回しても選挙ができるようになったことと、国民審査の期日前投票期間が7日から11日に変更されたことなどによるデータ修正であるとの答弁がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、総務建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、鈴木厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（鈴木みどり君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第28号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について初め3件です。

本委員会は、去る6月15日に、委員全員と委員外1名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第28号弥富市国民健康保険税条例の一部改正についてを審査いたしました。

質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第31号平成29年度弥富市一般会計補正予算（第1号）及び議案第32号平成29年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について審査いたしました。

初めに市側より説明がありましたが、質疑、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決をします。

議案第26号から議案第32号まで、以上7件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第32号まで、以上7件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第1号 弥富市庁舎改築等特別委員会の名称変更について

○議長（武田正樹君） この際、日程第9、発議第1号弥富市庁舎改築等特別委員会の名称変更についてを議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である堀岡議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 発議第1号弥富市庁舎改築等特別委員会の名称変更について、御説明を申し上げます。

この提案の理由は、執行機関が総合計画等で用いております表現と整合性を図るために名称を新庁舎建設特別委員会に変更するものであります。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決をします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決された新庁舎建設特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、新庁舎建設特別委員会は、閉会中も審査を継続する委員会とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議員派遣について

○議長（武田正樹君） 日程第10、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案は会議規則第167条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 閉会中の継続審査について

○議長（武田正樹君） 日程第11、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成29年第2回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時10分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武田正樹

同 議員 朝 日 将 貴

同 議員 江 崎 貴 大